

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 6 日
第 2 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第1回世羅町議会定例会 (第2号)

令和5年3月6日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商工振興課長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 和 泉 秀 宣	せらにし支所長 山 崎 誠
教育長職務代理者 杉 原 正 典	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和5年第1回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年3月6日】

順番	質問者	質問事項
1	2番 上羽場幸男	1 高病原性鳥インフルエンザ発生への対応と今後 2 バイオマス産業都市構想とは
2	11番 山田睦浩	1 自治センターを除く指定管理者制度の現状は 2 子どものインフルエンザワクチン予防接種の状況は
3	8番 松尾陽子	1 安心して安全な子育て環境の整備を
4	1番 高橋公時	1 「尾道」ナンバー導入はいかに 2 マイナンバーカードの将来展望は 3 町長交際費はいかに
5	4番 矢山 武	1 肥料価格高騰対策の申請と町の対応は 2 子ども医療費と保育料、学校給食の無償化を 3 補聴器の購入と聴力検査に補助を
6	5番 向谷伸二	1 道路法面の草木処理について 2 大雪時における除雪体制は

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、高病原性鳥インフルエンザ発生への対応と今後 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 皆さん、おはようございます。皆様の中にも目にされた方、耳にされた方がいると思います。最近町内で国の天然記念物であるコウノトリが目撃されております。私自身も幸運にも2羽のつがいと思われる姿を見ることができました。初めて目撃したのが昨年9月のことでした。ですから半年も世羅町にいてくれていることになります。このまま営巣してくれたらと期待をしているところでございます。幸せを運んできてくれた、そんな気持ちにさせてくれます。しかし同じ鳥の話題でも昨年末、とても残念なことが起こりました。鳥インフルエンザです。現在は関係者の皆様のたいへんなご尽力によりまして終息されたと思われまます。2度と起きないようにと願うばかりでございます。

私の最初の質問はこのことについて伺います。項目1としまして高病原性鳥インフルエンザの発生への対応と今後と題しまして、本町に於いて、残念ながら5例の鳥インフルエンザが発生いたしました。養鶏関連の事業者の皆様は、鳥インフルエンザの予防対策に不断の努力を重ねて来られたにも関わらず、最悪の事態となった事は、残念の極みであろうと心中を察し申し上げるところです。感染経路について究明する事はとても困難であると思われまます。即ち、感染対策も非常に難しい事を示唆していると思われまます。

また、これだけの多大な影響を受けた事業者は事業継続に大きな不安を抱か

れるはずでございます。これは、運送など関連事業者にも同様に大きな影響と不安を与えていることと思います。このような状況の中、1月16日に議会として、養鶏農家に加え、運搬事業者や卵を使う製菓事業者などを対象に経営安定の為に、幅広い支援を求める要望書を町長に提出させていただきました。町長におかれましても、実態を重く受け止められ、速やかに対応されている事に敬意を表するところであります。世羅町の令和3年度主要農産物販売高中、鶏卵は約43%を占めております。事業継続が出来なくなると、町にとって非常に大きな打撃になる事は間違いのないところでございます。

世羅町での高病原性鳥インフルエンザの発症は初めてではあります。事の性質上、県を中心に事態に対処しておりますけれども、町として何をしなくてはならないか、今後に備える事を検討すべきと考えます。よって、次の点について質問をさせていただきます。

1として、町として何をされるか、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。2番 上羽場幸男議員のご質問いただきます「高病原性鳥インフルエンザ発生への対応と今後」についてお答えをさせていただきます。

まず最初にコウノトリの飛来がですね、近年世羅町に見受けられます。多くの方がSNS等に投稿されているのを見させていただきましたけれども、近頃では電柱の上に巣を作ったということがありました。そういう電気事業者等もですね、感電を防ぐためにそういった対処をなされたそうでございますけれども、コウノトリが帰ってこないということで今、たいへんだったということでございました。世羅町で卵をふ化してくれればですね、たいへん喜ばしいことと思っているところでございます。

先ほど来、鳥インフルエンザの内容については縷々申し上げていただきましたけれども、このことに関しては町としてもたいへん大きな問題でございました。多くの方にお世話になったわけでございます。

町として今後何をしていくのかという御質問にお答えさせていただきますけれども、まず、この度の高病原性鳥インフルエンザ発生におきまして、慎重に

は慎重を重ねた防疫対策にも関わらず、目に見えない脅威と日々、対峙されている事業者の皆様、あるいは、発生当日からの殺処分、突然の事業停止を余儀なくされた関係事業者の皆様のご心労はいかばかりかと拝察するところでございます。

また、12月15日の異常鶏の通報以来、年末年始を挟んでの、寒波到来の中、昼夜を問わず防疫作業に従事いただいた県の職員の皆様を始め関係団体の皆様、現場の埋却作業等にご尽力いただいた町内関係事業者の皆様へ感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

まず1点目の「町として何をするか」についてでございますけれども、町では、家畜における悪性伝染病が発生した際の対応マニュアルを従前から整備しておりましたが、この度の高病原性鳥インフルエンザの発生、特に複数例が同時多発的に起きた場合の対応についての課題が見えてまいりました。

特に、迅速な封じ込めのため多くの労力を要する防疫作業におきまして、発生当初からの現場における作業協力のあり方について、広島県と市町の行政区分を超えた広域的な対応について、改めて見直す必要があると考えております。

また、議員のご質問の中でも触れていただいたように、主要農産物でございます鶏卵について、引き続き安心して消費者の皆様にご覧いただけるよう風評被害の防止に努めるとともに、養鶏事業者様の事業継続、事業再開が早期に進むよう関係機関等と連携を密に行なっていくことが、まずは町がすべきことと考えております。先般、その事業者の方とお会いする機会がございまして、町に大変お世話になったということをおっしゃっていただきました。今後頑張っていくからという意気込みをですね、申し述べていただいているところでございます。

そして、来季以降の発生防止のための更なる対応策を、広島県関係機関、事業者各位が連携して模索していくことが必要と考えております。

いろいろと困難な面でございますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この問題はですね、今回初めて、初めてにしては大規模な事態になってきたという、事業者の皆さんたいへんたくさんいらっしゃる

ますので、この際しっかり対応について皆さんのご意見を聞いていただければと思います。

2番目に移ります。今後の見通しについてお尋ねいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「今後の見通しは」についてお答えいたします。

現在、広島県東部畜産事務所を中心に、発生農家を含めた関係者による事業再開協議を発生例ごとに行なっております。

発生事例周辺の住民の皆様にもご安心いただく中で、事業再開が早期に進むようきめ細かな対応を養鶏事業者の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えております。

このような考えのもと、今後の見通しといたしましては、最も早い事業再開を4月下旬から、それ以外の事例におきましても6月中旬から順次、事業再開の予定と聞いているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 事業の再開にあたりまして今度、半年後くらいになるのでしょうか。雛の不足が懸念されると思われまますけれども、このことについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。雛の不足ということについてでございますが、町のほうで雛の数等、特に把握して今後どうかということについては検証しておりませんが、今、雛鶏舎におきましてこういった事例が起きた部分でございますが、実際の再開がですね、早くて半年後、事例によっては今、事業者と県とですね、協議する中に町も入りまして、今後の再開に向けての話し合いをしているところでございますが、事業者によりましては早いほうがいいんですが、1年くらいかかる、やはり防疫等の関係でですね、そういったお話も聞く中で、状況を踏まえますと雛についてはですね、その頃には対応できるという

ふうには私どもは見込んでおります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 県内だけでなくですね、日本国中で同じ事態になっておりますので雛の取り扱いということも懸念されますのでしっかりそこに備えていただければと思います。

次にですね、世羅町としてですね、いち早く国・県の手の届いていない関連事業者への支援策を打ち出していただきました。迅速な対応にですね、非常に感謝をされているところでございます。今後同じようなことが起きたときにですね、町独自の支援は財政的にも非常に限界があると思われれます。今まで支援対象でなかったところに支援ができるように国・県に対してですね、しっかり要望していただくことが必要ではないかと思いますがその点についていかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まさに議員ご指摘のようにですね、この鳥インフルエンザにおきます養鶏事業者、いわゆる今回の鳥インフルエンザで事業を新たにスタートさせなければいけない事業者、養鶏農家さんそのものも勿論でございますが、関連事業者様、非常に今回のことで今後の事業については不安に思われているような状況であるというのは認識しております。今後もこういった鳥インフルエンザにおいては発生をすることはできませんが、絶対しないということは保証できないものでございます。そういったなかで更なる支援を町としても当然していく必要があるというふうに考えております。養鶏事業者さんそのものはですね、国を中心にですね、補てん等の事業がございますので、やはりそちらをまず使っていただくということでそういったのが県を通じてですね、スムーズに補てんできるようなところを産業振興課としては進めてまいりたいと思います。

またそれに伴うそれ以外の支援につきましても、やはり財源が必要というのはご指摘どおりだと思います。これにつきましては、今後もですね、そういった事業を展開できるようにやはり国・県のほうへですね、まず担当課長からもそういったところは普段からですね、要望、協議、会議等の中でですね、話を出して

いくことが重要だというふうに考えておりますので、今後機会をみてですね、しっかり要望していきたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 最初に申しあげたようにですね、非常に防ぐことが困難であると。はっきり言って防ぎようがなかったのかなというような状況になっておりますので、今後ほんと広がる可能性が、毎年起きる可能性があるわけで、たくさんの事業者さんいらっしゃいますので、しっかりその辺のことが考えられるうちにですね、今のうちに考えていただければと思います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうから答弁させていただきます。議員おっしゃられますように、防ぐことができなかつたかというところでありまして、やはり原因究明がなかなかむずかしい部分がございます、さまざまに仮設は立ててみるものですね、むずかしい部分もあります。小動物ではないのかというようなこともありますけれども、なかなか原因究明についてはそこに至ってないというところがございます。広島県並びに国への要望等も行っていました。ちょうどこれについては東部畜産事務所の所長ともいつもやりとりをいたしましたけれども、広島県のほうに私も出張何度かありましたので農林水産局長には会ってですね、これまでの状況と、今後の課題、さまざまに話しをさせていただいたところがございます。

次の質問にありますバイオマスのおきにもですね、上京しましたので、そのときに農水省回らせていただきました。これは広島県に関わらず、全国で起きている鳥インフルエンザの関係において防疫のみならずですね、今後の支援についてもどうかということで、農水省の部課長のところを回ってきました。当日はちょうど副大臣とも会うことができましたので、副大臣から私のほうに鳥インフルエンザがたいへんだったねということでお声掛けいただきました。そのなかで今後についてもいろいろと国においてもよろしく願いますということで、口頭ではありますけれども、お願いをしてきたところがございます。今後、さまざまな事業者とそういった流れを密にしながらですね、国に対してもそういっ

た財政的な事ができないものかいろいろと声を出していきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（米重典子） 次に バイオマス産業都市構想とは。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは項目2といたしましてバイオマス産業都市構想とはと題しまして伺います。バイオマス産業都市構想が国の認定を受けて事業化に向けて動き出すと新聞発表がされました。

8団体で事業構想を策定したとの事でございますが、その中身について示されるべきと考えます。よって、次の点について質問をいたします。

まず1といたしまして、作成主体と事業実施主体とはについてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員の2問目でございます「バイオマス産業都市構想について」のご質問についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては議会のほうでも実施の協議会の予算をお認めていただき、流れを作ってきたところでございます。その間においてはさまざまな専門家の知識、またさまざまな数値について掘り起しをしながら、構想についていろいろと議論をしてまいりました。今回そういった構想について国において認めていただきましたけれども、その内容については、まだ決定したものというものはありませんが、現状では進んでいるものとして国の補助を受けずに進めておられるバイオ燃料の関係がございます。

本構想については、令和3年度において案を作成し、令和4年9月に国へ提出ということになってございます。国において選定されましたのが今年1月12日に農林水産大臣から認定を受けたものでございます。これは農林水産だけではなくてですね、7つの省庁が横断的にいろいろと事業展開されていくようになりますので、そういったところがさまざまところに事業支援をお願いしていくようなこともあると思います。

今後は、この構想に基づきまして、このバイオマスを活用した地域循環型の環境にやさしいまちづくりをめざしてまいります。国においてもカーボンニュートラル、SDGs等の流れが主体的に進めていただいております。町もそれにしっかりですね、乗っかっていけるような事業展開が進むことを願うばかりでございます。

作成主体についてはですね、世羅町がその主体となるということでございます。この作成にあたっての内容検討のために設立しました、この「世羅町バイオマス産業都市構想協議会」においては協議を続けてまいりましたし、今後においても実際運用するほうの協議会も実施していきたいと考えておるところでございます。

構想に掲げられる各内容につきましては民間事業者において実施をされます。それについて町がしっかり見極めるなかで、応援できるものはしていきたいと考えておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一定の説明を受けましたけども、具体的にですね、町はどのような関わり方をされるんでしょうか。というのが、実施主体というのは民間でありますけども、認定を受けて町がたとえば補助金を取ってくるというようなことになるのかなとは思いますが、ただ、他の市町においてもバイオマスのことの尾を引いて賠償問題に発展しているところもありますので、町民の皆様としてはですね、そういうところが少し心配なのかなと思います。そういう点についてももう少し具体的に説明をいただければと思います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まずご質問いただきました町の関わりでございます。町といたしましては、この産業都市構想、いわゆる今後のバイオマス事業の町としての将来に向けての計画書でございます。この計画書がですね、今後事業者様が事業を実施される中で、メリットということになるかと思いますが、補助金をですね、補助事業を行いたいということがございましたら、この計画がある世羅町としてはですね、補助事業を比較的優先

的に国のほうへですね、申請をすることが有利だというふうに聞いておるところでございます。ですから町の関わりとしましては事業者様からそういった事業展開のなかで補助金の相談があった場合は、そういったところにしっかり話を聞いて町を通して申請される事業であれば町のほうはその申請をですね、県を通じて国のほうへ挙げるといったような、関わりが出てくるのではないかと思います。

その関連だと思いますが、もう1点ご質問いただいたですね、他の市町でそういったなかで補助金の返還に絡んで大きな問題が発生しているというようなことでございます。こちらのほうにつきましては私どもも新聞等で認識しております。こういったところが当然、起こってはですね、当然町としても大きな損害でございます。世羅町といたしましては、そういったところにつきましては当然と言えば当然なんです、もし事業者様から相談があった場合はですね、特に町を通る補助金というような場合は審査についてはですね、勿論県なりにも相談しながら、しっかりした審査、当然厳しい審査をしてですね、当然返還の可能性があるようなものは当然通りませんが、そういったところについてはですね、より厳しい目でですね、審査をしていくということが重要ではないかと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、ご答弁いただいたようにですね、非常に心配されるところでありますので、しっかりとした審査、また町としても認定を10年の計画を出して認定を受けておるわけですから、そこにはそれなりの責任が生じてくると思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

次にですね、先ほどの町長のご答弁の中に世羅町バイオマス産業都市構想協議会ということが出てまいりました。実施にあたっての協議会とおっしゃいましたけども、この構成メンバーというのはどのような形になりますでしょうか。お尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。この協議会でございます

が、先ほど町長の答弁の中にありました世羅町バイオマス産業都市構想協議会、こちらにおきましては、この産業都市構想という計画を作るためのですね、策定するための検討される協議会ということで、これはいったん策定いたしましたので、解散しておるといふものでございます。今、ご質問いただきました実施に向かつての協議会ということのご質問だったかと思えます。実施にあたりましては、メンバーといたしましては、学識経験者、町民の代表、町内産業関係者、事業関係者、それから世羅町というふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のメンバーの中に町民の代表ということがありましたけども、町民の代表とはどのような方を想定をされておりますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 協議会の町民の代表ということでございます。現在想定しておりますのは、この協議会、今後は実施に向けての協議会でございますので、それぞれのプロジェクト、事業でございますが、たとえば畜産堆肥を使うメタンガス発電等になりますと、やはり畜産関係者、それから木質バイオマスガスの発電事業になりますと、やはり今度は林業の関係者。そういったようなそれぞれのプロジェクトごとに専門的な関係、いわゆる直接の事業者様ではなくてですね、町民の皆様の中の有識者と言いますか、そういった方が町民の代表ということで今、想定しておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、わかりました。こういう構想、認定されたということを発表されたわけですがけれども、民間の事業者の反応はどのような反応がありましたでしょうか。また加わりそうな事業者というものがあるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） この民間事業者さんの反応でございますが、まずご存じのようにですね、この認定につきましては新聞にも掲載されたところでございます。それ以後ですね、すべての事業者様が私、課長のほうへ直接話しをされたということではないんですが、今3事業者さんくらいが電話等でですね、新聞を見たんだけど、うちとしてそういったバイオマス事業を世羅町のほうと一緒に何かできることはないかというふうに考えているんだけど、どういった内容なんだろうかというような、まず中身がどうかという以前にですね、世羅町としてどういうことを考えておられるのかなというようなご質問のお問合せ、それから担当課のほうへ来庁された分もございますので、いわゆる反応としてはですね、やはり今のバイオマス事業というのは各社ともですね、いわゆる国の進めていることでもございますので、反応は割とあるんだなあというふうに、逆に私どももびっくりしている部分もございます。

また今後ですね、実際の事業に参画されるような事業者さんがどうかということでございますが、前回この産業都市構想という計画を策定した中へですね、やはり参考にさせていただきました事業者さんが協議会におられましたので、やはりそういったなかの事業者様につきましては今後も展開を当然考えておられると思いますので、そういった事業者さんは具体的な参画を、事業の実施をですね、当然進めてまいられるというふうに思っているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、次の2番目に移ります。地域のバイオマス利用計画の中身についてお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 2点目の「地域のバイオマス利用計画の中身は」についてお答えします。

利用計画といたしましては、4つの柱を計画しております。

1つ目は、廃食用油などの油脂廃棄物を利用し、バイオ重油などを製造する燃料化・リサイクル事業。2つ目は、家畜の糞尿を利用し発電するバイオガス

発電事業。3つ目は、間伐材等を利用し発電する木質バイオマスガス発電事業。4つ目は、稲わらやもみ殻などを利用し農地の土壌改良などを行うバイオ炭事業となっております。

以上、4つのプロジェクトがですね、本構想の計画の柱ということでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 計画書を見させていただきますと、その内容が、何年になんていうことをやっていこうというような計画は見せていただくことができます。それですね、4つの柱とされておりますけども、油脂廃棄物利用の燃料化リサイクル事業はもう既に町内で動き始めていると聞いておりますし、見ております。そこに対して、今、世羅町はどのような関わり方をしているのか、それについてお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご質問の中にあります油脂を使ったバイオ燃料の事業のことであるかと思えます。こちらはですね、今、まさにご指摘いただきましたように事業が動いているのではないかというふうには私どもも聞いております。但しですね、これにつきましては、先ほどこの構想のメリットということかということで申しました、補助金ですね、申請等について特に私どものほうへですね、産業振興課のほうへは相談が特になくてですね、自らの資金でやられているのではないかというふうにお見受けしております。そういった状況でございますので、事業の具体的な内容につきましては、把握できてない部分が多いかと思えます。特に産業振興課としてはですね、事業の具体につきましては特に把握できてないというのが事実でございます。町といたしましてはそういった事業を行うということになりますと、それ以外ですね、関連した申請とか、県に申請することが多いかと思えますが、そういった事業の関連の申請等は、県等にも出されて、当然法に沿ってですね、事業者様がきちっとやられていると思いますので、そういったのは場合によっては町としての関わりが出てくるのではないかというふうに思っ

おりますが、産業振興課としては具体的事業のものについてはですね、詳しくは把握できておりません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 4つの柱とされているもうひとつのですね、家畜の糞尿利用のバイオガス発電事業の計画の中身についてどのようなことを想定されているか、お尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。この計画の中で想定しておりますプロジェクトのひとつ、家畜の糞尿を利用したですね、バイオガス発電事業というものでございます。こちらはですね、町内にあります家畜の糞尿、家畜排せつ物でございますが、それをですね、いわゆるメタンガスの発酵施設のほうへですね、原料として利用する。それによってですね、今度は発電をするといったような施設になってまいります。この施設はですね、計画の中で言いますと、すべてのいわゆる家畜の糞尿を利用してですね、先ほど言いましたように発電を行っていく施設というふうになっております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） バイオガス発電事業に関しては、結局糞尿が必要であるということで、計画書の中身を見せていただきますとですね、世羅町の場合は豚糞尿というのが、湿潤量、湿気を含んだ量が57,720tと想定をされております。年にですね。ほかに同じような事業をやっているところがないかなと思って私も調べてみたんですけども、兵庫県の養父市というところにやはりこのガス事業、もう事業化されてですね、実際に動いているところがあります。ここに関してですね、豚糞の量をみてみますと、5,000t弱ですね。結局10分の1くらいな量であります。世羅町の。これだけの量を使っていくんですけども、計画の中でですね。この養父市の実態というのを見て来られたことがありますか、いかがでしょう。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 養父市でですね、同じような事業を実施されているということは存じておるところでございますが、実際の状態と言いますか、実際の現地については、私どもまだ確認を、存じ上げていないところがございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 皆さんご承知のとおりですね、世羅町には豚糞による臭害というのをですね、長年抱えておりまして、まだ問題解決に至っておらんわけですが、住民の方に非常に、たいへんな苦痛を与えていることがあります。これを住民の方としてはですね、こういったことがなくなることを多分望んでおられるという声を聞くわけですが、こういうバイオマスのガス発電をしていこうとしますと、それを豚舎がですね、町の中にあることを想定して計画をされておるんじゃないかという懸念を持たれるわけですがこの点についてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 豚糞を使ったですね、事業の展開ということで、いわゆる豚舎があるところに施設をというご質問ではないかと思えます。これにつきましてはまずこの計画につきましては、先ほど答弁させていただきましたように町内全体からですね、家畜排せつ物の利用をまず考えているというのが大前提でございます。当然ですね、町内全体なので、いろんな家畜が当然おりますが、当然そのなかには豚も含まれております。ということでですね、全くじゃあ、豚の糞は使いませんよというものではございませんので、それも全体の中の一例という言い方はちょっとあれかもしれませんが、可能性としてはですね、当然、考える中へですね、含まれているということについてはまちがいではございません。それ以外の牛であったり、鶏であったり、それも当然同じ形で原料としてですね、捉えているというものが計画全体でございます。そのなかでですね、いわゆる豚の糞尿等もですね、当然対象となってくるというのは計画のなかでは当然入っておりますので、万が一そういった施設の

ですね、豚糞を利用するという事になった場合、やはり一番重要に捉えなければいけないのは、議員のご指摘いただきました臭気がどうかということですね、当然町としては、一番重要な課題であったり、最優先する解決事項だというふうには考えております。長くなりましたが、豚糞を利用することはないですということをごさいます。当然町内全体の家畜の糞尿を考えておりますので豚糞の利用も入っておりますが、そういった利用を事業者様が進められるということになりますと、当然臭気が課題になっている地域もございまして、当然臭気の発生を抑えると、もしくは臭気がなくなることを目標にですね、当然、事業を進めていただく必要があるというふうに考えておりますので、いわゆるこのバイオマスを進めるために場合によっては臭気が増えたりですね、全く解決につながらないといったような事業はですね、やはり町としても応援はできないものというふうに認識しておりますので、そこはしっかり見ていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私自身としてもですね、このバイオマス産業都市構想は非常にいいことだと思います。循環型社会を作っていく。今、どちらかというところと迷惑がられているものがこうやってエネルギーに変わっていく。そういうことはですね、非常に今後の将来を見てもですね、非常にこういうことがやっていかないといけないことは大事なことだと思います。ただ先ほど申し上げたように、今の臭気問題とどのように絡むかというのが非常に心配なところがあります。臭気問題についてはですね、町民課のほうで対応されていると思いますが、ちょっと関連がありますので、町民課の課長にですね、今、そういう地域のほうに出向いていかれておりますけれども、そういったことについての皆さんの懸念というのは聞かれておりますでしょうか、いかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。この件につきましては、先般、新聞報道がなされたところでございますけれども、ちょうどその数日後にですね、地元公害対策委員会の方々と臭気問題に関する町主催の形での報告会を

すね、たまたま企画をしております、その会のほうへ産業振興課長にも同席をいただいて、当日、それに関連するようお願いをいただきました。そのなかでこの上羽場議員のほうへの質問にお答えしているような内容です。産業振興課長のほうも当日、地元のほうへ説明をして、一定程度どういう流れかというものはご理解をいただけたのではないかと考えております。今後におきましても地元の方々とすね、しっかりそうした不安なり、疑問、そういったものが解消できるようにすね、町民課としてもしっかりつないでまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 住民の方への説明、そして皆さんの同意ということもたいへん重要なことだと思いますので、しっかりその辺を対応していただければと思います。皆さんの懸念はすね、そういうところにあることはまちがないと思います。ですからその辺のことについてはしっかり対応をお願いしていきたいと、そう思います。

それでは次にすね、目指す将来像と目標についてお尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。3点目の「目指す将来像と目標は」についてお答えいたします。

原料となるバイオマスの目標利用量を10年後の令和14年度に設定しております。ここで言います利用量と申しますのは利用の料金ではなくてすね、利用する量というものでございます。この4つのプロジェクトをすね、掲げておりますが、実現することで目標の利用量を達成し、バイオマスの地産地消、循環型社会の形成、地域産業の創出を目指すこととしております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のことばの中にすね、目標の利用量についての設定とございますけども、目標の利用量、これを達成するよにということですが、この設定量をどのような設定をされているのか。ちょっと中身につ

いて説明をいただけますでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 利用量の設定でございますが、計画書の中にも当然掲載しておるものでございますが、たとえば先ほど言いました家畜排せつ物で言いますと、現在町内にある排せつ物の内ですね、99.64%はですね、利用してまいりたいというふうに目標としてはですね、利用率等は定めております。これがですね、やはりすべて100%ということが理想ではございますが、やはり堆肥として当然今まで通り使うものと、バイオマスのほうへ利用するものということも考えるなかで、こういった目標になっておるところでございます。木くずを使う木質バイオマス等におきますとですね、これはですね、木材をどんどん切ってどんどん使うということだけではございませんので、基本的には木くずであったり、山に残っている林地残材、そういったようなものでございますので、こういったものは極力すべて使っていくということで100%の利用というふうな形でですね、それぞれのバイオマスの種類によって目標を設定しておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一定の説明を受けましたけれども、現在ですね、家畜排せつ物についてはほぼ全量が堆肥化されておるということを伺っております。この構想の中にも入っておりますが、計画の中に。それで堆肥化されておるということはたいへんな利用されておるというふうに解釈できるわけですが、これを今度ガス発電のほうに回したときにですね、堆肥というところの解決はうまくできるのでしょうか。いかがでしょう。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） いわゆる畜産の家畜排せつ物、糞尿でございますが、こちらが今、ご指摘いただきましたように、計画の中でもですね、現在の利用につきましてはほぼ94%、ほぼ利用はできてますというふうに整理しております。確かにこれは、現在どの畜産農家さんにおかれましても堆肥化して

製品として出されたり、また自家用のですね、肥料としてですね、使われたり、また近隣の農家のほうへ利用していただいたりということですね、どこかに溜まったままということはほとんどないということで94%の利用というふうになっておるところでございます。

普通に考えるとですね、利用きっちりできているので問題ないじゃないかというふうに当然思われる部分もある中ですね、またバイオマスのほうへどういうふうに利用していくのかということになるかと思えます。これはですね、このバイオマスの計画の考えのなかではですね、94%の利用はされておりますが、これが毎月安定的にですね、必ず出ていっているのかと言いますと、畜産農家さん等に聞きますと、時期、出る時期がですね、周辺農家の利用等でありますと、秋と春前ですね。議員よくご存じだと思いますが、いわゆる堆肥を振ってですね、すき込む時期というのがもう決まっておりますので、なかなか年間通じて安定的に出るのはむずかしいという中ですね、やはり滞る時期が随分あるというふうにも聞いております。そういったところがございまして、それが先ほど言いました滞ったなかで環境、周辺の環境にですね、影響を与えているということもあるやというふうに思っております。そういった解決も含めてですね、バイオマス事業のほうへ適切に利用ができれば、そちらへ、施設の規模によりましてですね、まだ利用量というのはいわゆる具体化していくなかで、計画とは変わってくる部分があるかと思えますが、そこらにつきましてもですね、農家ごとにどの程度のものがバイオマスのほうへ回せるかということについても当然今後、事業を実施される中でしっかり検討いただく必要もございまして、そういった滞ることもなくなるような、環境にも配慮できるような形がとればというふうに思っておりますので、そこらについてはスムーズな利用ができるものと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次に移ります。地域経済波及効果はどうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。4点目の「地域経済波及効果は」についてでございます。

本構想の4つのプロジェクトが実施された場合には、構想の計画の中で、経済波及効果は総額で約73億円と見込んでおります。

そのうち、雇用者所得によるものが約9億円と見込まれ、地域経済への波及効果を期待しております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 地域経済にですね、しっかり寄与することを望んでおります。一応こうやって数字を出していらっしゃるんですけども、これはたいへんむずかしいと思いますから、これはこれくらいとしまして、次の5番目、新規雇用創出効果についてどのようにみていらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 5点目の「新規雇用創出効果は」についてお答えいたします。

4つのプロジェクトごとの新規雇用者数でございますが、燃料化リサイクル事業で最大の10人。バイオガス発電事業で最大の10人。木質バイオマスガス発電事業で最大の5人。バイオ炭事業で最大の20人。4つのプロジェクトの実施により、合計で最大45人の雇用の創出というところを期待しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 雇用創出の効果でありますけども、先ほど申し上げた兵庫県養父市の場合ですね、事業計画が世羅町が立てているよりだいぶ規模が小さいわけですけども、それでも雇用創出効果300何人ということが言われていますがこれについてはどう思われますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご指摘の養父市の300人規模の雇用ということでございます。施設も世羅町の計画の中にあります案よりも規模が小さいなかでこの人数の雇用ということのご指摘でございますが、まずですね、世羅町の先ほど答弁いたしました45人につきましては、いわゆる事業者の直接雇用に伴うもので、各プロジェクトごとに合わせて45人ということで、これ直接でございますので、養父市のほうのほうですね、大変私も勉強不足なんですけど、300人の算出根拠がつかめておりませんので、単純比較がむずかしいのではないかなとはちょっとと思いますが、私どももこれも想像でございますが、世羅町の場合もですね、直接雇用以外に、当然これに伴います先ほどの経済効果もそれに伴う1次、2次という関連事業者さんが当然動いてまいりますので、それに伴う雇用というのもですね、出てくるのではないかなというふうには考えられます。養父市様のほうがですね、この300人がもしかしたらですね、そういった関連事業者様とかですね、そういったような雇用も見込んでですね、はじかれていますのではないかなというふうには、これは想像でございますが。そういったなかでですね、今のところ養父市さんの根拠がわからないので比較はむずかしいところでございますが、世羅町においても直接以外の雇用もですね、当然生まれてきていただきたいとは思いますが、それがですね、地域の活性化につながっていくことが重要と考えるので、しっかりいわゆる事業者様の具体的なところが出てくるなかでは、そういった部分についても、雇用についてもしっかり聞いていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 縷々バイオマスの産業都市構想のことについていろいろお尋ねをしたわけなんですけど、これは今の世羅町、この地域にとっても合っているのではないかなと私自身は思うとるわけなんです。だから今後しっかり研究をしていただいてですね、順調に進んでいくことを願うわけなんです。議会としましても、先ほどから兵庫県の養父市のことを例に挙げておりますけれども、これに関して今度視察にですね、行ってみたいかと考えております。そこでしっかり数年、3年位経っておりますので、その間のどんな問題が起きたか

とか、問題がないのが一番いいんですけども、その辺のことをしっかり勉強してですね、また議会の活動に活かしていきたいと思います。どうぞ順調にいきますようにですね、また町長のことばをいただければと思います。これで私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ありがとうございます。是非、現場を見るということは大切だと思っております。今回の4つのプロジェクトについてはですね、国が示す先ほど申しましたカーボンニュートラル等含めて、地球に優しい、なおかつですね、この地域循環型というところを核として町で仕上げてきたものではありますがけれども、実際行動に移すとなるとさまざまなハードルがたくさんあると思っております。まずどういった民間事業者がいらっしゃるのかという、把握が必要になってまいります。

ひとつのバイオ燃料についてはですね、これを立ち上げたすぐにですね、そういった燃料を使う道路の関係の会社がですね、すぐ世羅町で立地をしたいというふうに言っていただき、その本社にも訪問させていただきました。どういう流れなのかということでございます。いわゆる世羅に本社を置くという、ひとつの事業展開をするという約束をいただきまして、いわゆる企業誘致につながったものでございます。この者においてもですね、事業規模をかなり大きくしていきたいということで世羅を本社にして、全国に展開をしようというひとつの意気込みを持っていただいております。これはかなり事業とすればですね、かなり大きな規模になってくるものと期待をしています。ただ、やはりその事業の流れもですね、うまく世の中の流れと、この燃料を使うということに関してですね、噛み合っていないかということも思っておりますので、是非今後とも密に連携を取りながら、進めていければと思っておりますし、更にこういったバイオ燃料の者もですね、他にも参入があるのではないかというひとつ流れが聞こえてきておりますので、そういったところはどうなっていくのかまだ不明確な点もございます。

それと先ほどメタン発酵の話をしていただきました。新聞に載って地域の方もこれどうなるとるんかということではびっくりされたようでございます。当初、

臭気問題を考える中でひとつの手段としてこのバイオマスができることによつてですね、その臭気が解決しないものかということもですね、役員さんの方にひと言は申し述べたんですが、その時点ではまだ何も決まってございませんし、現状でもまだ畜産排泄物の部分が一番多いのがなんと牛の排泄物を使われるメタン発酵が全国展開されているのが多くございます。今回、ほぼ事業化、今回の産業都市構想に選ばれた町がですね、見てみますと、北海道がほとんどでして、そういった牛の関係のバイオマスが進んでおりますし、東側の地域、山間部においてもほぼ牛のほうが多くて、その事業者は結構牛の排泄物を使うというところと組んでやられているようなところが多くございます。ただ世羅町には牛のみならず、豚も、鳥もたくさん環境に関係することで危惧されるところがたくさんございますので、そういったところにいかに参入いただいて、喜んでいただける施設でないと誘致もできませんので、しっかり研究をしていきたいと思っております。

議会においてもこのメタン発酵といえばですね、幅広くございます。養父市にもありますが、大分の日田市のほうにも同様に新しい施設ございます。日田のほうで事業展開されているところもあると聞きますし、全国で、こういったメタン発酵、これ豚のみならずですね、いろいろと調査が必要かなと思っております、やはり直接事業者に会うのではなくて、その地域の人に会って声を聞きたいと思っております。迷惑施設になってませんかというところが一番だと思います。私もこのメタンを考えるときには臭気問題の解決が一番であるということを担当課にいろいろと申し述べております。そこが解決しない限りは町としてもそういった流れは作らないということになろうかと思っております。そういった観点からですね、いろいろと研究してまいりたいと思っております。

もうひとつ今度は木質のバイオマスです。以前申し上げたと思うんですけども、やはり今、バッファゾーン等やっております、伐採した木々についてはチップにされる方もいらっしゃいますけど、ほぼが焼却等であります。現状では西大田ではそういったチップを活用した圃場整備に活用されております。これも結構な量がいるということで、今、かなり頑張っているというところが聞かえております。これが一応解決すればですね、今後においてはそういったチップについてもどういうふうに使っていくかということになろうかと

思います。ひとつは堆肥と混ぜて堆肥の中で活用することも勿論ですが、こういった木質バイオマスの事業者が入ってきたときに、その容量と、いわゆる需給バランスがきちっと合うことでないとできませんので、そういったところをしっかりと研究もしてまいりたいと。既に何社か木質で世羅町でという声はあるんですけども、電力供給のいわゆる高圧がどこで活用できるかというところで一番課題になっております。前にも申しました自民党の農林水産委員会で私、それ発表させていただいてですね、どうにかすべきであるということで、経産省に是非そういったところも声を大きく挙げてくださいというお願いをしております。

最後のバイオ炭の関係です。これはひとつカーボンニュートラルのなかでは炭を地中に戻すことで大きなカーボンクレジットが発生するというのを聞いてございます。そういったところへ取組まれている大きな者が今回の協議会にも参入いただいています。そういった全国展開もみながら、世羅町で言えばもみがらであったり、さまざまな稲わらであったり、ほかの剪定枝であったり、いろんなものが活用できるものがあればですね、そういった流れを作っていければと。そうなれば冬の仕事も、農業法人等で進めばいいなとは思っています。いくら収入になる部分をしっかりと作っていくことが必要だと思っておりますが、なかなか現状では仕事がしんどいと言うて言われている法人も結構あるようでございます。

それとですね、この木質のみならずバイオ炭の流れでいくと、それを加工してまたいろんなものに作り替えていくというようなことも聞いております。田んぼへ入れるだけでなく、炭をどういうふうな活用するかというところ。そういったところがまだまだ研究段階であろうと思います。国もいろいろと考えられておりますけれども、そこの日本という地域、限られた資源のなかでどう循環していくかというところは世羅町がせつかく広島県では2番目でございますが、現状今、お隣ではなかなかそういった活用策ができてないから、広島県中の世羅町には期待しているという、この間も話をいただいたところでございます。いろんなことに取組んでいく、チャレンジしていければと考えておりますので、いろいろ議会でも研究いただきまして、ご示唆いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で2番 上羽場幸男議員の一般質問を終わります。
ここで休憩いたします。再開は10時25分いたします。

休 憩 10時10分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

自治センターを除く指定管理者制度の現状は 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） それでは早速一般質問に入らせていただきます。

今定例会には2つの項目を一般質問させていただきます。まず項目1といたしまして、自治センターを除く指定管理者制度の現状は。

質問の要旨でございます。「公の施設」の管理運営主体については、公共性の観点から地方自治法により、公共団体等に限定（管理委託制度）されていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月公布、9月に施行され民間事業者等にも「公の施設」の管理運営を委ねることを可能とした指定管理者制度が設けられました。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的効率化に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが考えられます。

また、民間のノウハウを生かして、絶え間なく変化し多様化する住民ニーズに応え単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業やサービスが可能になるなどのメリットがあります。

一方で、指定管理者が自治体に代わって公の施設を運営するので、自治体は運営の意識を持ちにくくなる可能性があり、また、その施設で直接住民に顔を合わせるのは指定管理者であるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応ができない可能性もあるのではないのでしょうか。

併せて、経費縮減優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間終了

ごとに指定管理者が変わることによって、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったり、指定期間終了を迎え新たな指定管理者を公募しても現行の指定管理者しか手が挙がらず、運営に関する新たな提案が出にくいと言うデメリットもあるのではないのでしょうか。

今回の質問では、指定管理を最長 10 年に延長した観光施設及び緑地等管理中央センターなど、また、これらに対する町の監査委員の意見などを踏まえつつ質していきたいと思います。

それでは（１）町の指定管理者制度の現況は。自治センターを除くものでございます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 11 番 山田睦浩議員の今回は 2 問いただきますけれども、自治センターを除く指定管理者制度の現状についてのご質問をいただいたところでございます。

先ほど来この指定管理者制度については、これまでの流れについても説明いただきましたし、また議員が危惧される点についてもいろいろとお話しをいただいたところでございます。これまでも指定管理者制度続けていく中で、途中で撤退をしていただいた、私のほうから頼んで代わっていただいたところもありますし、以前においては短期間ゆえに、投資をしたが、次の指定管理者に代えられたということでもかなり憤慨をされてですね、かなり投資をしていた器具をいろいろと持って帰られましたけれども、なかなかその時点では大きな損失があったということでもお話しも私のほうにいただいた過去がございます。そういうことでやはりかなり長いスパンでのそういった指定管理者制度を望んでおられた現状も過去にはございました。

町の指定管理施設のうちで、各地区の自治センターと体育館などのスポーツ施設を除くものというご質問でございます。となりますと、八田原グリーンパークであったり、世羅の宿ひがし、旅行村など今回ご提案して一部お認めをいただいたところありますけれども、それについていろいろと監査委員の意見等踏まえるなかでのご質問と思います。この施設については多数あるわけでございますけれども、どの施設におきましても、それぞれの指定管理者が各施設の設置管

理条例の目的に沿った適正な運営をされていることを現地での調査や報告書等で確認している状況ではございます。

商工観光課の所管する指定管理施設におきましても、指定管理者と町が連携をしっかりとしまして、施設の修繕を含めた運営と管理を継続していきたいと考えているところでございます。

施設を少しでも町から切り離していくということは必要ではあると思いますけれども、その現状をしっかりと踏まえるなかですね、今後さまざまな方向でですね、議論、計画をどうするか、継続して検討してまいりたいと考えているところでございます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今、町長の答弁の、答弁書の前の指定期間の短かったときにいろんな問題が起こったというのがお話しされたんですが、それで 10 年、長いスパンでというふうに理解させてもらったんですが、今まさに今回の指定管理制度の肝となっている部分ではないかなと思いますので、こうしたことをね、課長、しっかりね、議会に説明していただきたいということなんですよ。今回議案第 13 号が委員会付託されたというのはそこら辺なんです。そこをしっかりと丁寧に議会に説明していただきたいなと思います。

また答弁の中で現地踏査あるいは報告書等でしておるというふうなことがありましたが、これは各観光施設、どのペースでやられておるのか。また報告書等の内容がわかりましたらお願いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理施設につきましては、指定管理者とその全期間について包括的なことを結ぶ基本協定書というのを結びます。その協定書の 11 条の中には、毎月の報告は翌月 10 日まで報告書を挙げると。12 条におきますと、毎年度終了後、60 日以内に事業報告書を挙げるということがございます。

こういう報告書で中身については確認しているところでございます。それと担当係につきましては、各施設を順次巡回をしておりますし、或いは施設内で突

発的な不具合等もございますので、そういった意味で伺うことが多くございます。そういったなかでその施設の支配人であったり、スタッフであったり、そういう方々と意識の共有を図りながら、施設の維持管理に務めているところでございます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） それでは、全く過去何年間か利用がなかった施設についての報告書等というのは、内容はどのようになっています？

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。各施設につきましてはそれぞれの施設が点在をしておりますので、施設ごとの人数の報告がございます。その人数の報告であったり、その施設ごとの利用状況、あるいは課題、修繕点等報告をいただき、毎年予算前の 10 月、11 月のときにはそういった打合せをするなかで、次年度の予算化に向けて計画づくりに努めていくということでございます。

○11 番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 言い方が悪かったのかもしれませんが、施設の利用がなかったところの内容ですね、というふうに理解していいんですか。名称を言えば八田原グリーンパークの内容をおっしゃったと理解していいんですか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。すべての施設においてはですね、それぞれ固有の施設がございますので、その施設につきましては利用人数であったり、その施設の使い方、報告等が挙がってくるところでございます。当該の使われてないものにつきましては、使われてないとすれば、たとえば 0 であったり、少数であったり、そういう報告になっていると思います。

○11 番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 0 なんです。それが聞きたかったんです。にもかかわ

らず、10月、11月の予算前には次年度予算に向けてのことを過去ずっと何年間かやって来られたということで理解させてもらっていいんですね。2つの施設については。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理区域につきましては、その区域のなかの管理につきましては、どういう管理をされるかというのは管理者と協議を進めていくところでございますけれども、やはり使い方、お客様の動向については濃淡がございますので、その濃淡のなかでどういう利用があるかというところがございます。主立ってメインとなる施設につきましては、やはりお客様の声であったり、ニーズであったり、そういうご要望がありますので、その快適性を図るためにはどうしたほうがいいのかということは次年度の予算等で、微修繕とか、修繕工事とか、必要となるものは予算化を図っていくところでございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 次の（2）に入ります。各施設の指定管理者制度の、管理期間、金額、業務内容、人員、これは自治センターを除くものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは2点目の各施設の指定管理者制度の管理期間、金額、業務内容、人員についてのご質問についてお答えします。

商工観光課の所管する指定管理施設の管理期間は、八田原グリーンパーク、せらにし青少年旅行村及び世羅の宿ひがしが令和2年4月から令和5年3月まで、道の駅世羅、せら香遊ランドが令和3年4月から令和6年3月まで、4ヶ所の産直市場、せら県民公園、せら農業公園、権現山農村公園が平成31年4月から令和6年3月までとなっています。

指定管理料のうち、八田原グリーンパーク、世羅の宿ひがし、道の駅世羅、せら香遊ランド、せらにし青少年旅行村においては、利用料金制度による収益を考慮した指定管理料を算定しております。

その他の産直市場等では、合併浄化槽等の法定管理費用を指定管理料として支出する場合があります。

業務内容、人員については、各施設で適切な人員配置により管理運営をされております。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） ここで2番のところで、各施設の管理期間のはよくわかるんですが、指定管理料というのをメインとして聞いておるつもりでおったんですが、聞き方が悪く、また通告書の書き方も悪かったのかもしれないんですが、指定管理料について具体的な金額をお願いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理料の算出及び集客施設であるせらにし青少年旅行村、八田原グリーンパーク、香遊ランド等につきましては、料金利用制度に則って算出をしております。指定管理者を募集する前の期間の売上高、ですから施設利用料金でありますとか、その他収入、物販の販売でありますとか、イベントの収入、そういった収入の見込みを出します。そこから支出としますと、人件費、光熱水費、設備等保守点検、機械植栽警備、維持修繕費、業務委託等かかる費用を積み重ねをいたします。そのなかでマイナス部分が出ますので、その額が指定管理料の算出の根拠となります。

○議長（米重典子） 根拠ではなくて金額はわからないんですか。

▼【山田議員：「根拠は聞いておりません。具体的な金額を。根拠は今の利用料金制度による収益、それが根拠ですよ。私が聞いたのは具体的な金額でございます。」】

○議長（米重典子） 山田議員挙手して。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 根拠はよくわかります。ここに書いてあります。いろいろ料金制度の収益を考慮した。ここですよ。じゃなしに、具体的な金額を教えてくださいと言ったわけです。よろしく申し上げます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） すみません、すべて手元に資料持っておりませんが、単年度でいきますと、世羅の宿ひがしでいきますと、524万9000円、せらにし青少年旅行村で1436万2000円、八田原グリーンパークで309万6000円でございます。これは令和4年度の費用でございます。

○議長（米重典子） ほかのところはわからない？道の駅世羅、香遊ランド、ここに出ているものだけでもわかれば。出ますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。せら香遊ランドにおきましては642万9000円、道の駅世羅でいきますと2227万4000円でございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 金額についてはわかりました。算出根拠も御説明いただいたので、よくわかりました。

続いて3番に入ります。各施設について町が考える「あるべき姿」とは。自治センターを除くものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「各施設について町が考える「あるべき姿」とは」のご質問についてお答えします。

商工観光課の所管する産直市場を除く指定管理施設については、平成28年度「世羅町観光施設のリニューアル検討」を行っており、その検討内容を受けまして各施設の改修など具体的な取り組みを進めています。

町から指定管理者に対しましては、指定管理施設の設置目的を見失わないような管理運営をしていただくようお願いするとともに点検・確認を行ってまいります。

また、利用促進や施設整備・運営、民活の積極的導入を視野に入れた施設譲渡を含め、今後の施設のあり方につきましても、関係課において検討を深めてまい

ります。

○11 番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今、答弁のなかで、世羅町観光施設リニューアル検討というのがありましたが、平成 28 年、今から何年前ですか。6 年位前ですか。その際全部で 9 施設、観光施設 9 施設というふうに理解しておるつもりでおりますが、そのなかに旧甲山町の古城山展望台がありますよね。以前からずっと課長というか、商工観光課の課長には伝えさせてもらっておるんですが、依然として古城山にある看板、あるいは場内にあります但し書き、注意書きというのが甲山町となっているんです。もうないですよ、甲山町。毎年私の居住する地区が 1 月に清掃登山と銘打って上がらせてもらっておりますが、地区の方がまだ直つとらんと、まだ直つとらんと。毎年のように言われるんです。挙句の果てには古城山の説明が書かれた看板があるんですが、誰かがいたずらで看板に穴をあけたんですね。ブリキの看板なんですけど、穴があけられとる。いろいろ説明があつて最後に甲山町と。課長が商工観光課の課長になられて何回か伝えさせてもらってますよね。その際、一番最初に伝えさせてもらったときには、あの中に灰皿があるよと。これ、撤去していただきました。いつの間にかね。伝えた甲斐があつたなというふうに思ったんですけど、未だに中は甲山町のままということになっております。これちょっと余談ですが、早くそういうところもね、今、そこに行かれる方が非常に多いです。1 月に毎年上がるんですが、その際にもすれ違う方が多いときで、60 何人の方とすれ違うんです。その都度どこから来られましたかと聞きます。ほとんど町外の方が来られてます。ありがたいなと思つていつも登山させてもらうんですが、そうした観光的にも非常にいい施設だというふうに思っているんで、そうしたものを紹介するところというのは早く世羅町に変えるべきかなというふうに思います。

今の世羅町観光施設のリニューアル検討のなかにも今の非常になかなか使われていないという未利用施設が平成 28 年位から、それ以前からかも知れませんが、検討はされておるんですが、なかなか前向きな方向にはいってないのが事実ではないかなというふうに思いますが、この点、リニューアル施設検討についてはどのように担当課とされて考えておられるのか、考えをお聞かせください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず1点目のご指摘いただいた古城山の件でございますけれども、なかなか至りませんで、失礼をいたしております。地元の保全会様と協議をしながらいろいろと整備については一体となって取組んでいるところでございます。今、ここ数年、3密にならない世羅町につきましては非常に紅葉であったり、桜であったり、楽しまれるお客さまは多くございます。そういった意味で整備であったり、修繕については早期に取組まれるように努力をしております。

リニューアル検討でございますが、リニューアル検討につきましては4本の柱がございます。まず1本目はですね、投資を集中しまして、施設の健全性の確保や、魅力の増進を図っていくということがまず1点目でございます。2点目でいきますと、機能連携、施設間の機能連携を図っていくということが視点でございます。3点目でいきますと、施設の機能の特化、秀でた機能や高品質なサービスを提供する。そういった視点でございます。4点目としますと、民間のノウハウを活用する。民間ノウハウによる施設の運営の拡張という項目がございます。この項目でいきますと、民間事業者による事業提案などを積極的に取り入れ、柔軟性を高め、施設の整備管理運営を行っていくことが重要であるというようなことが書かれております。そういった意味でそれを受けまして当時でいきますと、直営施設が3施設、指定管理施設について6施設をリニューアル検討として挙げているところでございます。その4つの視点を基にリニューアル方針を挙げましてリニューアル等の内容を推進していくということになってございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今の課長述べられましたリニューアルの基本方向4つ書かれております。一番最後の（4）のところですね、（4）の最下段、地域住民との協働による維持管理を推進し、町の財政負担の軽減に努めていくことも必要であるというふうに書かれております。答弁の中では利用促進や施設整備、運営、民活の積極的導入を視野に入れた施設譲渡を含めというふうに今回答弁されました。この施設譲渡、ここはどの辺りの施設を譲渡を含めておられるのか、

お聞かせください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理者、指定管理施設につきましては、やはり条令であり、条例に定める料金にやはり束縛されるというか、制約を受けるところがございます。やはり自由度が高くないところがございます。やはり自分達独自でいろいろリノベーションしたいときとか、積極的なご提案があったときになかなか世羅町も着いていけないところがございます。そういった意味で個別具体ではありませんけど、私どものほうから手を離れて使っていただいたほうがいいような場合であったら、そういうような新たな取組みに踏み出す余地もあるというところがございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 非常にオブラートに包んだ、玉虫色の答弁であったのではないかというふうに思います。しっかりこの公文書でないにしても、答弁書のほうに施設譲渡を含めということをも明記された以上、またこの場でも答弁された以上、そういうところがあるのかなというふうに私自身が思ったので、再質問させていただきました。

続きまして（4）各施設の指定管理者が企画実施した自主事業は。自治センターを除くものがございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 4点目の「各施設の指定管理者が企画実施した自主事業は」のご質問についてお答えします。

ここ数年間で実施された主な自主事業については、八田原グリーンパークでは八田原ダムが一望できるダムビューサイトを造成されております。また、せらし青少年旅行村では、電源付きオートキャンプ場を造成されております。せら香遊ランドにおいては、グランピング施設を導入されております。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 先日来全員協議会等でこのことを各議員から質疑があった際に、昨今のキャンプブームというふうなことをしきりにおっしゃっていらっしやいました。確かにまさに全国的にキャンプブームでございますが、ブームというのは流行りすたりもあるんじゃないかなというふうに思います。課長も同じように子どもの頃からいろんなブームがありましたけど、未だに続いているのではないと思うんですね。このキャンプ自体も、グランピング自体も一過性のものということも懸念に入れながらこういう事も考えていただけないかなというふうに思います。

次行きます。（5）各施設の指定管理料以外にどの程度収益を上げておられるのでしょうか。自治センターを除くものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 5点目の「各施設の指定管理料以外にどの程度収益を上げているのか」のご質問についてお答えします。

各指定管理施設においては、施設使用料、レンタル料、物品などの売上げなどにより収益を上げられております。

なお、想定以上の売上げが出た際などは、併せて人件費も上昇するなどある程度の経費もかかっていることが報告されています。また、余剰金が発生した際は、施設修繕などに率先して充てていただき、サービス・利便性の向上に努めていただいております。

○11 番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今の答弁の中で余剰金が発生した際は施設修繕などに率先して充てていただくというふうに答弁されました。過去にこうした余剰金が発生してこれらに充てられた施設はどちらの施設でしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず八田原グリーンパークがあります。芦田湖オートキャンプ場につきましては、炊事棟のシンクをイメージアップし、お湯が出るような改修であったり、ダム湖が見える新サイトを創設

してサイト内に電源とシンクを設置したり、あるいは男女のトイレの便座を温水洗浄便座に更新したという事案がございました。

せらにし青少年旅行村につきましては、先ほどありました電源付きオートキャンプ場の整備であったり、シャワー室の維持修繕、設置、そういったものがこれまであったところでございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今、2つの施設が挙がりました。八田原グリーンパークに関してはよくわかりました。後者のせらにし青少年旅行村なのですが、指定管理料が単年度で1400万でしたか。その際、まだ令和4年途中なのであれですが、令和3年度の収支についてはいかがでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お尋ねになりましたせらにし青少年旅行村、令和3年度の状況でございますけれども、令和2年度と比べまして売上高は増加しておりますし、当期純利益も出ております。

○議長（米重典子） 収支ということは金額ということじゃないんでしょうか。上がっているとか、下がっているじゃなくて、いくら入っていくら出ているということの意味の収支ではないでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 大変失礼をいたしました。令和3年度の実績値でございますけれども、私の手元にあります資料でいきますと、売上高は739万2000円、売上げ原価が20万6000円、売上総利益が718万6000円、販売費が2119万3000円、営業利益、これ損失になります。1400万7000円でございます。次に営業外収益が1669万7000円、営業外費用が0でございます。経常利益につきましては269万円、税引前当期損失が269万円、法人税が63万7000円、よって当期純利益が205万3000円となっております。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） こちらの施設に関しては常任委員会に付託されましたので、そのときにまた詳しく質問あるいは質疑をしていきたいと思えます。

続きまして（6）に入ります。（6）八田原郷土民俗資料館は見学者もほとんどなく民間譲渡を検討すべきではないでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 6点目の「八田原郷土民俗資料館は見学者もほとんどなく民間譲渡を検討すべきでは」のご質問についてお答えします。

ご質問にありますとおり、八田原郷土民俗資料館については、ここ数年において見学の申込みがない状態が続いております。

この八田原郷土民俗資料館については、八田原ダム建設時に八田原地域にありました住居を移設され、水没地域となった八田原地域の歴史と財産を後世に伝承するとともに、ダム周辺の整備の一環として、現在の場所に設置されております。

一時期には、食堂も設置され、花見シーズンを中心に利活用が行われた時期もありましたが、近年においては、周辺の状況にも左右され利活用度は低下しております。

今後、オートキャンプ場などの周辺の活況創出による飲食事業の復活を期待しているところであり、次期指定管理期間での利活用を図りたいと考えております。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 昨年、第4回定例会の開会中の産業建設常任委員会で12月9日の日にこちらの施設に現地調査に行かせていただきました。その際、現地の施設内に入る前に、副町長のほうからこれまでの施設等の歴史、こうなった歴史というのをお話いただいたのかなというふうに記憶しておるんですが、その際、常任委員会のメンバーだけでしたので、今日は議会全員おりますし、その後、1月24日、この施設が新聞のほうで大きく報道されまして、その際、住民の方より誰も使っていないところに税金を投入されておるのかというふうな非常に厳しいお電話を頂戴したところでございます。12月9日の現地での副町長の説明

をもう一度お聞かせいただきたいなというふうに思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは 11 番 山田議員からのご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘いただきますように、この施設の沿革について私から申し述べさせていただきますと存じます。

この民俗資料館、担当課長が申しあげましたように、かつて八田原ダムの建設時に、八田原地域にですね、現存しておった古民家、これはかなりの大きな農家で行っていただきました。その遺構と言いますか、現物する家屋を水没させることなく、その地域に残ししっかりと保全、またダム水没にあたっての経過を残していくひとつの建物として保存をしていくということが当時の建設省でありましたけれども、八田原ダムの建設にあたっての営みで行われたものでございます。八田原ダムにつきましては昭和 44 年に計画が発表されて、調査が始まったというふうに記憶をしております。その中で水没地域にあたりましては 55 戸が水没をされたという経過、またその調査があるなかで、国におかれまして水源地域対策特別措置法、これはダム建設にあたってのその地域をしっかりと将来に伝承していくというねらいもございまして、そのなかの一環として行われたものでございます。昭和 63 年にその民家の移設が終了し、平成 3 年あたりからですね、ダムの完成を間近にしまして、その一帯の整備が一体的に行われたものでございます。その当時においてははしだれ桜、また大手企業の保養施設等も相まったなかで、多くの観光客をお迎えをし、特に花巡りシーズン、その当時の花見シーズンにおいては活況を呈しておったところでございます。この現存する建物につきましては、その当時食堂、またお出でいただかれました方への当時の八田原地域の暮らしぶり、そういったものを展示するひとつの大きな施設でございました。その後、周辺の観光自体が下火になってきた現実がございまして、その利活用度が低下をしているものでございます。そのなかでも現在におきましては管理、最低限の管理になりますけれども、現存するなかで、その館内に展示をしている歴史を物語る物品については保存ができていくという状況でございます。指定管理施設のひとつの建物として今、位置づいておるわけでございますけれども、令和 4 年の第 2 回の定例監査におきましても、その利活用についてはしっか

りを行うようにということで指摘もいただいたところでございます。このたびにつきましては、10年という指定管理期間の中にですね、それを加えることによりまして、今まで管理に留まっている建物が今一度その地域の歴史を保全をし、そして皆様方に利活用していただけるように取り計らってまいりたいと考えておるところでございます。沿革と現状についての説明が加わりましたけれども、以上私から沿革について申し述べさせていただきます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 12月9日に見させていただきました郷土民俗資料館のほう、展示してある過去の礼法ですか、そういったもの。今となつては貴重な資料ではないかなと思いますので、これから始まる指定管理期間のなかで、先ほどもあった食堂等が復活して観光で来られるお客さんが増えることを、熱望というか、なればいいなというふうに思うので、この辺も含めてよろしく願いいたします。

続きましてこれ（7）は同じようなことなんですが、（7）緑地等管理中央センターは活用しないのなら民間譲渡を検討すべきではないでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 7点目の「緑地等管理中央センターは活用しないのなら民間譲渡を検討すべきでは」のご質問についてお答えします。

緑地等管理中央センターについては、ここ数年においては低利用の施設であると認識しております。

なお、令和5年度からの指定管理制度での事業計画によりますと、館内に全年齢を対象とした遊べるスペースの作成、隣接するサイクリングセンターで、Eバイクやクロスバイクなどの自転車レンタル事業の実施などの新たなる取り組みのご提案をいただいております。指定管理制度における利活用を図ってまいりたいと考えております。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 質問の要旨のところでも申させていただきましたが、指

定管理者が自治体に代わって公の施設を運営するので、自治体は運営の意識を持ちにくくなる可能性、ここが非常に大きいのではないかなというふうに思います。この先の10年間、これから先の10年間でしっかりとこの答弁されたことが叶っていくようにしていただきたいなど。金は出すけど口は出さんというスタンスではなく、しっかりと指定管理者と共により良い施設となることをお願いしておきます。

それでは最後、(8) 上記(6)(7)の監査結果報告の意見について、どのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(前川弘樹) それでは8点目の「上記(6)(7)の監査結果報告の意見について、どのように受け止めているのか」のご質問についてお答えします。

監査委員をはじめ、施設利用者など各方面から様々なご意見をいただいているところであります。それを受けまして時代にあった適切な施設管理となるようニーズを踏まえて対応してまいります。

○11番(山田睦浩) はい。

○議長(米重典子) 11番 山田睦浩議員。

○11番(山田睦浩) 重く受け止めておられますでしょうか。

○商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(前川弘樹) 受け止めております。

○11番(山田睦浩) はい。

○議長(米重典子) 11番 山田睦浩議員。

○11番(山田睦浩) 重く受け止めてください。令和4年11月10日の監査意見の回答書には、今の緑地等管理中央センター、これについては、現在指定管理者に指定管理施設を指定管理をお願いしていますが、有効活用できるような運営方法について管理者に検討してもらっているところです。次期の指定管理を受諾されれば、新たな活用策が見出せるものと考えております。どのような活用策を見出しておられるのか、お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まずは、お礼を申し上げます。先般の議案審議では慎重にご審議をいただきまして、次期指定管理者をお認めいただきまして誠にありがとうございます。次の指定管理者につきましてはたとえば告示であったり、10年間の包括的な基本協定であったり、年度別協定を結ぶといったことを進めていくこととなります。具体の計画をいただいておりますので、その反映につきましては協議を深めていくことになろうかと思えます。先ほどありました民俗資料館の活用であったり、緑地センターにつきましても魅力的な取組みを考えていらっしゃいます。3年間で取組まれたなかで、いろいろ温めていらっしゃる案としますと、やはり自転車は鍵になると。近隣の府中市の施設、河佐狭、あるいは周辺を踏まえて回遊できるような取組みができないだろうかというようなことで、提案をいただいております。その実現に向けて私どもがどういう応援ができるのかとか、そういったことは協議を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今の郷土民俗資料館のほう、監査委員の意見では見学者もほとんどなく、民間活用を検討すべき施設でありますというふうな意見がございました。その際の回答として施設譲渡を含めた施設の在り方を検討調査していきますというふうに回答されておりますが、先ほど来出ております施設譲渡を含めた、この辺りの、ここに回答された考えをお尋ねいたします。施設譲渡のところ。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理施設につきましては、これまで期間が短かったが故にですね、非常に投資がしにくかったということがございます。これまでさまざまな機関のご意見であったり、図書を参考にすなかで、長期的な指定管理制度の活用がよかろうということで今回取組んでいったところでございます。リニューアル検討でありましたように、民間の積

極的な投資を引き出すという意味では、期間を延ばしたことによってこういう提案が出ましたので、八田原グリーンパークにつきましては今の施設が点在しております。その点在しておる魅力をいかに深め、広めていくかというところでございますので、この利用促進につきましては施設の使い方を踏まえてですね、次なる指定管理者が提案をいただいておりますので、その実現に向けてご努力いただきますし、我々はその行方を見守っていくということになります。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） いろいろと質問させていただきましたが、何も町内にある観光施設を利用者が少ない所は切っていけ、譲渡していけというふうなことを積極的に申し上げているのではなく、指定期間を長くとったのであれば、その施設が観光客がどんどん来られて交流人口が増えていく、ここが一番肝になるのではないかなというふうなことを申させていただきますして1問目の質問を終わらせていただきます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 山田議員からのご質問に私からお答えをさせていただきます。議員ご示唆いただきますように、この指定管理者制度につきましては、なかなか行政ではその姿勢を出し切ることができない効率的な営業、また運用について、その一步を踏み出すものの制度のひとつでもございます。管理もいただきながらという形になりますけれども、指定管理期間、また指定管理者が決定している、その期間中決定したからと言ってですね、その部分をその期間を安堵できるものではないと考えております。1年、1年のその指定管理者の、また指定管理施設の状況をしっかりと見定めるなかで、その指定管理期間をどう経過していくのか。お互いにしっかりと現状把握なり、協議分析をする必要があると受け止めております。そのなかで現在も提案いただいているところはその長期間に亘る期間を持つてのこれから更にその施設を利活用したいという提案でございますので、その利活用の歩みについても一緒に歩む必要があると思っております。施設の不具合についてはいただいた意見、修繕部分は

速やかに対応できるものは対応し、その指定管理の効果が早期に発現できるように取組むべきと考えておるところでございます。監査からのご意見もその2つの施設について譲渡も含めた検討ということでご指摘もいただきました。譲渡にあたりましては、議員からもおっしゃっていただきましたように、譲渡できるものと、町がしっかりと残し続けなければならないもの、そういったものもございます。また相手方とのその擦り合わせも必要になってまいります。管理における収益、またその施設が相手方に譲渡したことによって更に効果を生むのかどうか、しっかりと検証を行いながら、これからの指定管理期間を1年1年、またその状況をしっかりとこちら側も、いわゆる行政側もですね、見ながら進めてまいりたいと。その上で譲渡につながるものがあれば、しっかりと財産抑制の中で行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） 次に 子どものインフルエンザワクチン予防接種の状況は 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） それでは2項目目に入ります。子どものインフルエンザワクチン予防接種の状況は。質問の要旨でございます。子どもがインフルエンザに罹患してしまうと、乳幼児などでは気管支炎や肺炎、中耳炎の合併症になるおそれもあるほか、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い重い合併症を起こすこともあるようです。

子どもに対する予防接種については、関係機関などによってその効果について賛否はあるものの、1歳以上6歳未満の幼児の場合ワクチン接種により20%から30%の発病を阻止する効果があるという結果も出ております。

一方で、コロナ禍により各家庭、特に乳幼児を育てる若年層家庭は経済状況が冷え込み、家族全員が接種をするとすると、かなりの負担を強いられているのではないのでしょうか。

子育て世帯への手厚い施策を図られていることは十分に把握をしておりますが、今一度一部助成について再考を期待するものでございます。

(1) 県内の接種助成の状況は。全額補助も含んだものでございます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） では山田議員の2問目でございます「子どものインフルエンザワクチン予防接種の状況」のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、県内の接種助成、全額補助を含む状況についてのご質問でございます。

予防接種とは、病気に対する免疫をつけるためにワクチンを接種するもので、ワクチンを接種することで、感染や重症化を予防するという事と、社会に病気がまん延するのを防ぐことを主な目的としています。

予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する「定期接種」と、希望者が各自の判断で受ける「任意接種」があります。接種費用は、定期接種は公費ですが、任意接種は自己負担となります。

議員ご質問のインフルエンザワクチンは「任意接種」となり自己負担が発生しますが、重症例では肺炎・脳症など合併症の心配もあり、ワクチンでの予防が望まれます。

インフルエンザワクチン予防接種の県内の助成状況は、全額を助成している市町は2市町、1回接種に対して4,000円、2回接種に対して7,000円の上限を設定し、ほぼ全額を助成している市町が1町、1回接種につき1,000円の助成を行っている市町は2町、1回接種につき800円の助成を行っている市町は1市、その他17市町は助成を行っていない状況でございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今回この質問をさせてもらったのは、乳幼児を、要旨のほうでも述べさせていただきましたが、乳幼児を育てられておられるご家庭のほうが高いんだと。助成金をいただいても医療機関で差異があって、どうしても高いんだと。ご家庭から相談を受けまして、子どもだけ打つわけにはいかないと。当然お父さん、お母さんも打つとなると非常に高額になってくるということ。またコロナ禍によって経済状況も冷え込んだ中でのそうしたことになるので、何とかならないものだろうかという相談を受けました。これ小学校に上がるまでのご家庭の方から受けました。県内の状況はよくわかりました。

次の（２）本町の一部助成金額と利用状況についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは山田議員ご質問の（２）本町の一部助成金額と利用状況はについてお答えいたします。

本町での助成額は1回接種あたり1,000円としまして、助成回数は一人当たり2回までとしております。

接種実績としましては、令和元年度1,271件、令和2年度1,328件、令和3年度897件、令和4年度1月末現在で642件の接種があります。年齢によりまして2回接種の場合もございますので、実人数までは把握はできておりませんが、接種件数は令和2年度以降は減少の傾向にあります。

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、感染予防対策の意識が向上したものと思われれます。このことに伴ってインフルエンザの発症も減少したと推察されまして、新たに始まりました新型コロナウイルス感染症への予防接種に対して、保護者の方々の意識が向いている様子も伺えます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 1回が1,000円、2回が2,000円ということの答弁いただきましたが、医療機関によってそこから先の金額が違うというのは、なんで違うんでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○子育て支援課長（山名智並） 医療機関によりまして接種料金が違うという内訳でございますが、これはまずワクチンのメーカーが違う場合がございます。そして接種をされる場合に、医師の方が直接接種される場合と、それから医師以外の看護師の方がされる場合での金額の違い。それから初診料等の違い、それから接種するときの針の大きさなどが違った場合によるものがあります。これによって料金が変わってくるようでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） よくわかりました。

(3) 高額な負担を避けるため、罹患してから受診すれば結果として安価な保険診療で済むので、あえて負担が大きい予防接種をしないという家庭もあるようでございます。このことについて担当課としては把握されておられますでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 負担が大きい予防接種をされないご家庭の把握についてお答えをいたします。

保護者の方々からは、助成金額や手続き内容、助成対象になっている医療機関などについてのご相談やお問い合わせをいただいております。医療機関ごとに、接種費用が異なりますので、安価で接種できる医療機関を望む声もあるものと推察をいたします。

また、子どもがインフルエンザに罹患をすることによりまして、子ども園や学校へ出席停止となることや、保護者の方が仕事へ出勤できない状況等を避けるために、予防対策としましてワクチン接種を選択をされる保護者の方が多いと考えております。議員おっしゃいますようなご家庭については現在、把握はできておりません。

子育て支援課といたしましては、任意接種でありますため、保護者の方々が接種されるご本人の意思で、ワクチンの接種を自己選択していただくために必要な情報提供とか相談に努めてまいりたいと考えております。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この家庭の方はこの家庭の考え方でちょっと聞いて理解するまでに時間かかったんですが、なるほどそういうことかというふうに、これはこれで良いのかなと思ったり、いやいやワクチン打ってよと思ったりもしたんですが、今後1回の助成が1,000円、合計2,000円、2,000円が3,000円、3,000円が4,000円となるように、担当課とされましてしっかりと予算を確保していただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 県内の状況もみながら、また保護者の方々の状況も確認しながら、いい方向を見出していきたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で 11 番 山田陸浩議員の一般質問を終わります。

次に安心して安全な子育て環境の整備を 8 番 松尾陽子議員。

○8 番（松尾陽子） はい、議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

物品の持ち込みについてこれを許可しています

○8 番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に則って質問をさせていただきます。

公明党は「子供の幸せを最優先する社会」をめざして、結党以来、教科書の無償配布や、児童手当の創設など多くの政策を実現してきました。2006 年には、『少子社会トータルプラン』を策定し、このプランに掲げた不妊治療の保険適用拡大が、本年 4 月から実現しました。幼児教育・保育の無償化は、3 歳児～5 歳児のすべてと住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳児を対象に 2019 年 10 月から実現をしています。

しかしながら、子育て支援に関する日本の予算規模は、出生率を回復した欧州諸国と比べるときわめて低い水準にあると言わざるをえません。また、少子化は、コロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進んでいます。厚生労働省の「2021 年人口動態統計」によれば、2021 年に生まれた子どもの数は、過去最少の 81 万 1622 人で、想定よりも 7 年程度早く少子化が進んでいます。核家族化・地域のつながりの希薄化が進む中で、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもを巡る状況は大変深刻です。また近年、子どもを持つことに対する希望が低下し、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えていることが指摘されています。

こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを、国家戦略と位置付けて進めなければならないとの認識に立ち、昨年 11 月に『子育て応援トータルプラン』を発表いたしました。

▼【『子育て応援トータルプラン』を示しながら】

この表はその応援トータルプランを一元化してライフステージに則って表として表したものです。このピンクの部分が、現在、来年度の予算で拡充がされる部分ですね。この赤の部分が今現在補正予算などで拡充することが決定している部分です。紫で囲っている部分はさ来年拡充がたぶんされるだろうということが見込める、そういうプランになっております。

これを踏まえてですね、今年4月からは「子ども基本法」が施行され、子ども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも、子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望をもって幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進める時だと考えます。これから幅広く4点にわたって質問させていただきます。

まずはじめに0歳児の見守り訪問事業の展開についてお伺いをいたします。

この度、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した「伴奏型相談支援」と妊娠・出産時に合計10万円相当を支給する財源が、国の補正予算により確保されました。

本町でも妊婦健診審査等の交通費や育児関連用品の購入、子育て支援サービス利用料にかかる費用助成のため妊娠期と出産後に現金で支給をされます。

明石市では、他の地域に先駆けて子育てを経験した市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品をご自宅にお届けし、その際、育児の不安や悩みを聴いたり、役立つ情報を伝える0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」を2020年10月よりスタートされています。

本町においても訪問事業を実施されておりますが、0歳児の見守り訪問事業の具体的な内容・展開についてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 8番 松尾陽子議員の安心で安全な子育て環境の整備についてご質問をいただいたところでございます。私からは1点目の本町におきます0歳児の見守り訪問事業の具体的な内容、展開について申し述べたいと思っておりますけれども、議員先ほどいろいろと国の施策について党としていろいろと頑張っているんだということを言っていただきました。子育て施策も国・県のさまざまな指針等もあり、それに対して町も同様に行っておるなかに、世羅町独自の

いろいろな予算を組み立ててまいりました。子育て支援施策については世羅町は他の市町に比べて頑張っているというふうに言っていただくこともありますけれども、まだまだそれぞれ保護者の方からのご要望もたくさん、先ほどのワクチン接種ではありませんけれどもあると考えているところでございます。

ご質問いただきます見守り訪問事業の展開でございますが、毎月1回母子保健推進員や子育て世代包括支援センターの広場担当保育士が在宅子育て家庭を訪問いたしまして、子育て事業を掲載しました「だっこカレンダー」というものがございますが、配付する活動を行っております。地区担当の母子保健推進員が毎月訪問することで、子どもの成長を保護者と共に喜び、子どもに関する質問や相談があった場合には、子育て支援課の保健師へとつなぐことで早期対応を図っております。

また、今年度の新規事業で計画しております「子育て世代食育推進事業」において、栄養士や保育士が年2回在宅子育て家庭を訪問し、直接「食育啓発品」を保護者へ手渡し、食育に関する情報提供や相談などに対応しているところでございます。

引き続き、すべての子ども達の健やかな育ちに向けて、子どもを育てることの楽しさや充実感を感じられるよう、地域全体で温かく子どもたちを育むための仕組みづくりに努めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、ご説明いただいたなかで「だっこカレンダー」というのがありましたけれども、これはちらしのようなもの配布されているのでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員ご質問の「だっこカレンダー」についてでございます。これは大きさをしますとA4サイズの横の形にしました1か月分のカレンダーの形の中にひろばでありますとか、いろいろな子育てのイベント情報、それから健診などの情報を加えたものを載せております。そちらを配布していただくという形にしております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） これを地区担当の母子保健推進委員が毎月訪問してお配りをすると。この対象となる件数ですけれども、どのくらいの件数になりますか。

○ 子育て支援課長（山名智並） はい。

○ 議長（米重典子） 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（山名智並） 対象の件数でございます。2月現在の件数が124件でございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） わかりました。次の質問に入っていきたいと思います。この見守り訪問事業を展開していくうえで人材育成、その人材の確保、こういうことが重要になってくるというふうに考えますけれども、そのための体制整備はどのようになっているのでしょうか、ご答弁いただきたいと思います。

○ 子育て支援課長（山名智並） はい。

○ 議長（米重典子） 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（山名智並） 続きまして(1)のイ「見守り訪問事業のための人材育成や確保のための体制整備は」についてお答えをいたします。

母子保健推進員は現在 32 名でございます。町内に居住する助産師、保健師及び知識経験者の中から町長が委嘱し、2年間の任期により担当地区の在宅子育て家庭に対しての訪問や、乳幼児健診での身体計測、離乳食教室での託児などをお願いしております。

人材育成としましては、実際に子どもと触れ合うための抱っこの方法や、本町で新たに実施している産後ケア事業などについて今年度は2回の研修会を行っております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 今のご説明の中でですね、母子保健推進委員が32名がいらっしゃって、町内に居住する助産師、保健師、これはわかるんですが、知識経験者のなかからというふうにありました。知識経験者というのは具体的に言う

と、学校の先生であるとか、保育士さんであるとか、幼稚園の先生であるとか、そういった資格を持った方を言うのか、それとも子育て経験のある人、全般を通して知識経験者というふうにくくっていらっしゃるのか、その点についてお伺いいたします。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 知識経験者でございますが、議員おっしゃいますとおりかつて学校の先生をされていた方々、それから保育士されていた方々、それから子育て経験が豊富と言いますか、子育て経験をなさった方々、各種は地域でご活躍をされてきた方々、さまざまな方がいらっしゃいます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） よくわかりました。人材育成としてですね、今年度は2回の研修会を実施したというふうにおっしゃいました。この2回の研修会というのは母子保健推進委員の方の研修というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 研修会はまさにおっしゃいますように母子保健推進委員の研修会でございます。ただ外部から講師を招いて行う研修もございましたので、その折には民生委員の方々にも出席を呼びかけまして一緒に研修を行いました。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） その体制のなかでですね、現在32名でされているということでもありますけれども、先ほど124件対象があるということでした。この32名で1か月で回らんといけんわけですよ。体制的にはこれで十分間に合う状況なんではないでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 32名で町内を回っていただくわけなんです、

現在は、充足しているものと思っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） わかりました。回っていくというのはたいへんな作業だと思っておりますので、ご苦労がかなりあるんじゃないかというふうにも思いますが、頑張っていたきたいと思っております。

その次にグリーフケア、妊娠をしてもですね、流産をしてしまったりとか、死産になってしまったりとか、なかなか育たないという、そういう悲しい思いをされる方もいらっしゃると思うんですけども。この応援給付金のなかで、交付金を使った事業のなかで、このグリーフケアについても活用できるというふうに聞いておりますけれども、その点についてまたグリーフケアを含めてご説明をいただければと思っております。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは、ウの「グリーフケアは」についてお答えします。

グリーフケアとは、流産とか死産を経験され深い悲しみや喪失感をもった女性に寄り添い、再び日常生活に適應できるように援助することです。

現在、相談実績はない状況ではございますが、相談を希望される場合は子育て世代包括支援センターにおきまして、保健師が相談者のプライバシーに配慮し、落ち着いて相談いただけるような雰囲気づくり等、寄り添った対応と必要な支援につなげていきたいと考えております。

国の補助につきましてもこのたび出産子育て応援交付金が創設されましたが、そのなかで妊娠をされましたが、出産が叶わなかった方に対しても交付金が出されるように措置をされております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この子育て世代包括支援センターにおいて相談業務をされるということでもありますけれども、そのことがなかなか周知されていないかなというふうにも思っています。広島県でも不妊専門相談センターという

のがあって、そこでグリーンケアもしていただけるということを聞いております。そのことを周知するっていうことがすごく重要なんじゃないかなと。なかなか自分からはこういう状況というのはね、お話ししにくいという状況もあるかと思えます。

海田町の取組みとして、相談がこういうところでできますよということを広報でお知らせをしたというお話しを聞かせていただきました。ですので、亡くなってつらい思いをされている方が気軽に相談ができる場所があるということをね、是非とも周知をしていただきたいというふうに思います。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますように、本当にデリケートな問題でありまして、なかなかご本人様からいろいろなことを発信されるのは、なかなかとまどいがあられるものと思っております。しっかりと広報をいたしまして、できる限り相談に応じられる環境を作ってまいりたいと思えます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 是非ともしっかり周知をしていただければというふうに考えます。

続いてですね、見守り訪問事業を実施する上で課題がたくさんあるかと思えます。その課題についてどう捉えておられるのか。そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 続きまして、エの「見守り訪問事業を実施する上での課題は」についてお答えをいたします。

近年の新型コロナウイルス感染症によりまして、対面での会話には不安がある、ゆっくりと話ができないといった現状もありまして、「だっこカレンダー」をやむなくポストに入れさせてもらうのみの訪問家庭もあります。その後のフォローとしましては、保健師や保育士による電話での声掛けを行いまして、健診や子

育て事業の案内や参加に向けたアプローチをするなど、子育て家庭との信頼関係を構築しまして、連続した支援となるよう努めているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） こういうゆっくりと話しできない、コロナ禍のなかで、たいへんななかで訪問をずっと続けてこられたんだというふうに思いますけれども、そうした場合にですね、なかなか対面でお話ができない。そうした場合には、オンラインで面談をするという方法もあるかと思えます。これは東京都町田市が取り組んでいる取組みなんですけれども、これは子育てのお母さんではなくて、妊婦さんに対する面談をオンラインでやられているという状況なので、これは子育てのお母さんにも対応できることかなと思ってご紹介をさせていただくんですが、コロナ禍による対面への不安や体調不良で外出が困難なケースを踏まえオンライン面接も導入をされているのがこの町田市の取組みであります。妊婦が落ち着ける自宅からの相談が可能となります。利用するためには予約をして、その予約をラインのアプリから簡単に予約することができるという形でのオンライン相談を実施されているようであります。是非とも世羅町でもね、そういったオンラインとか、そういったアプリを、福祉型のアプリもありますけれども、何とかそういうものを創設していただいて、簡単に相談ができる、そういった体制も組んでいただければというふうに思います。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますように、参考事例を、情報を集めながらできるだけ対面に近いような形ができることを研究してまいりたいと考えます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 本当に重要なことだと思いますので、これからは何かあるかわかりません。コロナがだいぶ収束はしてきましたけれども、またこの先どういうことが起こるかもわかりませんので、オンラインでの面談というのは本当にこれから重要になってくるというふうに考えますので、是非とも検討をいた

だきたいというふうに思います。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますように、オンラインでの相談、または面談がですね、どうやってできるのかを研究して、是非とも実現に向けて取組みたいと思います。

○議長（米重典子） それでは質疑の途中ではありますが、ここで昼休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 5 5 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き8番 松尾陽子議員の一般質問を行います。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 家事支援員の確保についてお伺いをしていきます。

見守り訪問事業等を実施した際に各家庭の事情や親の健康状態などから、子どもと親の日常を守るために家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんのご自宅に伺い、家事からお子さまのお世話、お母さんの情緒面を含め産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員の育成や確保も必要です。そこで 産後ケア・家事支援のサービス体制についてお伺いをいたします。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは松尾議員ご質問の（2）「家事支援員の確保について」のうち、ア「産後ケア・家事支援のサービス体制は」についてお答えをいたします。

本町では、子育て世代包括支援センターだっこを拠点に、妊娠期から子育て期

までの連続した支援を専門職らが協働して行っているところです。

令和3年度より、ひろしま版ネウボラ（基本型）を導入しまして、妊娠中に2回、出生後から3歳児健診までの5回の合計7回の面談を実施しております。面談において、保健師等が把握した状況に応じまして、産後ケアや助産師相談等、各種の事業につなげておるところでございます。

この産後ケアは、宿泊や日帰りで助産師の個別指導等が受けられるもので、町外1事業所に委託をしております。家庭訪問により産後ケアを実施する助産師も存在いたしまして、利用者から喜びの声をいただいているところでございます。

更に、今年度1月より「子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業」を開始いたしました。これは、妊婦及び18歳未満の児童をもたれている世帯を対象に、ヘルパー等を派遣しまして家事や育児の一部を援助する制度でございます。町内訪問介護事業の2事業所と委託契約を行っております。2月から1世帯の利用に至っております。更に1世帯の申し込みもあっている状態です。

今後も定期的な面談や各種の相談事業を通じ、子育て世帯の実情に寄り添った支援の提供に努めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） たいへん詳しくご説明いただきました。この産後ケアについて利用者の数がわかりますでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 産後ケアの利用者の数についてでございます。現在令和3年度から引き続いてのご利用の方がいらっしゃいます。も含めて今、2世帯の利用がございます。

○8番（松尾陽子） はい、議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この世羅町での取組みは町外での事業所を使つての産後ケアということになっておりますよね。できればね、近くでケアが受けられると一番いいのかなというふうに思うんですけども、これは千代田区の取組み

なのですが、その地元にあるホテルを使って産後ケアの事業を展開されているという事例がございました。これは対象としてその区内に住む産後1年未満の親と子という形で、入室後に母親は子どもを預けて別の部屋で休養したり、またランチプレートのルームサービスを楽しめたりということができそうです。このほかに育児、栄養、授乳に関する相談や助産師による乳房ケアも、これはすごく、私もお乳がなかなか出なくて、乳腺が開くのがなかなかむずかしかったという、初めての子どものおときには特にそういうことがあるかというふうに思いますけれども、そういうことも受けられるというこの事業は育児の不安をひとりで抱え込んでいるひとりの子育てですね、子どもじゃなくて。そういうことや1割の母親が発症するとされています産後うつ、私もちょっと産後うつになりかけました。そういうことを予防することがねらいとされておりまして、費用は1回3,000円、月2回まで利用ができると。そういう形の宿泊と訪問型でも実施されているということでありましたけれども、こういうことが世羅町でももしできるものであれば実現していただければなというふうに思います。

○子育て支援課長（山名智並） はい。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますとおり、産後ケアについて充実した支援をと考えておりまして、今現在は町外1事業所に委託しておる状況があるのと、町内でも助産師が実際にご家庭を訪問いただきまして、先ほど言われました育児のこと、栄養のこと、母乳の状態のこと、いろいろな相談にも応じてくださっている状況がございます。このことについても広く周知をしていきたいと思っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 助産師がそうやって来てくださるのは十分ありがたいというふうに思うんですけども、別な場所でお母さんがほっとできるという、そういう場所を提供できるというのもすごい魅力なのかなというふうに思います。特にひとり目を育てていらっしゃるお母さんにとっては勝手がわからない、何もかもが初めてでそれに対する不安。何でもが、すべてが不安だという

形だと思っうんですね。なので、そういったこともお含みいただいて、またこれからの展開にまた加えていただければというふうに思っいます。

次にまっいます。続っいてですけれども、お母さんが体調を崩すということが十分にありうるかと思っうんですが、親が体調不良になったときの一時預かりの事業はどういうふうになっているかご説明いただけますでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは、（２）のイ「親の体調不良などによる一時預かり事業は」についてお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターでは、日頃から子育て家庭と関わる中で、見守り家庭に対し適切なサービスにつなげるための伴走型相談支援を行っております。そのなかで、一時預かり保育が必要な家庭を把握した場合には、保護者への事業説明や保育所・認定こども園への申請手続きのフォローや、家庭状況・児童の状態等について一時預かり事業所と連携を行うなど、保護者が安心して療養できる環境づくりの支援を行っているところです。

○８番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） ８番 松尾陽子議員。

○８番（松尾陽子） この手続きの流れはどうなっていきますでしょうか。というのはですね、体調不良になるというのは前もってわかるものではなくて、突発的に起こることが多いかと思っうんですね。そうした場合に、突発的なことが起こった場合に、すぐ対応していただけるものなのか、そこら辺のところを詳しく説明いただければ思っうんですが。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 一時預かりを利用される場合の手続きについてでございます。現在、確かに議員おっしゃいますとおり、突発的な体調不良というのはありえるとは認識しておりますが、現在一時預かりを利用される場合は、利用される３日前までの申し込みとなっております。このことが施設と、それから子育て支援課のほうで申請を受付けまして、日程調整しましてそれをご利用いただくわけなんですけど、これを更に利用いただきやすくするため

に何ができるかというところを、各施設と話し合いながら進めてまいりたいと思います。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） まあ、致し方ない部分ではあるかとは思いますが、突発的なときにね、頼りにできる、そういう場所があるとないとは大きく違うと思うので、そういうことも対処に入れていただきながらまた進めていただきたいというふうに思います。

ではその次にサービスの周知についてはどうでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは、ウ「サービスの周知は」についてお答えいたします。

子育て世代包括支援センターが実施する事業につきましては、町のホームページや広報せらへの掲載をはじめ、アプリを使ったプッシュ型の情報発信や、保育所・認定こども園でのチラシの配布、担当課窓口や各子育て支援事業での声掛けなどで周知をしております。

引き続き、関係機関への周知も含めて必要なご家庭に情報が届くよう努めてまいりたいと思います。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。町のホームページ、広報せらへの掲載ということで、広報せらにこの1月ですかね、載せていただいております。周知ということが重要になってまいりますので、是非とも必要なところに情報が届くように心がけていただければというふうに思います。

次の不登校の子どもに対する支援について質問をさせていただきたいと思っております。

コロナ禍では、子どもたちの日常から、安心・安全な居場所や、さまざまな学び・体験が失われました。文部科学省の「2021年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると令和3年度の不登校は

24 万件を超えて過去最高となりました。

本町においても増加しているものと思いますが、本町における不登校の実態についてお伺いします。

○教育長職務代理人（杉原正典） 議長。

○議長（米重典子） 教育長職務代理人。

○教育長職務代理人（杉原正典） それでは、ご質問の「不登校の子供に対する支援」のうち、「ア 本町における不登校の実態は」について私からお答えいたします。

令和 5 年 1 月末時点における不登校数は、小学校において 6 名、中学校において 26 名となっております。これを 1 年前の令和 4 年 1 月末と比較しますと、小学校では 4 名、中学校では 17 名とそれぞれ増え、増加傾向となっております。

不登校等となる主な要因としましては、昼夜逆転といった生活リズムの乱れ、またそのことに伴う心身の不調などが挙げられます。また、保護者はもちろんのこと、本人自身も学校にいけない原因がよく分からないまま、結果として長期間休んでいる児童生徒がいる状況であります。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 今のご説明のなかで不登校等となる主な要因が、昼夜逆転といった生活リズムの乱れとか、そういうことであるというふうにありました。以前ですと、いじめが不登校の原因というふうに思われることが多かったかと思います。けれども、今現在、いじめとは離れたところで不登校が起こっているという現状があるというふうにお聞きをしました。

先日ですね、県教委の不登校に関する取組みのお話しを聞かせていただく機会がありました。以前は県教委のなかでもいじめと不登校は同じところで取組みをされていたというふうにお伺いをしましたけれども、今現在はいじめよりも不登校に特化した、そういう課が新設をされて、そこで不登校に関する支援とかそういうものを取組みを全部やられているというふうなお話しも聞かせていただいたなかで、とにかく不登校に関する原因というのがね、よくわからないというようなものも多くなってきているということもおっしゃってありました。結果として長期間にわたって休んでしまうという状況があるというふうにお聞

きをしたんですけれど、世羅町の場合にもそういうことが、同じようなことが考えられるということでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは松尾議員のご質問、全国、それから県です、増加傾向にあり、町のほうでも増加傾向にあることについての要因、同じような要因ですかというような質問ということで承らせていただきました。

本町のほうでもですね、先ほど答弁させていただいた要因は勿論ですけれども、科学的根拠と言いましょ、エビデンスに基づいた正しい数値といったものではないかもしれませんが、コロナ禍での休校や、感染対策、これによりまして、コミュニケーション能力、コミュニケーションする場が少し不足していることが一因ではないかなというふうにも捉えております。と言いますのが、これはあくまで本町かもしれませんが、本町の中学校におきまして不登校数の約半数がですね、特別な配慮を要する生徒の割合が非常に多くございます。そういったことも踏まえまして他者とのコミュニケーションであったり、自己表現が苦手な子ども達にとってやはりそういった部分で学校に登校しづらい状況になっているのではないかなというふうにも考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） いろんな要因が重なってこの不登校が起こっているということも十分考えられるのかなというふうにも思います。そこでですね、今、甲山中学校のほうにスペシャルサポートルームというのがあるというふうにお聞きをしておりますけれども、そのことについてお答えいただければと思います。まだこのスペシャルサポートルームについてまだ見識がなかなか広がっていない状況だと思います。私も教育委員会のほうでお話しを伺ったときに初めてこういうものがあるんだということを知りました。この概要とそれから利用状況をご答弁いただければと思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは SSR（スペシャルサポートルーム）に

ついてお答えさせていただきたいと存じます。議員ご承知のとおり、SSR（スペシャルサポートルーム）とは、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を目的とした広島県教育委員会の事業のひとつとなっております。先ほどおっしゃっていただきましたように、本町におきましては、甲山中学校が指定を受け設置している状況でございます。

現在は、6名の生徒がこのSSRを利用しております。SSR担当教員を中心に、組織的な学校体制の構築に向けた不登校等児童生徒支援会議の開催、安全・安心とを感じる居場所づくりに向けた環境整備、学習状況や興味・関心等に応じた多様な学びの選択肢の提供と自己決定を意識した教育活動の推進に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、先ほど6名と申し上げましたが、2名は常時利用をしております。4名の生徒は不定期での利用となっております。しかしながらこの6名、このSSRに来た際にはですね、MY時間割というふうに、自分自身で1日の様子等を決定し、それぞれの個に応じた学習状況、興味関心等に応じて自らが選択するなかで社会的自立に向けた自己決定する場を大切にしたい取り組みを今、現状として進めております。その結果、学校の中に居場所ができましたので、このSSRの利用により、週1回の登校が可能となった生徒がいるなど好転が生まれている状況です。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） このSSR自体がですね、令和元年からスタートした事業かと思えます。スタート時には5市町、令和3年度に12市町プラスされて、令和4年度に15市町がプラスされて、現在県内で33校のSSRが設置をされているというふうに聞いておりますけれども、甲山中学校にこのSSRが設置されたのは今年度ですか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、お答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、令和4年度からスタートしております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） まだまだスタートしたばかりの取組みということで、まだこれからどんどん改良されてより良いものになっていくというふうに感じておりますけれども、個々の学びを支援する。それぞれがとにかく学校に来なくちゃいけないという取組みはされないというふうには聞いておりますけれども、不登校でもどうやって学力を保障するのか。そういうところに重点をおいて取組まれているんだと聞いておりますけれども、本町としてもそういった取組みで進まれていくものと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 先ほども少し触れさせていただきましたが、最大の目的は社会的な自立でございます。その自立というのを考えた際に学力という点では必要不可欠ではあるかというふうに捉えています。しかしながらそういった学力については不登校の子ども達のみならず個々に実態が多くございます。その子ども達個々に応じた支援ができるように、まず今年度は SSR 担当者を中心にさまざまな研修に取り組んでいます。たとえばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等交えてですね、関係機関、さまざまな高い専門性を持った方と連携するなかで教職員自身の専門性を高めるような研修を組んでいます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういった意味でこれからまだまだ伸びていく、そういう夢のあるというか、希望ある SSR だと思いますので、取組みを進めていただきたいというふうに思います。

次にですね、スクールS、この認知度についてご質問させていただきたいと思います。

国は不登校特例校の設置を各県にひとつは作ってほしいというふうな取組みを今始めているところかと思えます。令和4年11月現在で、10都道府県にこの不登校特例校というものが設置されておりますけれども、広島県においては不登校特例校は設置がされておられません。それに代わるものとしてこのスクー

ルSというものができているというふうにお伺いをしておりますけれども、このスクールSについての認知度がどのくらいなのか。またどういう状況なのかお答えいただきたいと思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは松尾議員ご質問の「ウ スクールSの認知度は」についてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおりですね、先ほど言っていたいただきました広島県教育委員会では、広島県立教育センター内の「心のふれあい相談室」に広島県教育支援センター「SCHOOL “S”（スクールエス）」を開設いたしまして、不登校等児童生徒に対する教育支援といたしまして、対面とオンラインの両面から、社会とつながる場を提供することによって、個々の状況に応じた学びを支援する取組みを行っております。

本町におきましては、このスクールSの取組みにつきまして広島県教育委員会広報誌「くりっぷ」を活用いたしまして、全ての保護者に対し広く周知しているところがございます。また、詳細な資料につきましては、小・中学校から必要に応じて児童生徒及び保護者に配付いたしております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） このスクールSの取組みは八本松という場所の関係で世羅町からなかなかアクセスしにくい状況があるかと思っておりますけれども、このオンラインを通じた利用がね、できるのかなというふうに考えますので、その点にも配慮していただいて、こういう情報提供をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。フリースクールとの連携はどのようなふうになっているかお聞きいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「フリースクールとの連携は」についてお答えさせていただきます。

現在、本町におきましては、該当する施設はございませんが、当課所管の公的機関といたしまして、町立小・中学校に在籍している児童生徒一人一人の社会的な自立を目的とした教育相談所「高野塾」を設置しております。

この「高野塾」には現在、小学校で4名、中学校で10名、計14名が利用している状況でございます。この「高野塾」相談員2名配置いたしまして、児童生徒の学習や生活意欲の向上を目指し個の実態に応じた支援、個別のカウンセリングを通じて家庭生活や親子関係及び学校生活改善のための助言・支援を行っているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） フリースクールとの連携はないということではありましたが、いろいろな形を使ってですね、この不登校の支援について課題がたくさんありますので、たいへんだとは思いますが、子どもの未来を託す、そういう意味でも頑張っていたきたいなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。奨学金の代理返済の支援についてお尋ねをいたします。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることも大事だと思います。日本学生支援機構の2020年度の調査では、なんらかの奨学金を受給している学生の割合は、大学(昼間部)で49.6%、短期大学(昼間部)で59.6%に上り、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還とは、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還金の一部または、全額を支援する制度です。以前は社員の給与に上乗せする方法しかありませんでしたが、日本学生支援機構は、2021年4月から企業が機構に直接送金できる制度に改善されました。この制度改正により、返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。

一方で企業も、若手の人材を採用しやすくなるメリットがあると同時に、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれます。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域の活性化にもつながる制度であると思います。

そこで、地域の奨学金の代理返還制度を導入する企業に対する町からの支援

制度を創設し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは、大変に有意義であると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 4点目の「奨学金の代理返済への支援について」のご質問についてお答えします。

町では令和3年度において「世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」交付要綱を定め、支援環境を整えてまいりました。この補助金は、町内中小企業等における若年者を中心とした人材確保と定着を促進することを目的とし、働き方改革に取り組み、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている町内中小企業等に対し、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を補助するものでございます。

現在までのところ、町の支援策を利用いただいた町内中小企業等はございません。商工会等関係機関と連携を図り、支援制度の周知に努めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 支援制度が既にあったということを私、勉強不足で知りませんでした。けれども残念なことに1件の利用もないという、この現状、ただただ悲しいなというふうに思いましたけれども、この利用のない原因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。世羅町の支援制度の枠組みにつきましては広島県が作られている補助金、この交付対象となったものを対象にさせていただきます。広島県におかれましては平成30年度に制度を作られまして、この広島県の制度を活用して、追加で支援するような事業は三原市さん、福山市さんに次いで世羅町で3例目でございます。広島県の事業につきましては働き方改革に取り組む事業者、実践企業、更はその取り組み用の熟度を高めた事業者、定着企業、そういったところが要件になってまいります。この要件にはまった中小企業の方々がまずは自社において制度設計をされまして、申請時点

に対して従業員に周知をされ、対象となる従業員の返済に対して行うものでございまして、県の制度でいきますと日本学生支援機構の奨学金であったり、地方公共団体大学公益法人の各種団体の奨学金、それと職業訓練にかかる融資、技能者育成資金融資、こういったものも対象になってございます。

広島県におかれましては実施企業になっている企業に対しては従業員に対する給付額3分の1、年間上限ひとりあたり6万円、定着企業あるいは国の制度の認定企業につきましては、従業員に対する給付額の2分の1、上限年間10万円、おひとり当たりというようなことになってございます。まずこの広島県の事業の活用になって、補助金の対象になった事業者、そういった方を世羅町のほうでは追加支援する形になってございます。そういった意味では広島県さんと連携をしながら、この制度をお作りしましたし、周知に努めているところでございます。世羅町におきましては令和3年度に作りしましたので、まず商工会であったり、製造業を中心に企業訪問するような機会もございます。そういったなかで事業者の方々にお伝えをすると共に周知に努めているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 原因がどこにあるかというふうにお尋ねをしたんです。制度設計でなくて、これは要件がむずかしいから申し込みがないというふうに考えていいんですか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。利用が少ない理由のひとつとすれば、この要件のむずかしさもあるでしょうし、周知の状況もあろうかと思えます。そういった意味でまずは私どもとすれば周知をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） せっかくのそういう制度があってもですね、ご利用がないというのは意味をなさないんじゃないかなというふうに思います。それをど

うやったら利用できるようになるのか。そういうところを考えていただきたいと思うんですね。場所が間違っていたら申し訳ないんですけども、私の記憶では岡山県の津山市だったと思うんですが、そこは企業版のふるさと納税、そのお金と、それから企業から寄付をいただいたそういうものを財源として町が、その自治体が直接代わって代理返還するというような形の制度を作っているんじゃないかという記憶をしているんですけども、世羅町においてもそういった形で、中小企業が体力がなくて、コロナの関係もありますから、そういった体力がなくて、奨学金返還という形のものがないのであれば、町が代わってそういったものを創設をして、世羅町に住んでいただく、世羅町から働いていただく、世羅町で働いていただく、そういったことを要件にして何年か償還をお手伝いをさせていただくような形で、若者を呼びこむような支援ができないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。さまざまにご示唆をいただきありがとうございます。令和3年度に世羅町のほうで作りました事業につきましては広島県のほうからご提案をいただいて、非常にいい事業であるということを確認しまして、それで追加でいかに支援をしていくかということで作り込みをしたところでございます。まだできまして2年目でございますので、この事業推進をしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。併せまして今、おっしゃられたことも今後の事業推進の糧にさせていただきたいと思えます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から8番 松尾議員からのご質問に答弁を充足させていただきたいと存じます。

まずは制度の設置から時間がまだ経過をしてないところもございますけれども、ひとつはしっかりと周知をしていくということはお示唆をいただいたとおりだと存じます。ふるさと納税、また他市、他地域の例示もいただいたところ

でございます。地場の企業様とどのようにしっかりと連携をとっていくのかというなかに、この奨学金の返済の部分のお手伝いと言いますか、支援も十分なお互いの事業展開に必要なものだと考えているところでございます。いずれにしましてもしっかりとした周知、その企業の皆様にご存じいただいて、そしてそのお勤めいただいている方に、奨学金に対しての支援制度があるや否やというところをしっかりと伝えていくことが重要であると考えております。制度導入、町の補助もあるというなかで、それぞれの企業様の求人時にその採用のPRをされるなかに奨学金の返済支援もあるということもしっかりと謳い込んでいただけるように、まずは企業様にしっかりとこの制度をご理解いただいて、求人等、また採用のPRポイントとしても訴えていただけるようにですね、まずは引き続きしっかりとした周知を取組んでまいりながら、しっかりとした生きた制度にしてまいりたいと受け止めさせていただき、今後の取組みのポイントとしても務めさせていただきたいと思っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） しっかりと取組んでいただきたいと思っております。この返還をしなきゃいけない、この借金があるがためにですね、結婚もできないと、結婚できんのじゃというふうなお声も直にお聞きをしました。実際、私の息子も今、償還をしている最中でありまして。そういった意味で高校でも借りて、大学でも借りてという形で、2重に返済をしている例もお聞きをしました。だから負担がたいへんだと思うんですね。若い世代は給料も安いですし、そういった意味で返還していかきゃいけないということが負担になって将来に対して希望が持てなくなったり、子どもは無理だなという形になっていくのは本当に悲しいことだと思っておりますので、しっかりと取組んでいただきたいというふうに思っております。本当に世羅町で安心して安全な子育てができる、そういう環境を整えていただくためにも十分な施策を講じていただくよう切にお願いをして終わります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員からさまざまなご示唆をいただきました。子育て

て環境のことから多岐にわたり、さまざまな子どもに対しての、また保護者に対しての支援策についてもじっくり探るよとということでございます。最後に副町長も申しあげましたように、世羅町に生まれ育ち、そして勤めて、働いていただく。そして地域づくりもしっかり行っていただく。そういう環境づくりについては議員おっしゃっていただいたような施策も有効かと思ひます。さまざまなことをしっかり担当課とも連携をとりながら、そして何よりもふるさと納税の活用方法等についてもそういった案件もいただきました。やはりふるさとを愛する皆様方にですね、世羅町の応援団となつていただけるよな周知に努めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 以上で 8番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

次に「尾道」ナンバー導入はいかに 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可が出ましたので、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

質問に入る前にいよいよ来週、3月13日からはマスクの着用が個人の判断に委ねると政府の方針が決定し、5月8日からは2類から5類へと見直しがされ、季節性インフルエンザと同等の扱いとなる。この3年間に及ぶコロナ禍に終止符が打たれ、行動制限のない従来の生活が戻りつつあること、このことに期待をしております。コロナ脱却を見据え、提案された奥田町長の令和5年度、当初予算にも心弾ませ期待をし一般質問に入らせていただきます。

さて今回の定例会での一般質問では、3項目についてお伺ひいたします。最初に町、議会に要望書の提出があつた「尾道ナンバー」導入について町長自身のお考えを。2項目目は、普及が低迷し、なかなか国民に認知されなかつたマイナンバーカードの将来展望について。最後にコロナ禍で外部との交際も制限され、本領発揮できなかつた町長交際費についてお伺ひいたします。

それでは1項目目の本題に入ります。今定例会において「ご当地ナンバー」いわゆる「地方版図柄入りナンバープレート」の請願書が飲食組合代表、他6名の団体の代表の方々より提出がなされております。単独市町で要件を満たす

ことができない尾道市より我が町との共同申請をと市長自ら幾度となく世羅へ出向いて熱烈なオファーをいただいております。「尾道」ナンバー導入に向けて取組まれている現状でございます。町、そして議会に提出されたこの要望について、ここは1問だけでございますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 1番 高橋公時議員の「尾道」ナンバー導入について、私の考えについてご質問いただいたところでございます。

このことにつきましては、高橋議員からございましたように、尾道平谷市長が何度となく世羅町を訪れていただいております。

一番私も最初に承ったのが、来られたときには何も言われず、来られて実はこういうことがあっているんだということで国の施策の説明をしていただいたところでございます。そういう情報は私も知り得ておりませんでしたので、いろいろとご質問をさせていただいたところでございます。そのなかでたとえば世羅町の近隣で言えば福山ナンバー、広島ナンバーに挟まれたちょうど事務を一緒にやっている三原とはどうなんですかというところをですね、まずお尋ねをさせていただいたところ、尾道と世羅の関係でまず世羅町に来させていただいたということを言われました。それは台数のことがちょうど頭にあったんだと思います。私のほうからも是非こういうことをされるのであれば、ひと言三原市長に声を掛けられたほうが良いのではないですかというふうに申し述べさせていただきました。

それと図柄ナンバーのことでございまして、その図柄についても案があるようなことでございましたけれども、世羅町が載っていないようでは私はこれはいけませんよと。世羅町の図柄が入るようにしてもらえるんですかと聞いたら、これは世羅町と一緒に考えていくことなので、世羅町をしっかりとアピールする図柄にはしますという、その場では言っていただいておりますので、それから以後議会等にもですね、いろいろとお話しもあったのではないかと思います。

まず答弁書に書かせていただいていることを読ませていただきますけれども、地方版図柄入りナンバーは、走る広告塔として地域の図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的に平成30年から交付を開始されております。

す。先ほど言いましたように尾道市単独では、導入基準を満たしていないため、複数市町の導入基準によりまして尾道ナンバー導入の取組みということで、今、されているところでございます。

これまで、令和4年2月に尾道市から世羅町に対して協力要請、その後についても世羅町議会、町内のさまざまな団体へ尾道市から協力要請や説明会が行われ、令和4年11月に尾道市から広島県知事に対しまして、尾道港が開港850年のちょうど節目も迎えられておりましたが、大田庄の倉敷地として公認されて以降、中世から続く世羅町と尾道市の絆を礎として、地方創生のフロンティアモデル圏域を目指し、圏域の地域振興・観光振興・教育振興の共創を図ることを目的として、ご当地ナンバーに係る地方版図柄入りナンバープレート導入等意向表明書を提出されている状況になってございます。

去年は今高野山開基1200年事業ということで、いろいろと事業展開するなか尾道市からもですね、いろいろイベント参加もいただいたところでございまして、そのときにもですね、世羅町とのつながりについていろいろと申し述べていただいております。

まず世羅町とすればですね、こういった大田庄から高野山につながる歴史を背景に世羅町を認知してもらうことが可能となる良い機会ではあると捉えているところでございます。世羅町での気運の醸成が必要不可欠でございまして、今回関係各機関からのご意見も必要であると考えておりですね、12月においても一度そういった請願を出される予定にはなっていたようではございますけれども、取下げが起きました。

この度は、「尾道」ナンバー導入に関する要望書が町と議会に提出をされました。今回、議会におかれましては、ご審議をいただくなかで、要望書についての採決のご審議の結果を受け止めさせていただきたいと思っております。行政側からこういったことをするというひとつ発表する機会もこれまでありません。今回このように一般質問いただきましたので、私としては好意的に尾道ナンバーについても思っているところでございます。ただ私の周りからはですね、やはりカープナンバーがほしいという声がありまして、尾道ナンバーになったらカープナンバーとれないじゃないかというような声が聞こえてまいりました。先般、尾道市長と会う機会ございましたので、カープナンバーがほしいと言われてますよ

と言ったら、その図柄についても一緒に考えていこうではありませんかという
ような表現をされました。広島も今度カープナンバー導入ということで、全国で
たぶん一番にはなるのではないかと思います。デザイン等の決定については世
羅町の意向を十分入れるというお話しもいただいております。そういったところ
を踏まえつつもですね、しっかり世羅町の意向が反映できますように尾道市
のご提案部分についてですね、しっかり前向きに私としては捉えているところ
でございます。議会の判断に現状は委ねている状況でございます。よろしくお願
い申し上げます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、解釈とすれば、奥田町長は賛成
だと、簡単に反対・賛成で言えば賛成だというようなご意見に伺えたように思
います。答弁のなかには議会においてご審議いただいたうえで、今後の行政と
しての手続きを進めると。議会のほうでも諮っていただいて、それに従ってい
くということも申されたが、基本的なところでは、これ確認です。奥田町長は
賛成だというご意見でいいですか。それを含めたうえで今回令和4年の2月に
尾道からたぶん町のほうは、答弁にもありましたけれども、先にオファーをも
らっていると思うんですけれども、それでまちがいなかったですか。その点確
認だけ。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 答弁書に書いているとおりでございますが、日にちにつ
いては私の予定表を見ないと、市長が来訪された日にちというのはたぶんメモ
していると思います。その時点ではですね、いろいろとまだ情勢的に国へ頼み
たいんだということを言われただけで、私どもとして何を動くということは何
りません。まだ尾道ナンバーはどうかなということで町のほうにご提案いただ
いたということで、それ以後についてはですね、いろいろと自らですね、市長
が各団体に歩かれております。その動向についてはなかなか詳しいことは知り
得ておりません。先ほど申し上げますように、これまでも私ら幼少期の頃から
福山ナンバーに親しんでおりましたけれども、なかにはですね、すぐお隣三次

市とか、広島ナンバー等々でですね、庄原市もですか。そういったところで、広島と福山といろいろ訳があつてこういうふうに分かれているんだろくらいにしか思つてなかつたんですけど、ご当地ナンバーが出た頃からですね、本来であれば尾道とというよりもですね、何かいいインパクトのあるものはほしいなと思いますけれども、世羅町独自ではできないというところはかなり寂しいかなというところですよ。私は先ほど言いましたように、福山、尾道、広島といった選択肢のなかで、ここは尾道ナンバーになるよということであればしっかり受け止めて、私としてはこだわりはございません。ただ先ほど来言いましたように、世羅町をPRするナンバーができるというのには好意的に思っております。ですから賛成という立場でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ここまではっきりお答えが聞けると思っておりませんでしたので、ちょっとびっくりしたところはあるんですけども、ちょっと2, 3お伺いします。

令和4年2月に町のほうへ打診があつたと答弁書には書いてあるんで、そうだったと思いますが、議会のほうへ初めてアプローチがあつたのは今年の9月、9月定例会のときに初めて、これは面食らつた状態で、皆さんいきなり尾道ナンバーの導入というのがあるというので、議会のほうにはオファーがきました。町長が最初から好意的にあつたのであれば、たとえばですよ、2月の時点でこういったお話があると。まだ明確に詳しくなつてなかつたからそこまで動けなかつたというのはひとつかもしれませんけれども、議会のほうとしましては急速的に問われてきたわけです。9月に、尋ねられて。これ私、直接平谷市長、来られたときにも言いましたが、首長同士、世羅町と尾道での話しで先にできておるんだつたら、ここでなぜひとつ、ここまで進むとは思いませんけれども、尾道ナンバー導入に向けた世羅町の有識者、または尾道の有識者、これは次のステップかもしれませんよ。こういったものを立ち上げて協議をすることが必要じゃなかつたのかなと思います。一例挙げさせてもらいます。これは情報と言いますか、尾道市が今、13万2000人くらいですか、人口的には。今回尾道ナンバー導入というのには10万台以上ないとたぶん申請ができない

と、このように伺っているところでございます。尾道が約 8 万 5000 から 9 万近いところの台数はあるんですが、残りの 1 万少し、これが足りない。じゃあ三原市どうか、竹原市どうか。ここまでは必要ないと。しかし世羅町、人口 1 万 5000 人、意外に世羅町の方って、車ひとり 1 台でなくて計算したらちょっと多いんですよ。農業される方、軽トラック乗られたりあるので、1 万 5000、1 万 5000 台近くの所有が世羅町にはあると。ということは世羅町と一緒になれば尾道単独で 10 万を超えると。尾道と世羅で。世羅町にオファーが来た、このように伺っております。勿論、それがすべてではない。尾道と世羅とのつながりこれを非常に市長もお話しされた。今の 1200 年のことも踏まえて尾道港の話も、高野山領のこともいろいろと経済的な話も聞かせていただいたところでありましてけれども。まず賛成のそこまで町長のなかで気持ちがあるのであれば、そういった動きを尾道市長とされなかったのはどういったところがございませうか。急速に議会のほうへ問われて、皆、議員もあれやこれやということで一気に来たもんですから、もっと前段 1 年前くらいから話しがあれば動きようもあったと思うんですけれども、その点どのようなお話しになっておったのか、お伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） なぜ議会へ話しをしてくれなかったかということでございませうけれども、実はその時点ではまだ尾道市長の思いだけをお伝えにいらただけで、正式的なものはございませうで、やはり外部にはなかなかすぐ私もから発信するわけにいかない。これは信頼関係があります。要請したいんだがということで来られたときに、先ほど言いましたように、三原はどうなんですとか、うちの議会へも説明をきちっとしてくださいということをお願いしていました。ですからどうしてそれだけの期間がいったのかは知りませんが、資料作りをされていたのかどうかわかりませうけれども、しっかり議会にアポをとって私のほうからも、私から行くというよりも、尾道市議会としていろいろと一緒に動くなかにしていきたいということは言われましたので、放っておいたと言うよりもですね、そういったところしっかり立てる意味でもそういう流れでおきました。本来ここから、口から出したいところではあったんで

すけれども、やはり今言うのは混乱するもとができてしまうのではないかという
ことで、尾道市の議会、アポイントをとられたという時点で動かれ出したん
だなということで、そこで認識した状態でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長その前の答弁のときに、1番最初の答弁のときに、
尾道ナンバー、尾道ナンバーがもし成立した後に、図柄、図柄のほうは世羅町
の図柄を押ししていきたいと。世羅町にちなんだ図柄というのも言ってらっしゃ
いましたけれども、安易に考えすぎじゃないですか。要望書の中身見られたと
思いますけれども、今後世羅町と尾道で協議をしていきますというような内容
になっていましたよね。非常にここが恐れておるのは、僕は質問しました。尾
道ナンバーでなく尾道世羅、尾張小牧みたいな感じですよ。世羅も入れてくれ
と言うたら、そういう頭は尾道市には全くありません。尾道だけです。じゃ
あ、世羅という名前を入れることは不可能なのかということで言ったら、尾道
は尾道で統一していると。世羅という名前は入らないと。じゃあ、世羅は今の
図柄で貢献できるのか。ほんとにそうなりますか。これから協議会開いたりし
ます。募集をかけたります。世羅町はたった1万5000人です。尾道は13万
人います。こっちのほうが見解が多かった。尾道のほうが絶対に人口が多いだ
けに意見多いと思いますよ。そうなった場合に押し切られる。こういったこと
はないですか。世羅町の意見はちゃんと通りますか。非常に危惧しますよ。結
局蓋を開けたら尾道ナンバーになり、図柄も尾道になったり、しまなみ海道に
なったりとか、そういったことになったときに世羅町は何も残らない。これ一
番情けないことですよ。ですから僕は協議する場を、世羅町の有識者、世羅町
の町長を代表とした有識者と尾道とが対等に話し合いをして、尾道ナンバーでい
く。しかし図柄は世羅町にまかせろと。こういった話しをしておかないと今後
絶対、全部飲み込まれますよ。どう思いますか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） そこまで危惧されるのも大体気持ち的にはわかります。
私と平谷市長との間でのいわゆる話しのなかでは世羅町に一任するという言い

方をされてます。というのが、世羅町が気に入らなかつたらやらないということに私は捉えていますので、そういった図柄についても、世羅町の意向をしっかりと反映すると。それについてはもう約束すると言っていたので、それは信頼関係です。それを疑うようなことを今、ここの場では私も言えませんし、もちろんきちっとしたルール、きちっとした流れを汲んで、申請が通ったら町と一緒にやっっていこうという姿勢を見せていただいていますので、その部分については、信頼していきたいと思います。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それ聞いて安心しました。やはりそこまで最終的なところまで危惧をしながらこういったことは慎重に進めていかないといけないと思っておりますが、奥田町長もやはり人を見る目があります。平谷市長が言われていることはそうなんだと。信用してもいいというような発言であったと思いますので、我々もこれまで9月に聞いてから、じゃあ、住民がどう思いよるか。やっぱり聞いて回りますよ。勿論住民の皆さんに尾道ナンバーどうですか。導入はどうですか。反応がどっちでもいいという方もあるし、福山のままだいい。いや、尾道のほうが、全国的には尾道は一発でわかるし有名なのは尾道だと。福山は、関西圏までなら福山ってわかるけども、中部関東に行くと福山はどこだというような扱いになると。その代わり尾道は関東圏に行っても尾道というのは皆さんが認知できて、それだけメジャーな名前だと。このような答えを住民の方からもらったこともあります。いやだ、いい、これ賛否分かれました。商工会の新年互例会においても、少し皆さんに商工関係の方、どう思われているかなと聞きましたら、やはり町長言われているとおり、賛否ありました。やはり賛成もおれば、反対もおります。こういった状況であります。いずれにしても、この件はこの後の9日にあります総務文教常任委員会で我々もしっかり調査をし、結論を出していきたいと思っております。では最後になりますけれども、この項目最後ですけれども、町長のそのお言葉を聞いて少し安心したところでございます。以上でこの質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員も前向きに捉えておられるのだらうと思いますけど、委員長としてですね、そういったところのいろんな情報集め含めてですね、決断を議員のなかでなされるものと思っております。福山ナンバーがいけないということはない。今、福山も一生懸命ですね、全国に発信をされております。お城 400 年含めて。福山との付き合いもきちっとありますし、尾道ともあります。勿論三原ともあったようにですね。さまざまところで世羅町とすれば歴史的な考え方を、平谷市長もずっと言われております。やはり世羅と尾道との付き合いの流れのなかを言われてます。ただナンバーが云々というよりも、今回はご当地ナンバーというのは図柄で発信していこうというような、どちらかという、国のそういった取組みにのっかるかのっからないかだと思えます。これは判断については委員会のほうでしっかり議論いただくとは思いますが。私の考え方は今回述べさせていただきましたが、いろんな賛否はあろうかと思えます。それに従ってですね、町も手続きは進めていくようになるかと思えますので、その点は議会のほうでよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 次に マイナンバーカードの将来展望は 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） それでは 2 項目目に移らせていただきます。マイナンバーカードの将来展望は。

マイナンバーカード取得に向けて国は、最大 2 万円分のポイントを付与する「マイナポイント」を本格的に展開し、更に期間延長を 3 度行い、やっと 3 度目先月 2 月 28 日で終わりましたけれども、こうしたことを行い、カードの普及に取り組んでいる現状でございます。

こうして国民が取得したマイナンバーカードは今後どのように生かされ、行政手続きなどがスムーズになり簡素化されるのか。自治体独自の取組みなどについてお伺いいたします。ここもひとつ、将来展望はいかに。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員の2問目でございます、「マイナンバーカードの将来展望について」ご質問をいただいたところでございます。

このマイナンバーカードの普及については、総務省からいろいろ再三通知等もありまして、世羅町においては取得率が悪いではないかということで広島県庁に呼び出されまして、私もですね、かなり刺激をいただいたところでございます。その後、現状のところはですね、聞いておられるかなと思ったんですが、現状のパーセンテージは、現在はですね、68.9%となっております。これ2月末時点。全国平均からも上回ってまいりまして、今、県内では12位という中間どころまで達することができました。多くの方にご協力をいただいたことで感謝申し上げます。今、少し、県に対してもですね、うまく言えてくるかなと思っております。

そんななかで、令和5年2月6日から全ての市町村におきまして、マイナンバーカード及びマイナポータルを通じ、転出元の市町村への「転出届」の提出や、転入予定市町村への来庁予定の連絡、いわゆる「転入予約」を行うことが可能になりました。

町におきましてはこの転出届が受理できますように、システム改修を行ったところでございます。

また、3月27日からは、パスポートの申請手続が一部オンライン化をされまして、パスポートの残りの有効期間が1年未満であり、記載された内容について変更がない場合におきましては、マイナポータルを通じた電子申請が可能となる予定となっております。

更に、令和5年度から、子育てや介護に関する手続きのうち、国が定める26の手続きにつきまして、マイナンバーカードを用いてオンライン申請が可能となりますよう、システム構築等の準備を進めているところでございます。

このほか、マイナンバーカードに搭載されたICチップの空き領域を活用して、市町村では条例で定める限りにおいて、独自のサービスの展開が可能になるとされております。

他の自治体におきましては、図書館の貸し出しカードや印鑑登録証として兼用する機能付加や、市町村職員としての身分証となります「職員証」として、庁舎への入退室や出退勤管理に利用されるなどの活用事例があります。こうした

事例のほか、町民の皆様の利便性向上につながる取組みの導入の可能性について、国や他市町の動向を注視し積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後も、健康保険証や運転免許証としての活用が検討されているほか、マイナンバーカードの持つ公的個人認証サービスの機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の実現に向けた検討が国において行われております。

こうしたオンライン行政手続の実現のため、手続き方法の見直しや、町行政内部の事務のあり方、行うべき課題等に関係機関と連携の下、昨年10月に設置いたしました世羅町DX推進本部におきまして、サービス向上に向けた議論を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 将来展望ですけれども、ご答弁いただきましたが、本題に入る前に少しお伺いして入りたいと思います。先ほど町長が順位の答弁いただきましたが、聞いてない体でご質問させていただきます。

まず最初に、これ担当課のほうに現在世羅町における普及率を再度お伺いします。併せて全国平均、県平均、県23市町中の順位。確か課長これ、23市町中世羅町は23位というのを聞いて、先ほど町長の答弁にもありましたように、非常にびっくりした。残念な思いをいたしましたけれども、担当課長道添課長より、しかし、これからは上がるしかないんだと。力強い回答をいただきました。12月定例会の報告を聞きまして、

23市町中21位になったとお伺いしたところでございます。この力強い回答のわりには2つしか順位が上がっておりませんが、今回再度、期待を込めて今の全国平均と世羅町の順位、23市町中の順位、これも再度改めて課長のお口からお伺いしたいと思います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは改めてお答えいたします。世羅町のマイナンバーカードの交付率2月末時点でございますけれども、68.9%。県内順位は12位という状況でございます。全国平均は63.5%ということですから、全国

平均を 5.4 ポイント上回っているという状況でございます。広島県平均は 68.2% ということで県平均も 0.7% 上回っているという状況でございます。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 力強い回答の通り 12 位。これはすばらしい結果と言えます。23 位から 12 位です。もう半分です。課長、有言実行、言われたとおりに有言実行されましたね。私も玄関入って町民課の職員の方々、ほんとに忙しそうに、住民の皆様にほんとに親切丁寧にご案内されているのをいつも拝見しております。課長がいつも不在でいらっしゃらないなと思ったら、課長も率先してパソコンの前に自ら出られて対応されている。こうしたお姿も拝見いたしました。12 位、大したものです。しかしながら世羅町はもっとこの 1 位を目指して普及率を上げていく今後の取組み、こういったものが課長のほうであれば。先般の補正予算で例の 5,000 円の付与というのは見合わせると。一定の成果が出たというご答弁いただいたんですけれども。課長のほうで更なる取組みに向けた考えがあるのか。次、第 2 段を打とうというのがあるのか、これあれば教えてください。一例としてひとつ挙げますよ。宮崎県都城市、ここはね普及率が日本一。日本一になるというのはよっぽどです。90% 以上です。課長自らが各家庭に出向いて申請の手続きを促進をしておると。ここまでしろとは言いませんけれども、こういった事例もあります。課長、次なる対策はあるかお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） まず最初にいろいろ賛辞のことばをいただきましたけれども、これは私というよりもですね、課員に対してのことばとしてありがたく受け止めさせていただきます。普及率の向上、具体例もお示しいただいたところでございますけれども、まず戸別訪問による申請受付け、これは当町においても実施をしております。昨年の 11 月から実施をしておりますが、これについては引き続き実施をしてみたい、そのように考えております。昨年 9 月の全員協議会でご説明申し上げたときには非常に世羅町のマイナンバーカード交付率が低位な状況にあった。そしてまた全国平均、県平均をも大きく下

回っていた。そういう状況下の中であって国のマイナポイント制度が9月末で終了すると当初なっておりましたので、その後の独自支援というものを検討し、そしてまた補正予算としてご提案申し上げたところでございます。現在のところはですね、先ほど申しあげたような交付率、あるいは全国的、県内の世羅町の立ち位置というものを踏まえたときには、独自の支援策というものを実施すべき状況ではないというふうに判断をしております。そうしたことを踏まえての今後の更なる普及率向上というところでございますけれども、現状においては、2月末68.9%と申しあげましたが、恐らく3月末は70%を超えてくるとそのように見込んでおります。そうしたなかにおいては議員のご質問の本旨とも重なってくると思っておりますけれども、マイナンバーカードの将来展望、これをいかに切り拓いていけるか。これが重要であり、鍵となってくると考えております。マイナンバーカードのですね、を持っておられる方が今、多数という状況でございます。そういうなかにおいてはマイナンバーカードの利活用、この拡大、あるいは充実ということをですね、いかに図っていくか。つまりは利便性の向上をいかに図っていくか、これがポイントになってきます。そのことがマイナンバーカードを持っておられる方の満足度を高めるとともにですね、マイナンバーカードを持っておられない方、この方がマイナンバーカードを持ってみようという最大の動機付けになるものと、そのように認識をしておりますし、それが引いてはマイナンバーカードの更なる普及率の向上につながってくるものと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長のほうから前段、普及率についてお伺いさせていただきまして、先ほども課長言われました本題の将来展望についてお伺いしたいと思っております。ここは所管は町民課でなく、企画になって来るかと思っておりますけれども、この行政手続きの一例として、住民票など転入転出、またパスポートの申請や子育て、介護に関する手続きのオンライン化が可能になり行政手続きの簡素化につながると、このようにご答弁いただきました。また健康保険証や運転免許証としての活用が検討されていると。これは国において進められている事業でございます。テレビ報道等でもこういった内容はお伺いしているところ

でございますが、もうひとつご答弁のあったマイナンバーカードに搭載された IC チップの空き領域を活用しての自治体独自のサービス、政策ですよね。サービスの展開が可能になるとされております。職員証や図書館の貸し出しなど他の自治体の例も紹介いただきましたけれども、現在、世羅町としてこうした取組みを考えているということがあればお尋ねさせていただきたいと思います。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは企画課のほうから 1 番 高橋公時議員の世羅町としての今後の取組みの考えはということについてお答えをさせていただきます。

積極的に申請に向けた取組みをですね、町で進めておりますが、独自の取組みにつきまして、先ほど町長の答弁にもございましたが、国が定める 26 の子育て、また福祉の方向性については一定の目処が立っておるところでございますが、独自の策というものにつきましては、現在まだ検討までには至ってございません。しかしながら町の実施する事業に活用できないか模索していく必要があるということについては認識をしております。例といたしましては、たとえば今、商工会様のほうで運営をしていただいておりますデマンドタクシーの、これは先ほど町長の答弁にもございましたが、マイナンバーカードの持つ公的個人認証サービス、個人を証明できるものでございますので、こういったものの活用。また料金の支払い等にも展開できるかなというふうな考えでございます。また、他市町の事例等も先ほど町長の答弁にもございましたが、システムの構築、構成による経費、また先ほど申し上げました商工会様等の関係団体等との調整、また住民の皆様方に対しての利便性等、こういったことをしっかり研究をしてですね、利用拡大を検証してまいりたいと考えているところでございます。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） はい。さすが課長言われたとおりで、今、テレビ報道でもデマンド交通といいますか、タクシーに関しては他市町で既にもう実施をされているようなことがあったり、あと福祉のほうでやっておりますたすき一

券、こういったものも媒体が紙というのもなくなっていった、予算面でも安価に済むようになり、ただシステムの構築をしっかりと、ほかが先にやっていたら先進事例がございますので、比較的2番手、3番手やる部分にはそう負担、リスクのない格好でできるかなと思いますので、ここら辺は慎重に調べて次のステップに進んでいただきたいと思います。このマイナンバーカードは安心安全なデジタル社会のパスポートとして活用を期待されていると、このように言われております。ひとつ例を出させていただきます。岡山県備前市、ここもね、岡山では県内トップクラス、80%を超える申請率であり、令和5年度実施の国の交付金でありますデジタル田園都市国家構想交付金、これを申請していると。この申請、上限が3億円でございます、申請の条件としましてマイナンバーカードの申請率が70%を超える自治体が対象であると。結構全国的にこの交付金を申請する自治体があると思いますので、今、課長のほうから普及率も聞きましたら、70%を超えるということがございますので、是非こういった事業を展開するうえで有利な交付金であれば申請をしていただいて、こうした財源でマイナンバーカードの新しい取組みというものを考えてみてはどうかと思いますけれども、お尋ねいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをさせていただきます。有効な交付金の財源を活用してマイナンバーカードの新たな取組みをされてはというご質問でございます。先ほど議員ご指摘いただきました交付率、町民課長も答弁しましたが68.9%。ご指摘をいただきましたデジタル田園都市国家構想交付金、こちらにつきましては恐らくでございますが、申請率のほうだと思いますので、もう既に世羅町も申請率においては、先ほど町民課長の答弁があった時期と恐らく一緒だと思うんですけれども、74.39%ということで超えておりますので、可能ではないかなというふうに考えております。ご指摘のデジタル田園都市国家構想交付金におきましては世羅町におきましても議員ご指摘のとおり、申請可能な団体でございます。と言いましてもですね、ここ一気に交付率が上がってまいりましたので、この件に関して協議の土俵に乗せるまでの時間が短すぎたというのもございます。正直申し上げまして。しかしながらですね、新たな取組

みにつきましては有効な財源として住民の皆様の利便性、また効果が発揮できるものが鍵となると考えております。先ほども町長のほうの答弁でもございましたが、世羅町DX推進会議という中でしっかりと協議していきたいというふうに考えております。町内の交通事業者、また災害時の避難所での安否確認などそういったことにもさまざまな取組み事例がこのデジタル田園都市国家構想交付金の活用事例として出ておりますので、こういったことを参考にしながら町でも検討していきたいと考えております。また、先ほど議員のほうからですね、安全安心なデジタル社会のパスポートということで、ご指摘いただいたことではありますが、今後はこういったものを使ってのですね、犯罪等、こういったことも併せてですね、起きないように形での周知というのも大変重要になってくるかと思えます。こういったことも併せてですね、このマイナンバーカードがこの町にとって有効に使っていけるものとして今後も対策を検討してまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） やはり有効な財源というものは町にとってもプラスになりますので、やはりでもその前に事業案を考えないといけませんので、事業案ありきでそういった交付金の申請もされてみてはと思います。ここの先ほどの岡山備前市の80%を超える自治体ではありますけれども、ここは変わった財源を基にこのマイナンバーカードを取得した、たぶんテレビ等で聞かれたことあるかもしれませんが、児童生徒の給食費を無料にすると。こういった案が検討されていると。これは結局マイナンバーカードを取得したらその子どもさん達は給食費が無料だと。これは何かと言えばインセンティブ、報奨金みたいな格好で、通常は払わなければいけませんよ。ですけど、マイナンバーカード持っていたら無料にしますよというような政策を講じたみたいなんです。しかしこのことに関してはかなりな賛否が出て問われておる。市長も公表はしましたけれども、住民というか、市民のほうからかなり賛否が出ているというのは聞いているところでございます。こうしたちょっと変わった政策ではなく、世羅町はきちっとした公平な政策に対して事業を展開していただきたいと思えます。答弁の中にあつた昨年10月に設置したDX推進本部、こちらのほう

でしっかり議論をしていただきまして、サービス向上に向けた内容をしっかり詰めていただいて、ステップアップに努めていただきたいと申し述べましてこの質問を終わらせていただきます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私から1番 高橋公時議員からのご質問にお答えをさせていただきます。DX推進本部におきましては私、所掌させていただくところでもございます。ご指摘いただきましたように、マイナンバーカードの新しい使用方法がこれから幕を開けていくというところでもございます。スマートフォンへの公的個人認証の実装というところもでございます。まずはインセンティブについては便利が良くなるインセンティブというところをしっかりと念頭において取組んでまいりたいと考えておるところでもございます。かえってスマートフォンに実装するなかでセキュリティがあらわにされることもございます。顔認証やまた指紋認証などの実装される、そういったセキュリティの部分も踏まえまして、なりすまし防止、犯罪に悪用されない、そういったところも踏まえながら、一方便利が良くなるところをしっかりと皆さま方にお渡しをしていけるように、引き続きDX推進本部で各課横断的にですね、窓口の省略化等も含めまして検討を深めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 町長交際費はいかに 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは3項目目に入ります。町長交際費はいかに。

町長交際費とは、町政の円滑な運営を図ることを目的に町長が世羅町を代表し外部と交際するために要する経費のことを言います。その支出にあつては社会通念上必要な範囲かつ最小限の支出にとどめるとともに、支出の透明性を確保するとされております。

勿論、奥田町長も町長交際費の支出状況については、世羅町HPを通じて積極的な情報提供に努めていることと確認しております。さて、そうした町長交際費について数点お尋ね致します。

1番目として交際費支出基準はいかに。

○町長（奥田正和） それでは高橋議員の3問目でございます、町長交際費についてのご質問にお答えさせていただければと思います。

町長交際費につきましては、町を代表して町政運営上で必要となる外部の個人または団体との交際に要する経費でございます、毎年一定の金額を予算に計上し、財務会計規則に従い支出しているところでございます。

1点目の交際費支出基準につきましては、世羅町では「町長交際費の支出基準」というものを設けてございまして、社会通念上妥当と認められる範囲内におきまして、交際費を支出できる項目、対象や上限額などを定めております。

また、交際事務の適切な実施とともに行財運営の透明性を高めるために、支出内容を毎月ホームページに掲載し公表することとしているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁に「町長交際費の支出基準」、これは設けてある、このようにご答弁いただきました。これがどのようなものかお尋ねいたします。他の市町の支出基準では、たとえば1.目的 2.支出の相手方 3.支出基準 4.その他など、表にして、一覧の表にして、たとえばお祝い金は5,000円程度、お見舞い金は10,000円程度、香典は10,000円程度、こうした支出基準というのが一覧表で作られております。本町においてそうしたものがあるのか。もしあれば先ほどご答弁いただいた支出基準、毎月ホームページに載せていらっしゃるよ、町長。それと同じく、同じところに世羅町ではこうした支出基準ですよというものがあれば、同じように載せることが可能なのか、その点についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。町長答弁にございました世羅町町長交際費の支出基準でございます。この基準につきましては、世羅町合併して翌年でございますが、平成17年から設けてございまして、その都度必要な見直しを行いながら現在に至っております。ホームページ等へは毎月の状況を載せていただいておりますけれども、そちらへは掲載は今現在、しておりません。内容につきましては、支出の項目を定めております。祝い金等、それから会費

諸々がございます。7項目に亘って項目を定め、なかには議員ご質問の中で触れ
ていただきました表のような形でですね、相手方、それから香典等では金額を示
した内容になってございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そうしたものが作成されているようであれば、ホームペー
ジ等にも掲載いただきまして、実際使ったもの、世羅町はこういった基準でされ
てますよ、これ他の市町のホームページ見られても両方たぶん載っていると思
います。これが世羅町の基準ですよというのをわかりやすく、後は使ったものが
これですよというのがわかりやすく書いてありますので、是非ともその支出基
準、世羅町における、まだ作成の途中、途中と言いますか、大体社会通念上妥当
と認められる金額という項目もありますので、そうしたところが定まっている
ようであればそうした一覧も町長交際費のところでホームページクリックした
ら見れるようにしていただきたいと思います。ちょっと何点か、私も令和元年か
ら4年位までコロナ前から直近にあたるまで見させていただきまして、支出基
準については、特に定めのない事項においては先ほども言いました社会通念上
妥当と認められる範囲内において支払うということになります。直近の令和4年
の支出の中に町長の名刺というのがありまして、名刺これ400枚、22,000円と
ありますけども、どの様な名刺ですか、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員に名刺をお渡しする機会がないもので、見ていた
だいてないと思うんですけども、今高野山の1200年事業のためのカラー刷り
した部分がそれに相当するんだと思うんですけども、何百枚かな、作らせてい
ただいた中のその金額になろうかと思います。新たに1から作らせてもらうも
ので、写真をですね、好意的に提供いただいた写真の者からですね、いただいて、
それは無料でいただきましたけれども、そういった構成をさせていただいたも
のになろうかと思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっとお伺いしたのが、町長、社会通念上妥当と認められる名刺の金額、これはおいくらだと思いますか。今、町長交際費では400枚が2万2000円。200枚程度で普段皆さん頼まれているかと思うんですけども、普通通常金額、これがどの程度のものなのか、町長の認識はどうか、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょっと隣で聞きましたけれども、今回構成をまかせておりましたので、構成料も組んでいるものと思いますけれども、大体フルカラー表裏やりまして、大体100枚で5,000円位というところが通常というふうに今、聞いたところでございます。ということで、400枚で2万円を超えておりまして、消費税含めて2万2000円位になったのかなと思っているところでございます。詳しくはそこら辺は心当たりはありませんけれども、大体100枚で5,000円位ということです。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） お伺いしたと。あまり名刺を個人で頼まれないのかどうかわかりませんが、私も数社どの位名刺を刷られているか、お伺いしたところでございます。大体通常名刺は200枚3,300円から高くても5,500円とされております。今、町長作られているのは400枚、2万2000円ですから、200枚が1万1000円。1枚55円の名刺でございます。これは社会通念上ちょっとお高いのかなと思いますけれども、この現在納入されている業者様、これ勿論変えたりしないでくださいよ。勿論今、せっかく交際費で払っているんですから、これこのままお支払くださいよ。ただ、社会通念上必要と認められる経費というのは1万1000円でございますので、残りの1万1000円は町長のポケットマネーからお支払ってください。そりゃそうですよ。社会通念上必要な経費でございますので、こういう質問したから業者変えるとか、こういうことは絶対しないでくださいよ。ただ社会通念上はそうなので、もしこれが不思議だと思うんだったら聞いてみてください。今どの位で名刺が作られているのかというのを。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょっと質問の意図がわからなくて、やっとわかりました。名刺は自分で作れということでございます。半分はね。ということで、私の場合、表裏にさせていただいておりまして、表には町を象徴するようなもの。裏には今まで私の写真までつけて顔を覚えてもらおうと思ってカラー刷りにさせてもらってございました。これまでよく活用している要望に使っているものは片面刷りでございまして、2色刷り。これであれば若干安すく済んでいるかなと思います。今後において業者を変えるとかいうのは私は思ってません。同様です。ただ安価に作れる方法というのはあるのかもしれませんが。片面印刷で済めればその半額で済むのではないかと思います。半額払いたくないという訳ではないんですけども、もし必要な私の宣伝になるようなものであればですね、払っていききたいなと思いますけれども、一応町を紹介するためのアイテムとしてですね、55円が高いということであれば、どの位の金額、半分にしろということであれば、半分程度のそういった名刺を作ろうかなと、社会通念上そうであればやっていきなと思っております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○町長（奥田正和） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 金額に関して誤差と言うか、あんまり認識がないみたいですので、大体通常は先ほど申し述べさせていただいた高くても5,500円位、200枚がっていくのが社会通念上の金額ではないかと。ですから特別表裏刷られる、カラー刷りされる、そういったこともあるかもしれませんがけれども、あまりそう大した影響はないと、このように聞いております。私も実際作ってますから。同じようにお支払もさせてもらってますけれども、大体200枚刷って、私3,300円でやってもらってます。5,000円の時もあります。しかし1万円になるようなことはあまりないので、これはちょっとお高いなと思いますけれども、町長の中のそうした名刺の金額というものが、ですからそのまま注文してください。これもひとつの交際ですから。ですけど、通念上出るのは申し訳ないけど1万1000円しかちょっとむずかしいですね、町長。あとは町長のポケットマネーで払ってあげてください。気持ち良く。業者を変えるとか、業者をあれする。金額を変える、ダンピングする、こうしたことは絶対しないようお願いしたいと思っております。

それでは続いて2問目の世羅町特産品送付の効果についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 片面刷りでなくてもいいという表現ではあるんですね。ちょっとそこら辺がわからなくて。どうしても両面すると高いというのは認識いただきたいと思いますが、今度今から作るのがですね、世羅高校生が書いてくれた絵を使わせてもらおうと思ってまして、これも許可いただいております。となると、両面刷りにしていかなくちゃいけない部分もあるんですが、効果抜群だと思っておりますが、あまり高いようでしたら、少し考えさせてもらってですね、一生懸命社会通念上頑張っていきたいと思っております。

それでは次の質問の中に特産品送付の効果についてご質問いただいておりますので、これも私のほうからお答えをさせていただきます。

交際費で品物を準備する場合には、町のPRに効果的な世羅町特産品を利用しております。

利用する品物は、相手方や行事の内容などで個別に選定しておりますけれども、種類が偏らないようにさまざまな物を利用してございます。

令和2年度からのコロナ禍にあっては、例年行われていました会合や行事、式典などが開催されず、交際費を支出する機会も僅かでした。令和4年度におきましては徐々にその機会が増えまして、コロナ前に近い状態に戻ってまいりました。引き続き、交際費の支出にあたっては、適切なタイミングで機会を逃すことのないよう留意をしながら、町のイメージアップと交際費の目的であります友好関係や信頼関係の醸成に役立ててまいります。

交際費の効果は形や数字に表れるものではございませんけれども、円滑な行政運営を進める上で欠かせない有益な関わりを広め、継続し、深めることに繋がると考えてございます。

そうした効果もあって、世羅町という地域を認識いただくことや、諸団体との連携、また関連機関からの協力も得られる中で、町づくりの施策を広げられるものと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） まず最初に言っときますけれども、私が質問するから悪いことではないかというふうに構えないでくださいね。

日本には古来、風習としてお中元やお歳暮といった習慣がございます。商売でもそうですけれども、感謝の気持ちを込めて相手に送る。町の場合はご答弁いただいたように特産品を送る事により町のイメージアップにつながる。また、交際費の目的として友好関係や信頼関係に繋げるツールであると。この世羅の特産品である梨、ワイン、お米、これが円滑な行政運営を進める役割を十分に果たしている欠かせないものであると再度思われるのか、町長、再度お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 世羅町は農業を基幹産業としてございます。生産者のお気持ちを考えると世羅町をPRする手段としてですね、世羅町のいいものは全国に広めていくべきと考えております。近年では6次産業化のもとですね、いろいろと取組み進める中に、新たな産品も出てまいりました。農園においては50年、60年続く梨園という大きな大阪市場へも私も一緒にPRに行かせてはいただいておりますけれども、やはりそういった際にも町がじゃなくて、そういった農園と一緒にですね、町のPRもさせていただきます。そのものだけに限らずですね、さまざまな世羅町での饅頭であったり、またいろんなケーキであったり、そういったものも活用させていただくということで事業者にもですね、いろいろと協力いただくなかで、頑張っていけるものと思えます。お米などもですね、他の町に比べると世羅町のはいいと褒めてもらうこと多いんですけれども、やはりふるさと納税等でもしっかりとご紹介いただいておりますが、そういった際にもですね、私がお会いしたところは、世羅町で買ってますと言っていたいでですね、すごいありがたく思っています。そういったところをしっかりとPRできるように世羅町の売り込みを、売り込みというか、PRに努めてまいりたいと思っております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長交際費、これは毎年度、当初予算において約ですけれ

ども、180万円程度組まれております。コロナ禍に入る前の令和元年、これが約150万円程度の支出であったと。令和2年、3年、やはりコロナに入っては46万円程度。昨年令和4年度は46万円よりはちょっと倍になって、94万円と支出となっております。これは、徐々に町の代表として奥田町長の交際が戻りつつあるといういい兆候だと伺われます。この町長交際費の約180万円という金額、これは奥田町政の外交の一助として妥当なのか、はたまた足りないのか。もっとあればもっと友好関係が結べますよと。結局ダンピングして安くしろということを行っているのではないんです。町長がしっかりと活動できるようにこの予算というのは妥当であるのか、お伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員に言われてですね、コロナ禍でどの位使っていたかというのも私もやっと把握ができている状況で、これまで180万円を使おうという気持ちでやっているわけではなくてですね、それぞれさまざまな事業で、この一応支出できる範囲内で、訪問時等にはですね、いろいろと手土産、またさまざまなことで送らせていただいたりしていますけれども、金額的なその概念はございませんでした。ただ、180万円組んでいただいているから使いきるというのではなくてですね、有効に使おうということで頑張っております。ですから100万円であれば、100万円なりの事業展開を進めていきますけれども、やはり地元産品、しっかり活用してあげたいという気持ちありますので、できるだけよく言われるのが、予算は使いきるためにあるんだよと言われても、できるだけですね、1年間振り返ってみるとそこまでいかなかったということもございます。ご利用させていただくそういう生産者、またそういった事業者の方々にですね、しっかりいいPRとなるように努めるために頑張ってまいりますし、金額がもっと多くしろと言われれば多くしたい気持ちもございますけれども、そこまで実際、私が社交的に動けるかというのも厳しいところあります。こんなところの場面に使っただけだと、使えばいい、こんなものもあるじゃないかとかですね、やはり議員のほうからも前向きなご提案いただければありがたいと思いますし、やはり何かこういう活用についてですね、昔議会でもここでしっかりPRに歩け、世羅の米担いで行けというよう

な議員もおっていただいたぐらいですから、そういう流れをですね、もしやる
のであれば少しお許しいただく中で大量に持っていける場所ができればいいな
と思っております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今回なぜ町長交際費という項目で取上げたのか、これは冒頭
挨拶にも申し述べたように、これからのコロナとの付き合い方、With コロナの方向
性が示され、マスク着用のルールやこの2類から5類へと見直しがされ、コロナ前
の日常に戻りつつあるこの先、この町の代表として奥田町長が十分に活動出来るよ
う期待し、エールを送るためでございます。 奥田町長は、私は町において
有益と判断される事においては十分に交際費を活用していただきまして、更なる町
政の発展に向けご尽力いただきたいと申し述べまして、この項目を終わらせていた
だきます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） エールを送っていただきありがとうございます。有効な
世羅町のPR品目をですね、産品を広める中に、また世羅町の活性化に向けて
取組んでまいりたいと思っております。また議員からもですね、いろいろご示
唆いただいたことを糧に、今後もしっかり宣伝マンとして頑張ってまいりま
す。よろしく願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で 1番 高橋公時議員の一般質問を終わります。
ここで休憩いたします。再開は3時05分いたします。

.....

休 憩 14時48分

再 開 15時05分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 肥料価格高騰対策の申請と町の対応は 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは通告に基づきまして3項目について順次お尋ねをいたします。肥料価格高騰対策の申請と、またこれに伴う町の対応についてお尋ねをいたします。

国連における家族農業10年が定められまして、5年が経過をしたところであり、日本の食料自給率は非常に下がっていく状況にあるなかで、持続可能な農業を目指していくということが非常に重要になってきていると思うところでもあります。肥料は99%を輸入をして、また農業就業人口については、この20年で基幹的農業従事者が100万人減っていくという状況のなかで、65歳以下は41万人余りとなったところでもあります。農地は200万ha減り、3分の2の農地が活用をされておる状況であります。このような状況が続けば高齢化がどんどん進む農村において今後の食糧生産、国民の食糧をどう確保するかということが心配をされる状況にあります。

新自由主義の農村で農業破壊は加速をさせてきたところであり、そうした中で転作等して多くの農家が活用しておりました水田活用交付金の見直し、これらによって今後の転作等もむずかしい状況になろうとしているところでもあります。それでも国においては、農産物の輸出に力を入れる、こういう農業を進めようとしております。これから水田を水田として守り、有効活用していくということが非常に求められますし、また飼料用米の生産を増やして畜産振興に役立てるなど、需給を向上を図っていく。こういうことが大事であり、トウモロコシの輸入を減らすなどのためにも水田の活用を考えるべきであります。担い手だけを育成をして、効率的な農業ということが叫ばれておりますが、これで本当に今後の展望が拓かれて行くのでしょうか。ウクライナ問題や、あるいは世界的食糧不安が増大をするというなかで、安ければ輸入をするという、輸入を頼りにした農業を立て直しを図るべきであると考えるところであります。そこで主に2点についてお尋ねをします。

1点目は肥料の高騰対策について、一定に対応をされることになりました。肥料だけではなくて、石油製品、また農薬など多くの生産資材が値上がりをするということによってこれまでも年金をつぎ込んで米を作ってきたが、もうこれでは物価が上がっても米価は上がらないという状況で農業をやめるといふ声も出ている状況であります。肥料高騰対策の申込件数と支援、どのようになる

状況にあるのか。おおよそ補助金等は決定をしておるのではないかと思います。高騰分の7割を支援をするという方向であろうかと思いますが、この対策についてこれらの残りの3割について町として全額補てんをするかどうかは別としても対応をしないと、これで今年度の稲作がきちんに行えるということは期待できないのではないかと考えるところではありますが、これらの考えについてお尋ねします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 4番 矢山 武議員の「肥料価格高騰対策の申請と町の対応は」についてご質問をいただきました。

このことにつきましては、これまでも議会のほうでいろいろと農業者への支援についていろいろとお話をいただきました。町としてもですね、若干ではございますけれども、対策を打とうということで、お認めいただいた金額を申請いただき、今、受け取っていただいたというところがあります。

今回のご質問いただいている部分についてはですね、国が今年度実施しております肥料価格の高騰対策事業ということで、肥料に関して高騰による農家経営への影響を緩和するために、化学肥料の2割低減の取組みを行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割が支給されるものでございます。

秋肥と春肥と2段階あるというふうにお聞きしておりまして、先般私もJAに立ち寄ったときにですね、申請してはどうかということでいろいろと説明いただいたところでございますけれども、その手続き、準備はしたものの、期限が過ぎておりまして、とうとう行くのを忘れておりました。そういうこともあったということで、内容についてはですね、熟知はしておりましたけれども、やはりJAが国からの手続きをするよというふうなことでやっているというふうなことも言っておられました。肥料の申し込みをみますと、やはり高騰対策用の肥料を活用するよというふうな申込書がきておったのも目にしましたし、堆肥をしっかりと活用してやるというひとつの項目立てがございまして、2つをそういった事業へ展開すれば対象にみてやろうということでございました。そのこともあって私も堆肥をしっかりと入れようという気持ちにはなっています

し、今日のご質問にもありましたように、しっかり耕畜連携を進めていくという流れはですね、世羅町において園芸作物も含めてすべきことかなと思っております。海外への輸入戦略を国もやられるようでございますけれども、世羅町にもそういったまとまったものというのは厳しいものがございますけれども、世羅町のいいところは加工品というところにおいてですね、さまざま今後、そういう事業者と連携してやることが必要かと思っております。

世羅の名前のついた品物がですね、世界に出て行くというのはほんと喜ばしく思います。しかしながらそれを作るための肥料、農薬等の高騰、燃料、資材、さまざまところがですね、輸入依存ということですね、物が入って来ない。また高くなっているということで、かなり厳しい状況です。これは農業者のほうも厳しいですし、それを販売する側としてもなかなか厳しいということには至っております。今後どうしていくかというのはですね、なかなかむずかしい部分ございますけれども、今現状どうにかですね、この新年度からの新たな作付等々も含めて、いろんなところからですね、町もしっかり支援できるようなことにしていかなければならないと思っております。

申請の現状ですけれども、農協や肥料販売者などの取組実施者へ申請されたものを県が集約してございます。現在におきましては世羅町分の申請については74件ということになってございます。なかなかもっとたくさんの方に申請いただけるというところはあっても良かったのではないかなと思うんですけれども、やはり周知と手続きにかなりな時間、また労力を要するというで現状で止まっております。できればですね、次の段階が継続して行われるように国に対してもですね、町からも声を出していく必要があるかと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） むずかしいというようなことばでありましたが、件数も大事なんですが、肥料高騰対策が本当に大幅な値上がりをしている農家に本当

に役に立つんかという立場でお尋ねをしとるわけで、そういう点では国へも要望をしてもらわないけんのですが、肥料だけではなく、燃料も、ほかの生産資材もどんどん上がっているなかで、町としても具体的に質問の中では述べていなかったんですが、何らかの対策を考える必要があるのではないかと。町長は堆肥を云々と。その堆肥を少し使ったら肥料を大幅に軽減できるというものでも、それも軽減対策のひとつではありますがね。ないわけなんで、やはり国へも要望してもらわないといけません、もう少しね、農家の状況をきちんと把握をして、いくらでも金を出せばいいというものでもないんですが、どのような支援方法がね、あるかということはやっぱ担当課で財源も考えないといけませんね、きちっと具体化をしていくような努力がいるんじゃないんでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご質問いただいております昨今のは、肥料並びに燃料、資材、こういった高騰につきましてはですね、通常の1.5倍位のは、高騰になってきているということもですね、新聞等のは、情報なり、そういったところからですね、かなり上がっているということについてはですね、認識しております。そのなかで国の進めておりました事業、7割部分を補てんしていくというなかでですね、残りの部分がどうかというのが具体的なご質問でもあったかと思えます。その3割部分に限らずですね、いわゆるそれ以外にも高騰してきている部分について町の対策についてでございますが、町といたしましては当然、そういった状況についてはですね、担当課としても十分、何かをやっていく必要があるということについては当然思っておるわけでございます。そんななかでですね、議員もよくご存じだと思いますが、町として取組んでまいりましたのは、昨年度で言いますと、令和3年度末になりましたが、農家の継続支援ということで、これはいわゆる認定農業者というふうに限ったような内容でもございましたが、反当3,000円の支援金の事業、それから今年度におきましては、今度はですね、いわゆる小規模という言い方は適切ではないかもしれませんが、水田で営農されている方にはすべての方を、営農計画を出されている方、そういった営農され

ている方には対象にさせていただいてですね、資材燃料高騰の支援金、こういったものもですね、取組んでまいったわけでございます。また、農業共済の保険につきましてもですね、補てんの事業も取組んでまいりました。まだまだ足りないということも議員のご指摘にもあるかと思いますが、財源の確保できるなかでですね、出来る限りの取組みはしてまいったというふうに考えております。

当然ですね、今後も町として使える財源が出てくるかどうかわかりませんが、そういった状況を見ながらですね、しっかり農業のほうへも支援をできるものはないかということについては、しっかり考えてまいりたいと思っております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 私の質問の仕方が悪かったんかもわかりませんが、こういうことでは、去年の米価もその前の米価と同じというようなことでね、5,000円、6,000円で採算がとれるということなら、反当2,000円とか、3,000円出したんで、それで100%はカバーできないとしても一定に支援ができたということになるんでしょうが、そういう状況に対して焼け石に水というか、本当に厳しい状況にあると思うんですよ。そこを十分に認識をしていただいでですね、どういう形が一番いいか、やはり少しでも反当2,000円出したんじゃけえ、あれでいいんだというようなことではないというように思うんで、今後の農村、米づくりをどう守っていくんかということを考えて、できるだけことはやったとか、課長の答弁では必要があると思うというようなニュアンスのこともちよっと言われたんですが、予算がないとやらなくてもいいんだということではないと思うので、何回聞いても同じですから、次の質問に移ります。

2点目は厳しい畜産についてであります。多くの方が大幅な赤字、特に乳価が安いということがあつたろうと思つますが、こういうなかでどう守っていくか。これまでいろいろと空き家対策や、あるいは担い手対策、こういうことが実施をされてきましたが、こういうような農業、特に畜産について、非常に厳しい状況があるわけで、飼料が上がるなかで乳価が下がる。これらについて本当に日本の食料をきちんと確保していくという立場から本当に安心ができ

るというように考えられるか、お尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「飼料高騰で厳しい畜産への対応はどうか」についてお答えいたします。

現在の飼料高騰は、中国での穀物需要の急激な拡大やウクライナ情勢、円安等が主な要因となっておるところでございます。

畜産農家への対応としましては、昨年度末に国の交付金を活用し一定の支援金を支給したところでございますが、依然、経営を圧迫していることは承知しておるところでございます。

先ほど述べたリスク要因はいずれも海外情勢が大きく影響するものであり、輸入に頼った配合飼料のあり方を見直さざるを得ない状況となっておるということでございます。議員ご指摘いただいております世界的な食料不足への対応も含め、食料や飼料を地域で賄う取組みについて今後検討していく必要があると考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 1項目目のところでも触れたかもわかりませんが、この米について一定の消費が減っておるということもありますし、MA米のミニマムアクセス米の輸入を依然として多く輸入するといういろんな要素はあるわけですが、基本的に農業の経営の厳しさから農業に展望が持てないということでもどんどん空き家が増えていっておる状況のなかでどうなんかということをお尋ねしとるわけなんですよ。ですから、水田活用交付金の問題も触れておるように、5年に一度は水を溜めない水田ではないんだというような一方的な、それも水田ということになれば水が溜まらないといけんのじゃという理論でしょうが、水田を活用して他の作物を作ったり、また飼料米等についても一定の助成金を出して自給飼料を生産をしていくという、こういう方向にもなろうとしとるわけですが、今の現状をもっとね、繰り返すようですが、把握をして、まあ、この程度の高齢化なら大丈夫だという認識があるんじゃないですか。どんどん集落が崩壊をしていくと、そういうなかで法人だけは生産性が高いので生

き残っていただけるんだと。多くの農家はつぶれても大丈夫だというような認識があるんじゃないですか。どうですか。

○議長（米重典子） 矢山議員、ただ今の質問は飼料高騰で厳しい畜産への対応はどうかというところになっておりますけれども、それですよ。

▼【矢山議員：「そうです」】

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。飼料高騰の畜産の厳しさも含めてですね、水田の農業、それから当然畑作、そういった農業全般がですね、今の情勢では非常に厳しいなかで今後の展望が持てないのではないかと。そこについて高齢化も進み、そういったなかで農業イコール集落がですね、今後どうなっていくんか、安易に考えておるのではというご質問ではないかと思えます。

決して安易に考えているわけではございません。高齢化が進んでおるのは農業だけではなくてですね、世羅町自体も全体的に高齢化が進んでおる。また人口もですね、やはり減ってきておる。そういったところはですね、現実としてですね、捉えているところでございます。そういった状況を踏まえましてですね、議員ご指摘のようにですね、高齢化につきましては、農業を今後どうしていくのかというのは、これは今始まった話ではございません。もう随分前から議員も議会ごとにご指摘をいただいているものだというふうには認識をしております。それをですね、更に今後なんとか歯止めをかけていきたいというふうには思っておるところでございます。そういったなかで、わずかの支援金で、焼け石に水ということもありましたが、焼け石に水でもですね、またそれが次へつながっていくというふうには考えて、支援はしてまいりたいというふうには思っております。財源の確保等できればですね、少しかもしれないですが、少しずつの支援をしながら次へつないでいく。まさにですね、議員もご質問の中にもありました持続可能な農業を目指していくべきというふうに書いていただいております。これがまさに今世羅町が直面しております課題をですね、まさにこのことばを持ってですね、今後取組んでいく必要があるというふうに当然、考えておりますので、農業を守ることがですね、議員ご指摘いただいております

集落を守ることというのは私の地域でもそうです。そういうふうに考えております。大規模農家のみならずですね、集落を守るためにも農業、そしてまたもう1点水田を水田として守る、これもですね、議員のご指摘のなかにあります。これもしっかり捉えてですね、まだ具体的な策が申し述べることができませんが、担当課としてはですね、当然、前向きに取り組んでいきたいとは考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 同じような答弁で必要があると思うが、出来るだけのことはやるというような答弁と同じようなことと受け止めたんですが、時間もありますので、次の質問へいきたいと思います。

○議長（米重典子） 1項目目はよろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

では次に子ども医療費と保育料、学校給食の無償化を 4番 矢山 武。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。この問題は繰り返し一般質問、その他でも述べておるところであります。厳しいコロナの中で医療費、あるいは保育料、学校給食等の無償化を急ぐ必要があるのではないかとということで、2点目についてお尋ねをします。

国においては異次元の子育て支援を行うという状況であるようですが、今の子育ての状況をみると、これで子育てが一定に進むという、また生活費の、物価の高騰などによって教育においてもいろんな問題が発生をしております。こういうような非常に異次元ではなくて、低次元の支援が続くなかで、町としても積極的に考えるべきであるということで、1点目は県内では子どもの医療費全無料化しておる自治体は少ない状況ではあります。世羅町においては早い段階で18歳までの医療費助成が実施をされてまいりました。医療保険料が上がる中で、子育て世帯の支援として子どもの病気・怪我等に対しての負担をなくす完全無償化を早期に実現をして、また、そういう施策を実施をした場合にいくらの予算が必要になるか、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員の2問目でございます子ども医療費と保育料、学校給食の無償化についてのご質問でございます。町の施策としては子育て支援、かなり重きをおきまして、さまざまな事業展開をさせていただいております。この医療費の部分については、いち早く18歳までの助成措置を町としても構築してきたところでございます。

本町におきましては、就学前までの乳幼児医療費助成について、所得制限の設定、窓口負担につきましては、同一医療機関の受診において1か月あたり外来で2,000円、入院は7,000円を上限として、1回が500円までの負担をお願いしているところでございます。また、就学後から高校卒業年度末までの児童医療費助成におきまして、同様の窓口負担ということで実施しているところでございます。

これについては、子育て支援の視点だけでなく、県費補助制度の活用、医療保険制度における就学前後の窓口負担割合の違い、増大する医療費の抑制などを総合的に判断するなかでし、設定したものでございます。

完全無償化につきましては、広島県の動きや他市町の動向を注視するなかで、子育て支援の更なる充実に向けまして、まずは所得制限の撤廃を行いたいと考えているところでございまして、窓口負担の無償化については現在のところ検討していない状況でございます。

なお、ご質問いただきます完全無償化におきましては、令和3年度決算で県費補助を除く年間3,318万円に加えまして、約700万円程度の自主財源とシステム改修費用が必要になるものと想定しているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 大体質問の通告については、答弁をいただきまして、どこでしたか、やる気がないということであったわけですが、一定の自主財源とシステム改修が必要になるということですが、ただちにすぐそういうようにできないいろいろな事情あるということも多少はわかりますが、国民健康保険税の人頭割が課せられるというなかで、こうしたことを検討していないということですが、

検討する必要があるというように私は思うんですが、今の情勢をどのように考えておられるかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。一部負担金の完全無償化につきましては、軽い症状、たとえば風邪症状が軽い状況で、通常の場合でしたら様子をみたり、薬局で薬を買うなどして対応されているところを完全無償化となりますと、医療機関にかかれば、診療費もただ、薬代もただということで、そういった受診者がかなり増えて来るものと考えております。そういうふうになったときに本当に医療を必要とされる方の受診を妨げる要因にもなりかねないとも考えておりますし、各保険者の7割から8割の負担の部分、また町が一般財源で実施をしております福祉医療費の部分、そちらの負担も財源的に課題が生じてまいります。

国保の均等割等もかかってはおりますが、一部負担金を無償化にすることで保険料のほうも負担のほうが増えてまいりますので、そういったところも含めまして医療を必要とされる場合とそうでない場合との違いが現在一部負担金として負担をいただいております1回500円という負担であると認識をしております。

子育て支援の充実ということで取組んでまいります。そういった施策につきましては国や県のほうの全体での施策として制度の拡充が図られるように、町といたしましては要望のほうしてまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次、2点目の保育料について現状がどのようになっているのか、併せて財源についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは（2）保育料完全無料化の必要財源はいくらか、現状をどう考えているかについてお答えをさせていただきます。

保育料を完全に無料化した場合、令和3年度の実績ベースで算出をしてみ

ましたところ、保護者の方々にご負担いただいております3歳未満の保育料が約3,895万円、3歳以上の副食費が約1,184万円、その他時間外保育料等が約60万円となりまして、必要な財源が年間総額約5,139万円となるものと考えております。

保育所・認定こども園を利用されている保護者の皆様には、所得の状況に応じまして、0～2歳児は保育料、3歳～5歳児は副食費のご負担をいただいております。一方、多子世帯や兄弟等同時利用、ひとり親世帯等に軽減を行うとともに、保育料につきましては、一定の条件のもと保育料を基準額の半額とする町独自の支援を実施しております。保護者の皆様には、施設を維持していく事も含めまして一定のご負担をいただいている現状でございます。

保育料を完全に無料化を考えます時には、在宅で子育てをされておられますご家庭の負担状況についても鑑みる必要があると考えております。その上で適切な方策を見出していきますように引き続いて、安心して子育てを行っていただける子育て支援について検討してまいりたいと考えます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初のなかでも言ったように、異次元の子育てというのがどういうものかはっきりしないんですが、保育料を基準の半額にする町独自の支援をしておるといふ答弁であります。全体のなかでどの程度の方々がこの半額に該当されておるのか。またそういうなかでただ単に負担を無料にすればというだけではなしに、いろんな方々が特にひとり親世帯等は非常に負担になるような家庭もあるように聞いておるわけで、こういう点では早期にどういう方法が一番最適かわかりませんが、考える必要があるというように申し上げて、次の学校給食についてお尋ねをします。

これについては、あまり県内では多くありませんが、全国的には3割を超える自治体が無償にすると。4月以降については、特別財源を当てにしているという自治体が多いようですから、有料に戻る場合もあるかもしれませんが、こういう大きく拡大をするなかで、県によっては半分以上が給食費を無料にするという県もある状況であり、広島県では非常に少なく、坂町で3月まで、大竹市は4月からという、大竹の場合は、基地の関係の交付金があるということでこれを財源

にするというような方向で特別な条件ではありますが、給食法に基づいて、材料費はもらうんだというのがこれまでの教育委員会の答弁ですが、やはり先ほども申し上げたように、非常に生活が厳しい状況があるわけであるので、必要な財源もかなり必要にはなるとは思います、前向きに検討されることを求めて質問を終わります。

○教育長職務代理人（杉原正典） 議長。

○議長（米重典子） 教育長職務代理人。

○教育長職務代理人（杉原正典） 3点目の「学校給食を完全無料にする場合に必要となる予算はおよそいくらになるのか」についてお答えいたします。

現在、町内の小中学校における学校給食費は、1食当たり小学校230円、中学校260円となっております。

令和4年5月1日現在の児童生徒数が、小学校670名、中学校346名です。夏季休業等を除き、年間約200日間登校すべき日とし、併せて給食を食する日として算出した場合、小学校で3千万円程度、中学校で2千万円程度となります。よって、総額概ね5千万円が必要となります。

近隣他市町の状況も鑑み、教育環境充実の観点も踏まえながら、財源捻出にも配慮した上で、効果的な施策の在り方について研究していく必要があると考えます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 金額をそれぞれの施策について必要な財源をそれぞれお尋ねしたんですが、非常に予想したとおりの後ろ向きというか、答弁であります、やはり先ほどの1回目の質問でも言ったように、3割近くが給食費を法律では材料費は負担するんだというように定めてあるようですが、やはり今の社会情勢を考えてこうした自治体の判断によって実施をされているわけですし、県内は先ほど言ったとおりですが、やはりこれもひとり親だから必ずということでもないんですが、非常に給食費の支払いがたいへんであるという声は出されております。こういうなかで現状を十分に調査をされて、早期の実現を求めてこの項目の質問を終わります。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 矢山議員おっしゃるとおりですね、引き続き研究していく必要があると捉えておりますが、世羅町教育委員会としての具体、現状を把握しなさいということでしたので、その現状についてだけはお伝えさせていただきたいと存じます。

この近隣市町における学校給食費の1食分につきましては東部管内等踏まえまして一番安価であります。これは米飯がないためということもあるかもしれませんが。また学校給食法第11条の2項において、おっしゃっていただいたようにこの材料費は保護者負担としておりますが、一方で1954年、だいぶ遡りますけれども、当時の文部省、文部事務次官通達にありますようにですね、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないことであつたり、また、地方自治体の判断によって全額補助することを否定するものではないといったことの通達等もございます。そういったことも総合的に勘案した上で研究を進めてまいりたいと思っております。

最後にこの食材費に関わりましては、昨今の物価高騰等で食材費が非常に高騰しているところでございます。そのなかにあつて県内も勿論ですが、給食費をむしろ上げるといったところの自治体もございます。世羅町の中ではそうした状況の中でも給食費の値上げはしておりません。現状維持でございまして。と申しますのも、この現在の給食費を維持するために、現在の給食費で賄えるよう、給食調理員や学校給食栄養士等、また栄養教諭が日々子ども達の健全な発育に関わり、食材を抑える中でも栄養バランスの取れた栄養価の高いものということでさまざまな献立やメニュー等考えているところでございます。そういったことも併せてお伝えさせていただきながら、今後も研究を深めたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に 補聴器の購入と聴力検査に補助を 4番 矢山武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 3項目目の質問に移ります。国の制度として、障害者総

合支援法に基づく支給制度があるようではありますが、高齢化に伴って多くの年寄りの方々が本人は自覚しない間に聴力が下がることが見られます。難聴の方々が増える中で、この難聴については、認知症のリスクが高くなるとも言われておるところであり、補聴器については、かなりの金額がするというところであり、そうした方々に対して一定の補助を行うべきであると考えておるところであります。

1点目は聴力レベル70デシベル未満の中度や軽度の難聴者についても町として、補聴器購入に補助をして、補聴器の装着を推奨支援するもとの、認知症のリスクの低減を図るなど、安心した生活が出来るように取り組むべきではないかと考えますがお考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 3問目目にございます「補聴器の購入と聴力検査に補助」についてのご質問、私のほうからは「補聴器の購入補助」についてご質問にお答えさせていただきます。

現在、補聴器の補助については、身体障害者福祉法によりまして、高齢者だけではなく、聴覚障害者の方を対象にした補聴器購入助成がされているところがございます。聞こえの機能が低下している軽度、中等度で補聴器を購入される方への補助制度は設けられていない状況であるとともに、町での新たな制度創設の予定は現在はありません。

しかし、加齢などにより、議員ご指摘のとおり、地域の行事等への参加が億劫になり、その結果認知機能などの低下を引き起こすことが心配されるところでございます。制度の創設には、時間が必要と考えております。聞こえの低下は、自覚なく進行することが多いことから、家族など周りの人の気づきやお互いの配慮が重要でございます。聞こえの低下と認知症との関係性についての周知を図る中で、社会参画を疎かにしない取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次へいきます。

聴力検査の補助についてお尋ねをいたします。多くの自治体で補聴器の購入と併せて本人の自覚がなくても、一定の年齢になるときちんと測定をして、そういうなかで補聴器を装着するという事が重要であり、聴力検査も併せて進めるということが重要ではないかと思いますが、この点についてお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それではお答えいたします。「聴力検査への補助」についてお答えいたします。

1点目のご質問で答弁しましたとおり、身体障害者福祉法による対応となっているところであり、日常の聴力検査への助成については行っておりません。

議員ご指摘の、聴力検査につきましては、町が勸奨しております誕生日健診などで、聴力に限らず、検査を受けていただくことが可能でございます。

日頃より健診担当課と連携を行い、健診を定期的に受けていただき、早期発見と早期治療により健康な生活を送っていただきたいと考えております。

▼【矢山議員：「質問終わります。」】

○議長（米重典子） 以上で4番 矢山 武議員の一般質問を終わります。

次に 道路法面の草木処理について 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、道路法面の草木処理について。質問の要旨、1年前にもこの質問をさせていただきました。また昨年12月に同僚議員が同様の質問をされたということで、たいへんしつこいなと思われると思いますが、前回のときにも見直しを今、検討中だということでしたが、それが10年ぶりの見直しということでありました。やはり情勢は刻々と変わっておりますので、早め早めに対応していただきたいということもありまして、今回、再度の質問をさせていただきますというふうに思います。この問題に対してどの程度行政側として問題

意識とか危機意識を持っておられるのか。また今回見直しに着手されたことが根本的な解決につながっていくかなどを質問させていただきたいと思います。

最初の質問として町道法面の草刈りにおける高齢化と人手不足を解消する対策案はとしまして、ア 町としての考え方及び根本的対策案はについて質問させていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の道路法面の草木処理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員のほうからは1年前にも同様の質問いただき、今、物価高騰によりまして、燃料等の高騰については町としても検討しですね、今回予算組で拡充を行う予定としてございますけども、そういった燃料云々よりもですね、まずはそういった人がいないといった状況もですね、各地域で聞こえてきているところがございます。

答弁書に書かせていただいておりますけれども、地域の皆様におかれましては日頃より町道の草刈りや清掃などの活動に多大なるご理解とご協力をいただいていることに、この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず1点目にあります、町道法面の草刈りにおける高齢化と人手不足を解消する対策についてでございます。町の考え方及び根本的対策案はどうかということでございます。

ご指摘いただきますように草刈りにおいて担い手が不足し、維持管理活動の継続が年々難しくなっていると認識をしております。

町としましては、平成24年度から取組んでいただいております町道草刈り作業交付金事業によります地域の草刈り活動が、僅かながらではありますが年々増加傾向にあるため、取組みの支援を継続したいと考えております。この支援につきましては、令和4年の一般質問においてご指摘いただきました担い手不足や燃料費高騰を踏まえて、作業単価の見直しや補助上限額を設けないようにするなど、令和5年度から支援を強化するように要綱等改正するなかで必要な予算を計上することとしております。まずはこの支援強化による効果の検証を行ってまいりたいと考えます。また、道路の構造につきましても、道路改良や維持

工事の際に日常の管理が容易な構造となるよう配慮してまいります。

道路の草刈りや側溝清掃などの日常管理につきましても、地域の皆様のご協力が必要不可欠であると考えておりますので、今後も持続可能な地域活動の支援に繋がるよう努めてまいります。

またこれは道路のことですが、農業、いわゆるほ場の畔等による草刈りにもかなり地域でできなくなっているというような状況もお聞かせていただいております。現状、さまざまところでですね、いわゆるスマート農業に対する、そういった支援をどうしていくかということで、草刈り作業の課題ということでいろいろ研究をいただいております。先般、国の機関、また大学、そういった地域の方々等がお越しいただいております。この課題解決のためのデジタル化等含めたものでですね、今、研究しているということの状況を説明いただきました。これが実際機能するようになるにはもう少し時間がだいぶかかるかもしれませんが、将来的なですね、そういう地域の困り事に対してこういったことが活用できればまた違ってくるのかと思います。法面等については、町道のほうもですね、町が独自に管理するというのはできないことが多くございまして、これは県道にも言えることです。さまざまな声が挙げてきておりますけれども、できるだけ交通の障害にならないように、また事故等が起きないように、何よりもですね、草刈りをいただく方が安全に作業いただけるように、さまざまにですね、検討してまいることがたくさんあるかと思っております。今後ともしっかりいろいろな面でいい方法を模索してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）見直し検討いただいているということなのですが、その内容について教えていただきたいというふうに思っております。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それではお答えいたします。昨年第1回定例会、また昨年12月の定例会において議員の方からご指摘いただきました燃料費高騰、担い手不足に対する対応といたしまして、平成24年度から行っております草刈作業交付金事業についてですね、交付金の内容を見直しを進めてきたと

ころでございます。この見直し内容につきましては、草刈り作業 100mあたりの単価、こちらにつきましては現行 1,500 円のところを 2,500 円に、単価で 1,000 円の増額でございます。年 1 回の作業に対しましては変更前 100m 1,000 円のところを 1,500 円に、500 円増額しております。また団体における上限額として 15 万円というものを設けておりますけども、この上限額を撤廃いたしております。以上の見直しにかかる交付金の影響額でございますが 440 万円ということでございます。見直しの内容については以上でございます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） ありがとうございます。この単価で算出した場合に通常の作業単価のどの程度の割合になるのか、おわかりでしたら教えていただきたいです。

○ 建設課長（福本宏道） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 建設課長。

○ 建設課長（福本宏道） 草刈り作業につきましては、一部の区間について民家がない区間であるとか、交通量の多い区間につきましては町が委託する業者で草刈りを実施しております。この委託金額につきましては、1 mあたり 500 円程度かかっておるところでございます。100mあたりに換算しますと 5 万円経費がかかっているところでございます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） かなりの開きがあるということはわかります。今回のことが担い手不足が問題だというふうにお答えのなかにもありますけど、今回のことが見直し不足の解消につながるものというふうにお考えでしょうか。その点についてお伺いします。

○ 建設課長（福本宏道） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 建設課長。

○ 建設課長（福本宏道） 先ほど町長の答弁にもありましたように、今のところはですね、この交付金を活用している団体が増えておりまして、令和 3 年 111 団体のところ、令和 4 年度の見込みが 116 団体。わずかながら増えており

ます。こうしたことから今回作業単価を見直したことによりまして、引き続きですね、活動を継続していただけるものと考えておりますが、これだけではですね、根本的な解決にはつながらないものとも考えております。担い手の確保、こういったものが最も重要であると考えておりますので、他市町の状況の情報収集をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問ですが、自治区単位及び任意団体での取組みを検討してはいかがでしょうかについてお伺いします。

○建設課長（福本宏道）はい。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それではイ、自治区単位及び任意団体に対し委託事業としての取組みを検討してはどうかについてのご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁におきましても、支援強化について申し上げました町道草刈り作業交付金事業でございますが、任意団体での活用も可能でございます。また、要綱の改正によりまして先ほど申し上げましたが、補助上限額を撤廃することで、より広範囲な活動に繋がることを期待しているところでございます。

また、委託による草刈りにつきましては、予算の増加や、交付金を活用し取組まれている地域と不公平感が生じてしまうなどの問題があると考えております。まずは、現在の取組みを継続し検証していくなかで、委託事業などの新しい取組みについても研究を進めたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）答弁のなかで公平感ということばが出ましたけど、全体として変更していったらどうかという考えのもとで質問させていただいております。

○建設課長（福本宏道）議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）この草刈作業交付金につきましては、担い手を地域の方として担っていただくため経費の一部、こちらを補助していく形で支援して

いるところでございます。これをですね、全町的にすべて委託するとなると相当な経費になることが明らかでございますので、まずは地域の方の活動を支援する形で維持管理に務めていきたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）今の補助的な、担い手のための補助的なものということ、それに関しては理解できます。ただ今回の提案、この任意団体であるとか、自治センターという提案ですけど、要は行政側の補助だけで解決できない問題だということ言いたいわけですよ。であれば地域としてどうやって取組んだらいいかということ考えたときに、いろいろな問題があると思いますよ。法人さんも絡むだろうし、中山間も絡むだろうしいろんなことがあると思うんですけど、たとえば草刈をある程度管理する団体みたいなものがもしできれば、たとえば町道の管理、あるいは法人様も最近では担い手不足に入っていて、法人さんも委託というか、外部業者に出しているというような状況もあるわけですよ。実際には。ですからそれくらいあらゆるところでひずみが出ている、担い手不足が発生しているということ。そういったことを考えると、地域であるとか、そういったところともっと話し合いを持つべきだと思うんですよ。補助がこれだからこれでやってくれというのではなくて、じゃあ、地域の草刈をどうやったら解決できるんですかというのを行政側だけで抱え込むのではなくて、地域の人と話して、どういうやり方をやったらここが解消できるんだろうかという、その話し合いがまずあるんじゃないかということが言いたいわけですよ。一番大切なのは、補助金も大切ですけども、持続可能な仕組みづくりが一番大切だと思っているんですよ。どうやったらその草刈りがきちんと誰かの手によって管理がやっていけるかということが一番大切。それをしようと思うと仕組みが必要になるわけですよ。その仕組みを誰と組んで、どういった状況ですればできるのか。たとえば町だけの補助じゃなくて、たとえばそこが外部委託できるような形になれば、たとえば法人から依頼でそこをする場合も、個人からという形もあるだろうし、たとえば亡くなられてもう家に誰も住んでない方については、地域の方によっては、その遠く離れたところにおられるご家族の方と話しをして、そこからお金をいただいて管理しているというところもあります。いろんな形があろうかと

思うんですよ。そこら辺を補助がどうのこうのじゃなくて、仕組みをどうするかということを考えていただきたいというのが本当のお願いというか、お話の部分であります。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは担い手不足、これに対する課題をどう解決していくかというご質問だと捉えております。この問題につきましてはですね、町道の草刈りや側溝清掃のみならずですね、地域を守っていくという点ではですね、たとえば農業であるとか、といったこともですね、一体的に考える必要があると思いますので、関係課とですね、この担い手不足を解決する仕組み作りについて一緒にですね、研究していきたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 次の質問にいきます。ロボット草刈り機など省労力機械の導入支援を検討してはいかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） ロボット草刈り機など省労力機械の導入支援を検討してはについてのご質問にお答えします。

ロボット草刈り機は、ロボット掃除機のように敷地内を自動で草刈りするものや、人が作業しにくい法面などをリモコン操作によって刈払機が草刈りするものなどがあり、草刈り作業の省力化や熱中症対策などに有効な機械であると認識しております。

今後の普及状況を注視し、必要に応じ導入支援の検討を進めていきたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 人手不足というのもありますけど、高齢化で斜面がもう刈れないんだというのが現実的にあると。たとえば平坦な所であれば四輪モアを使えばある程度高齢者になっても現実にはできる。だけど、場所によっては

り斜面が、法面が5 m、6 mあるような場所もいくらでもございます。実際そういったところができないというのが本当だと思うんですよね。そういった場合に、要するに人手不足も解消して、ある程度高齢者でもある程度対応できるということを考えると、ロボットを使うというのは非常に有効な手段だろうと思うんですよ。町道だけでロボットをとくと確かに無理があるだろうと思うんですよ。実際に私も町道でロボットを使わないと問題があるというような場所がどの程度あるのかは私も把握してませんからあれなんですけど、ただ今回のロボット出したというのは、要はさっきも言いましたけど、もう少し広い意味合いで考えたときに、ロボットが導入できる支援できるような組織があればより少人数で、ほんとの少人数で、1人でもしできる場所であれば全部刈れるわけですよ。それをどうやったら実現できるのかということを考えていただけたらいいのではないかなということです。単純に町道だからロボットをとという考えではないです。それには無理があるということもわかっています。ですから総合的に考えてみたらどうでしょうかと。先ほど町長のほうからも今、そういうことをいろいろ検討されているというお話しをいただいたので、少し安心したんですけど、そういった意味での今回の質問です。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） ロボット草刈り機の導入につきまして議員からご提案をいただいたところでございます。なかなか町道だけでですね、高価な機械を導入し、それを地域の方で使っていただくというのを検討するのはむずかしい部分がございます。やはり草刈の大部分を占める部分は農地とかですね、家の周り、こういったところが大部分を占めてくるものと考えますので、農業担当する部局などと連携するなかで、また国の使えるですね、補助メニューがある場合はそういったものをですね、使う中で導入について前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 今回の見直しも時間かかりましたけれども、そうではなくて、来年にはじゃあ、こういった形でできるか。1年後にはどうだというふうに、

きちんと期限を決めてですね、見直しを図っていただきたい。提案もしていただきたい。それくらいの気持ちでやっていただきたいというふうな思いがあります。

では次の質問いきます。町道法面の落ち葉対策は。

ア 場所を選定し、定期的伐採（根こそぎ）を実施してはどうでしょうかについてお伺いします。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは町道の落ち葉対策は。場所を選定し、定期的に伐採を実施してはについてのご質問にお答えいたします。

町道の法面は、整備段階において降雨時の崩落防止を目的に、ほとんどの町道において法面の緑化を行っているところです。しかし年月の経過に伴い立木が大きくなり、枝木のはみだしや落ち葉による側溝の閉塞など、さまざまな問題が生じているものと認識しておるところでございます。

町道法面の木の伐採は、枝木のはみだし状況などに応じて実施していますが、根元からの伐採は作業や運搬処分に多額の費用を要するため、道路に及ぼす影響や路線の交通量を鑑み、伐採の度合いを判断していきたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 私の家の近くにも毎年木を切っていただいているところがあります。果たしてそれがコストが安いのかどうかということですよ。

今、このなかで経費がばっさり根こそぎの形でやるには経費が勿論高いというふうなご返答がありましたけども、最近県道で、根こそぎ伐採増えているのをご存じでしょうかね。ちょっと町内をぐるっと回っていただくとばさっと法面がなくなっているのがあっちこっちで増えつつあります。私もそのことについて県土木に確認してみたんですが、やっぱり毎年するのが経費かかるので根こそぎのやり方に変えてきているんだというふうなご返答をいただきました。実際はそういうふうになると、変わりつつあるということですよ。ですからその辺もよく検証されてですね、やられるほうがいいのではないかなという

ふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。広島県においてもですね、部分的な枝木の伐採からですね、根元からの根こそぎ伐採をやられているようなこともあるようでございます。町といたしましても一時的な費用によってですね、伐採の程度を判断するのではなく、長期的な視点に立って根元からの伐採をしたほうが経費節減になる場合には積極的に取組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 先ほどのように伸びた分だけを切るというパターンは毎年伸びてきますから、毎年葉っぱが落ちて、毎年落ち葉の整理をしないといけない。そういったことで町民の方がたいへんご負担に感じておられるというところもたくさんございます。ですが、勿論先ほど言ったばっさり木を切るというのを町内全体でやるというのは、これは費用の面でも、労力の面からでもできないのはよく存じております。ですから、当然皆さんも道路を走られて、ここはなというのはあると思うんですよ。たいへんだろうなど。落ち葉が落ちて、枝も伸びて、通行にもあれだなというような場所は全部じゃないんですよ。たとえば歩道があるような所はそこまで邪魔してない部分もあります。側溝から即、道路、立木があるという場合が一番落ち葉もたまるし、通行にも邪魔になる。枝の伸びるのも邪魔になると。ですから、ある程度場所を特定してみ、この場所に関しては何年計画で伐採していこうと。何年間かは持つじゃないですか。それくらい計画性を持ってやっていかないと考えてみますでは絶対進まないと思いますから、しっかりと年度計画みたいなものを立てていて、ここに関してはやると。勿論所有者との交渉もありますから、町単独でできる話ではないと思いますけど、そういったことを計画的にできればやっていただきたいと思います。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 町道の通行に支障がある立木につきましては町のほうでもですね、特に夏場において支障になる部分につきましては、職員が直営でですね、枝木の伐採をしたり、届かない範囲については委託により作業しているところですので、ある程度伸びやすい、影響を受けやすい位置というのですね、把握してきているところです。またこれに加え、パトロールにより上のほうもですね、注意してパトロールするなどによりですね、しっかりと把握に努めながら、支障になる箇所洗い出し、また計画的なですね、伐採に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よろしくお願ひいたします。

次に、里山林対策事業交付金の活用はについてお伺ひします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 2点目の里山林対策事業交付金の活用はについてお答えいたします。

里山林対策の事業は、私有の山林整備が目的の事業であるため、直接的には町道の法面管理に活用することはできないものでございます。

町道に面した私有林におきましては、所有者において適切な管理をお願いしているところではございますが、里山林対策の事業区域と町道が隣接している状況では、事業の有意義な活用も選択肢のひとつとして考えておるところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 選択肢のひとつをしっかりと活用していただきたいと思いますが、産業振興課には産業振興課の支援方法、補助金制度とか、そういうものがあると思います。建設課には建設課の支援制度というのがあると思うんですね。それぞれが独立してこれというのではなくて、じゃあ、2つの課でどうやったらそれを解決できるか。そういった横の連携を持っていただいてそういったことに対応できないか、そういったことも検討していただきたいというふうに

思います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。向谷議員のご指摘いただきましたことですね、全く先ほど建設課長の答弁にもありましたように、いわゆる町道草刈においてもですね、いわゆる集落全体で取り組んでいただいているということはまさに農地の法面についても関連も出てくるという答弁もありましたが、この事業の活用につきましてもですね、いろんなメニューがあるわけですが、基本的には地域の方がですね、団体を作っていただいて補助金を受けていただいて取り組んでいただく事業が多いものでございます。そういった事業もですね、町道の法面にあたっているような地域もございます。そういったところはですね、建設課と話しをしながらですね、事業が適切に条件にあってご利用いただけるものでしたらですね、地域の山林を守るなかで使っていただければというように思っておりますので、引き続き建設課ともですね、話しもしながら事業の展開も進めてまいりたいと思っております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よろしくお願ひします。次に、県道法面の草刈り及び落ち葉対策の住民負担軽減策は。ア 現在の支援制度はについてお伺ひします。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは県道法面の草刈り及び落ち葉対策の住民負担軽減策は。ア．現在の支援制度はについてのご質問にお答えします。

県道に関する支援制度につきましては、広島県が管理する道路及び河川において、年3回以上、草刈りや美化活動を行う団体に対し奨励金を交付する、ひろしまアダプト活動支援事業という制度があります。世羅町におきましては今年度30の団体がこの制度を活用し活動を実施していただいているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） アダプト制度があり、それを利用されている方がたくさんいらっしゃるということでした。ただ、アダプト制度自体がどちらかと言うと、ボランティア活動に対する支援というような形の位置づけの制度ですので、たとえば10人参加して行ったといったときに、基本活動費が1万円。距離900mを年3回程度刈っても2万円。ほとんど燃料代、チップソー代くらいにしかないという制度であります。基本的にボランティア、補助的な制度であります。

私が知っている場所はですね、県道のほとりの法が5m以上ある。勿論傾斜があるところなので、全部5mではないですけど、そういった段階のものが数百メートル続いていると。それを従来地元の田んぼの持ち主の人が刈っておられましたけど、もうだめだと、あそこは危なくてできないと、私には。足腰がもうあれだということで、できないからだめという形で拒否されたんですね。じゃあ、どうするかという話しになったときに、やっぱり県の補助のことも調べましたけど、今の県道の道路の管理上で刈るのは50cmか1mくらいだったと思うんですよ。それが年に1回程度ですかね。県のほうで刈られるのが。だと思っんですよ。そうすると、そのほかはほとんど地元の方が刈っておられるということなんですよ。ですから町で支援することが何かあるのか。あるいは県に対してもっと働きかけをしていただけたらなあというふうに考えて今回出させてもらいました。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは県道に対する支援について町でできるということでございます。県におかれましては、先ほど申しました広島アダプト活動支援事業による、どちらかと言えばボランティアに対する支援でございます。に加えまして、先ほど議員もおっしゃられましたけど、国道の場合には年2回、県道については年1回、刈る幅が約1m程度路肩の草刈りを行うことによりまして、円滑な交通となるような維持をされているところです。これ以外の部分についてはですね、現在、支援がないところでございます。こちらにつきましては、先ほどご質問いただきました町道ですね、日常の維持管理と同様の状況であることを承知しておりますので、県のほうにですね、要望する

機会、こういった機会に触れてですね、しっかりとこういう現状があるということ、それから支援につなげていただきたいということですね、強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問で、県に対して場所指定での草刈り及び木の伐採を要望してはどうでしょうかについてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それでは県に対して場所指定での草刈り及び木の伐採を要望してはについてのご質問にお答えいたします。

県道の草刈りにつきましては、現在年1回、木の伐採につきましては、状況に応じて実施されているところでございます。町道と同様に根元からの伐採は作業や運搬処分に多額の費用を要するため、道路に及ぼす影響や路線の交通量などを鑑み、伐採の度合いを要望していきたいと考えておりますけれども、先ほど答弁しましたとおり、計画的にですね、根元から伐採もしていただけるよう町としても働きかけていきたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）特定場所の草刈をとというのはなかなかむずかしいというふうにも私も確認しましたが、聞きました。その辺はちょっとむずかしい部分がありますが、引き続き要望はお願いしたいと。山の木の伐採については、やはりこれに関しては要望があればかなり前向きにやっていたのではないかなというふうな感触は私的には得ておりますので、引き続きこの場所はという思う場所はですね、積極的に働きかけていただいて、町費を全部出すよりも、県の予算でですね、しっかり出していただくほうがいいので、そういった要望もきちっとやっていただければと思います。

次の質問、ロボット草刈り機など省労力機械の導入支援の要望はに関してはもう特には結構ですが。

○議長（米重典子）一応答弁だけさせていただきます。

○5番（向谷伸二） それでお願いします。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではウのロボット草刈り機など省労力機械の導入支援を要望してはについてのご質問にお答えします。

先ほどの質問で答弁しましたとおり、ロボット草刈り機につきましては大変有効であると考えております。県に対しても、導入の検討などをしていただくよう働きかけてまいります。

○議長（米重典子） ここで時間延長しておきます。

時間延長 16時38分

○議長（米重典子） 次に 大雪時における除雪体制は 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 昨年12月に寒波による大雪に見舞われました。その節には担当課及び地元企業様におかれましては早朝よりパトロール及び除雪作業にあたっていただき大変感謝申し上げます。ありがとうございました。しかしながら、積雪の多かった地域では多くの雪が残り、地域住民の方は病院や買い物など生活に多くの支障をきたす結果となりました。久しぶりの大雪でもあり、行政側も担当課とされましてもたいへんばたばたされたのではないかなどいうふうには思っておりますが、記憶が薄らぐ前にもう一度初動体制及び手順等に問題がなかったか、検証も含めてお伺いいたします。

（1）大雪時における除雪体制は

ア 除雪装備（能力）と初動体制及び課題は。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは向谷議員2問目にございます大雪時における除雪体制についてのご質問いただいております。

私のほうから初動体制と課題について申し述べたいとここでございますが、ご存じいただきますように、昨年12月22日から24日にかけては西日本各地において大雪に見舞われました。いわゆるクリスマス寒波というのが到来したところでございます。世羅町におきましても多いところで約40cmを超える積雪がございました。町の北部を中心に除雪作業を行ったところでございます。しかしながら除雪にはやはり時間もかかるということで、全部の除雪が済むまでにはかなりの時間を要するというところもございますし、なおかつ三次市に隣接したところでは除雪車が来たり、さまざまに大きな作業車がやってまいります。世羅町に入った途端向きを変えて帰って行かれます。こういったことは豪雪予算がついている地域とそうでない地域でかなり予算面では国の支援が違いまして、かなり隣接した地域からの声としてですね、どうにかならんかということが町のほうへも声として入ってまいりました。私のほうも県の職員に対してですね、できればもう少し世羅町に入ったところで向きを変えていただけないものかということでお願いしています。というのも、雪があつて傾斜があるためにですね、車でもスタッドレスをつけていても登りきらないといったところありますし、あまりにも雪が増えるもので、朝どうにかそこまで行きたいんだけど、なかなかそこで立ち往生するような場面もあるんだというような声が入ってきました。県もですね、なかなかむずかしいようではございますけども、同じ県道でありますから、是非ともそういったところも配慮いただきたいということですね、お願いさせていただいたところでございます。

まず1点目の除雪の装備についてでございますが、世羅町では冬季におきまして恒常的に除雪が必要な状況ということにはなっていないため、除雪専用機械は所持してないところがございます。よって町内の各建設業者が所持していただいておりますトラクターショベルやグレーダーといった建設機械によって除雪を行っていただいているところがございます。

次に初動体制でございます。12月の大雪につきましては事前の気象情報により大雪が予想されたために、前日のうちに委託業者へ翌日の除雪を指示したところがございます。また、町の職員におきましても早朝4時頃よりパトロールと積雪の観測を行うなかで、積雪の多かった地域へ除雪業者の応援を指示したところがございます。しかし、除雪に従事できる建設業者の作業員や建設機械に限

りがございまして、先ほど申し上げましたようになかなか除雪が進まなかったところがございます。除雪をしていただく建設業者の確保や建設機械の保有などが今後の課題であると認識しているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）建設、いわゆる機械ですよ、機械は今、町内に何台くらい保有されているのか、わかりますか。地区別でもしわかれば教えてください。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）町内の建設業者におけるですね、機械の正確な台数の状況というのはですね、把握できてないところでございます。また委託にあたってはですね、各業者さんにもですね、オペレーターに限りがございますので、各業者1台ずつの機械の投入により除雪を行っていただいているところでございます。しかしながらですね、建設機械の諸事状況によっては除雪のスピードにですね、たいへん差がございますので、しっかりと業者さんの、委託先のもので、所持している機械、こちら毎年変わる状況もございますが、把握に努める中でですね、しっかりと除雪の計画を立てていきたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）どの地区で何台出したというのがわからないんですか。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）失礼いたしました。昨年12月ですね、大雪に対する除雪でございます。世羅西地区におきましては4業者によりまして除雪を行ったところでございます。また世羅地区におきましては2業者におきまして除雪作業を行ったところでございます。

▼【向谷議員：「甲山はない？甲山」】

甲山は除雪をしていないところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）限られた人員と機械台数ではすべてに対応することはむずかしいという、当然そうだと思いますが、機械を用意するということはたいへんむずかしいということであれば、当然、作業効率というか、そちらのほうをアップするというほかないというか、という形になると思うんですが、その点はどう思われますか。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）先ほど町長も答弁しましたとおり、北部の三次市、庄原市などはですね、豪雪地帯といったことで、国の補助を受けて除雪機械を市が導入する。それを市が建設業者に貸し出して除雪を行っているというものでございます。世羅町はその地域の外にございまして、また雪の降り方もですね、数年に1度、除雪の必要なのが、雪が降るのが数年に1度ということで、そういった除雪専用の機械、こういった配備にできないというのが実情でございます。また、業者が所有しておる機械につきましても町が貸与しているものでございませぬので、それぞれ建設業者が所有する機械、これによって除雪を行っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問で、除雪車配備（路線導入）の派遣基準と道路に関する優先基準があったら教えてください。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それではこの除雪車配備の派遣基準と道路に関する優先基準はについてのご質問にお答えいたします。

まず除雪の基準についてでございますが、それぞれ広島県、世羅町が定めております除雪計画、ともに路面の積雪が15cmに達した場合、除雪委託業者へ除雪を指示、もしくは15cmに達したことを委託業者が確認しましたら、業者の判断により作業を開始するよう定めているところでございます。

次に優先順位についてでございますが、各建設業者の移動経路を踏まえたいえで、交通量の多い幹線道路から優先し実施しているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）ちょっとびっくりしたんですが、15cmに達したらということで、達しなかったら出ないということですか。と出せないということですか。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）除雪につきましては除雪計画を定めておりまして、このなかで路面の積雪が15cm、これに達した場合には除雪するという計画でございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）それは変更できないものなんですか、町では。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）15cmと定めておりますのは、15cmであれば、一般の車両の通行ができるだろうということで15cmというものを想定しているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）たとえば優先道路のことですけど、積雪量は少ないが、交通量の多い幹線道路と、積雪量が多い交通量が少ない幹線道路である。どちらを優先されますか。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）先ほども申しましたとおり、除雪の順番につきましてはその除雪機械が移動することを第一に考えなければなりません。また、町が管理する県道、こちらをまず優先しまして、その後町道に行くということに

しておりますけれども、そういったことで判断しておりまして、積雪量だけではですね、なかなか、雪の降る量につきましても、その都度判断する必要がございますので、なかなかですね、路線をその都度順番を決めることはむしろかしゅうございますので、あらかじめ決めた路線でですね、経路を考えて除雪をしているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）今回の経験でその辺で今までどおりの計画で良かったと。或いは、ちょっとここは見直したほうが良かったなというようなことはなかったですか。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）はい、お答えいたします。除雪を行う建設業者につきましては、その建設業者は営業所がある建設業者に除雪をお願いしているところでございます。今回積雪が多かった、特に世羅中央線より北側の地域について業者の数も限られるわけですが、何社かについては、南部から応援に行っていたわけですが、こちらの決められた路線を除雪するのではなく、降雪の少ない地域から多かった地域へ派遣するとか、そういった仕組みづくりをあらかじめ考えておく必要があったというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）そういったことがあったんだったら、そういったことをまた改善点として考えていただけたらと思います。

次の質問で、塩カリ散布の体制と基準は。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それでは塩カリ散布の体制と基準はについてのご質問にお答えします。

まず散布の体制についてでございますが、県道につきましては、路線ごとに建設業者と契約し業務を委託しているところでございます。また、町道につきまし

ては、町が保有する散布機により直営で行っているところでございます。

次に散布の基準についてでございますが、路面の凍結が発生している場合、もしくは予想される場合において、町の職員の指示や委託業者の判断により実施しているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）では次の質問。情報収集は行っているのかについてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それでは情報収集は行っているのかについての質問にお答えいたします。

道路の積雪状況の把握は、除雪計画において注意報発令時は午前8時30分と午後4時30分に、警報発令時は随時行うよう定めておりますが、夜間や早朝に降雪、凍結が予想される際には、町の職員と除雪委託業者において、概ね早朝4時頃からパトロールを実施し観測を行っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問にいきます。今後の改善点及び見直しの実施はについてお伺いします。

○建設課長（福本宏道）はい、議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それでは今後の改善点及び見直し実施はについてのご質問にお答えいたします。

12月の大雪では、除雪作業へ入ったときには既に10cm近くの圧雪がありまして、雪が締め固められた状況でございましたので、除雪作業が困難であった路線や、除雪を行った路線へ更なる積雪が生じるなど、長時間通行に支障をきたす路線があったことを認識しているところでございます。

今後、今回のように数年に一度の大雪が予想される場合は、積雪が始まる前に融雪剤、塩カリを撒くなど、積雪を少しでもやわらげる対策や、積雪が多い地域

には除雪業者を重点して配置することを予め定めておくなど、先ほど申しました早期の通行確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）今回私も現場を歩きましたけど、大変な場所もありました。世羅西のなかでも津田地区はかなりの積雪も多く、圧雪したらもう除雪は意味がない。意味がないと言ったらおかしいですけども、下は削れないので、ある程度解けて、下から水が浮くようになったらたぶんとれるんだと思いますけど、それまではまずほとんど無理というか、非常に大変な状況だなというふうに感じました。ですから勿論優先道路とか、経路とかいろいろあると思いますが、そのときの雪の多いということもやっぱり判断基準のなかに入れていただいてそこは早めにとっていただく。住民の方に支障が出ないようにしていただく。迅速かつ正確にそういった指示を出していただく。そういった見直しをですね、図っていただきたいなというふうに思います。

それからさっきの塩カリ散布のこともありましたけども、たとえば西地区で言ったら弁城地区であるとか、甲山地区であったら小世良の場所であるとか、大見のほうは空口のほうであるとか、いろいろその他にもあると思いますけど、特に女性の方、高齢者の方が怖いな、通勤に行くのも怖いなと思うような場所はですね、凍結であるとか、そういった初期の雪であれば、早めに塩カリの処理をしていただいて安全に事故のない形で通行できるようなことに配慮していただけたらというふうに思って私の質問を終わります。

○町長（奥田正和）はい。

○議長（米重典子）町長。

○町長（奥田正和）こういった大雪のときにはなかなかパニックになる部分もございます。津名地区雪が多かったと言われましたが、うちも津名地区のほうで、一番多かったのはうちの地区かなと思います。当日、世羅高校応援に行くために8時前の新幹線に乗ろうと出るのを悩みましたが、5時半くらいに出てやっと着いたというくらい。ただ西のほうから出てですね、西大田過ぎたころから雪が少なくなりまして、もう楽に通れる状況、甲山のほうから尾道行く頃には、雪がほとんどなくてですね、尾道着いたら、ちょっと車が恥ずかし

いくら雪を積んで行っておりました。これほど同じ県内でもですね、違うのだなあということは認識しつつ、ただ帰ったときには雪が溶けていればいいなというくらいな感覚でおりましたが、以前駅伝をこの時期によくやってございまして、過去もかなり 20、30 cm 降るような時代がございました。除雪を一生懸命やっていただいて、駅伝ができるように進めていただくんですけども、いざ終わる頃には雪がもう溶けてなくなっていくような状況もありました。なかなか雪というのは解けるものではありませんが、なかなか最初降ったときは皆さん、交通手段どうしようかと、どうやって出勤しようかというようなことで、一番いいのは事故がないことを願うばかりでございまして。そのためにも除雪作業、建設作業車ですね、頑張ってくださいまして。雪が多いときに除雪が行きますと、今度は家から出れないという苦情もですね、ちょっとあつたりしましたけども、なかなか除雪作業を効率よくやっていただけるように、また路側のほうへ近づきますと、また構造物壊したり、低すぎますとマンホールをういだりと。さまざまなことに配慮してやっていただいております。そういった事業者のご苦勞にもですね、ひとつ感謝をしながら、今後対策はしっかり建設課においても、またさまざまに情報収集においては職員も各地域でございます。そういったところからの連絡をしっかりとってですね、こういう場所がやっぱり危ないというのはですね、早く対処ができればというふうに思います。実は尾道松江線についての通行止めも何回かしたわけでございますが、福山河川事務所の所長から直接私のほうへ電話かかりまして、今から止めますということはありません。それで町がどうのこうのはないんですけども、ただ今度は町内を通っていただくことになります。御調なり、世羅インターから降りて三次方面に向かわれる方は町内で今度は交通遮断が起きたときに連携がとれてなくてはいけませんので、そういう、しっかり連携を持たしていただくなかで、情報共有、深夜であっても執行部においてはさせていただいておる状況でございます。さまざまな点でまだまだ足りないところはあるかもしれませんが、こういった危機管理をしっかり持つなかで進めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で5番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、3月7日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 17時00分